

みしと見えて、しからずんは十分に、我等の上陸と俱に虜となすへきなり、アレキセイ予に語りしは、日本人は俄羅斯人を恐る、再甚し、凡て俄羅斯の人は砲術に鍛練し、其業捷速にして、よく中れり、既にホーシトウ亂妨の時是を知れりと、日本人等毎に語りしとなり、

一第七月十日、自注、我六日また水を取終らされは、船を陣屋の方に移す事能はず、暫くして水も十分取納しかば、船を移さんとする折ふし、風變りて進む事能はず、時に日本人小船を出し、遙に手様を以、我等に對談したきよしを示せり、よつて遂に端船に乗り、彼方に往しに、彼小船は桶を海上に残して返りしかば、其桶を取揚見れば、前に償のために漁村に残し置たる品々、并に最初我方より桶に納めてやれる品あり、因てまた其上に銀錢十八と東印度製の絹布を加へて、再び其處に浮め、已に本船に返らんとせし時、又日本人白き扇を以て招き、予に上陸せよと手様をせり、予思ふに、今は薪水、食料も十分に取得て、二ヶ月餘りの用意あり、オホーツカまで往くに事足れり、然は最早日本人に用事

はあらされ共、彼ホーシトウか一己の惡意にて亂妨せし事を、猶委しく日本人に説き明さずんは、永く我國の恥辱ならん、且我國王往々日本國と信を通し、交易の道を開かんと意なれば、愈此時汚名を雪かんと、一筋に徹忠を思ひ、終に危も顧みず上陸して、日本人と應對せんとして、四人の水夫に命し、船中武器を帆布の下に隠して、日本人に見られざる様になさしめ、門より三窓の備をなし、夫より端船を陸の方にすゝめて、陣屋の内より凡七八十尋も隔る所に着して、予船中の者に命し、此船をよく浮めて潮に干上られざる様にすへし、又必日本人を此船に乗すへからず、予か往方に目を付て下知を待へしと、予は夫よりアレキセイと水夫一人を具して上陸せしに、向より海邊に進み來るものはオヤゴタ自注、由按に、觀方の誤なりなり、此官は我國のケレツコマンタント自注、組頭に此者夫二人、歩卒二人、クリル人十餘人を従へて、予を迎に來れり、日本人はいつれも絹布の服を着して、頭より足まで鎧ひ、皆長短の二刀を帶せり、クリルス等は皆常の服なり、予は一劔を帶し、懐に手銃六挺を隠せり、此オヤゴタ

甚惡に禮をなして、陣屋の長官も程なく來らん、暫く此處に俟つへしと云り、予彼に向て、我等前に漁村に残し置ける品と、最初桶に入て浮しやれりし品を、今又其方より桶に入て浮しせしは、如何なる故なるやと問ひしに、されは皆其方に返す爲なり、我等此以後親み交る事を欲せされは、何品にても受納する事なしと云り、眞なるかなライスマンか先年使せし時の紀行に、日本人は異國人と通信の契約をなさる以前には、必ず音物を受ず、契約の後、如何なる音物にても受納する事なり、予此事を思ひ合して、此事は安心せり、程なく官人出來り、其形を見るに頭より足まで鎧ひ、二人の歩卒を従へ、一人は鎗を持たせ、一人には冑を持たせたり、

此冑の上には月の形の造物あり、此官人の出來る様子最異體なり、眼は地を視、兩手は左右の脇につけ、足の歩みは廣き溝を跨ぐか如く甚寛にして、恰も行先の見えざるか如し、予彼に歐羅巴の法にて禮をなせしに、彼また應して、左手を額の邊迄揚げて頭を低、身を屈めたり、夫よりし

て問答を初め、予先此船困窮に迫り、やむ事を得ずして、其國の人を驚かせし罪を許さるへしと云しかば、彼曰く、予昔爾等の來りし趣意を知らずして、火砲を放ちたる事、甚後悔せり、然れども端船を出して、此方の小船を迎ふへきに、其事なき故、火砲を放てりと、予答て小船の出しを知らず、全湊内雲霧深く暗かりしゆゑ見えざるならんと、其外彼か方に理を付、其誤を飾らんと通辭を設けし事、予深く悟れり、その故は、右船を湊の内に入る、時は我等皆四方に目を付、小鳥たも見誤る事なし、況や小船をや、彼人問て曰、爾此船の甲必丹なるや、又外に爾か上に立者あるや、是を問ふ事數次、又爾等いつれの處より何の爲に此國に來りしや、また此處より何れの國に到るへきやと、予島々測量の爲航海するの實を以て答へは、彼予を怖れ疑ひを起さんと思ひ、詭りて我等か領地の東の首領より都府ベトルスブルグに歸るものなり、然るに逆風に吹れて、はからず船路日數を移し、薪水乏くなりし故に好き湊を求めて、是を積納んと欲する折から、計らすエトロフ島に着して、日本人に應對せり、即長官

よりフウレベツに持行へき書翰を得たり、是は追て船より持せ遣すべく、是等の次第にて今此處に船をよせたり、また此處を出帆して抄路を航して廣東に至り、再び薪水を積納んと思へり、彼難して曰、備前にエトロフにては交易の爲に來りしといひ、今いふ處と違へるは如何と、予答て是は其時通辯せしクリル人の、俄羅斯語に熟せされは、予かいふ處解し誤るなり、クリル詞には金貨といへるも買といふ詞もなし、唯取替式は交易するといふ詞にて事を解し候ゆる、その誤を生したり、又問て曰、當時の國王の名は何と云や、備か名は何といふや、先年使節に來りしレザノフを知れりや、都府ベールスブルグに日本語を知る者ありやと、予審に答へ、但レザノフは死せり、又俄羅斯國には日本語を知る者のみならず、日本語を俄羅斯語に翻譯するものありと説き聞せり、都て予か答ふる處を、彼細密に書記せり、其後烟草、茶、酒并にかヒ、ヤール由按に、はちてをを出せり、皆臺にのせて、長短の二刀を帶せし人一人を待來りて、予か前に並へて其まゝ各居しかば、予か周りは其人を以て輪を畫け

るか如し、予か船より携へる産物の中に、佛朗察の焼酎ありしかば、水夫に命じて端船より取寄せ、日本人に與へり、予か側に立並へる人甚多くして快からざる故、其人の多きを恐るゝ體をなし、又かく圍居れば、予に逆意あるやうにて好からざれば、請ふて少し退しめたり、但予か心中には、彼予に非道なる事をなせば、彼にも損失あれば容易に非道なる事はせまじと思ひ、憚ることなく、烟草、茶を喫し戯なごをいへり、彼好き事にて、予か器物の名を問へり、予又其日本名目を問へり、終に予座を立て彼等に向て、長官予に約せる食料等を與る時は、如何程の報をなすへきやとて、懐より銀錢を出して此數を定め示すへしと言しかと、彼曰、予は陣屋の長官にあらざれば、其數を定むる事能はずと、予彼を長官なりと思ひしに、今是を聞て大に驚けり、彼又曰、備長官と彼是應對のため陣屋に來るへしと、予是を辭して、予已に上陸して數刻を経たり、然るに今備と共に陣屋へ往は、本船より是を見て驚、敵對にも及へし、然れども一度重官の内一人、予か端船にて本船に送らば、船中の者皆安心すへし、然ら

は予今備と共に陣屋に到るへしといひしかば、彼許諾して、其事を陣屋の長官に告知らせしに、長官嚴しく是を制し止めて、頓て長官自ら此處に出來らんといひこして、間もなく再び長官より使を以、予今午飯なれば、即時に往事能はずと言來りしかば、予も久しく俟こと能はず、一先本船に歸り船を陸近くすゝめ、再び上陸して陣屋に往んと約せしに、彼敢てとめず、酒一陶に少の鮮魚を添て予に與へ、且其饗應の行届さるを謝し、其所にありし網を指して、其端船を此處に來すへし、夫迄に網したる魚を多く與ふへしといへり、因て予彼に顯微鏡と焼酎二三陶を與へり、彼是を受納すれども、クリル人に與へし烟草を受納する事を許さへりき、又彼親みし驗とて、予に白扇を與へて、備陸に來るにはいつれも逆意なきの驗を、此白扇を以招くへしといへり、予是を諾して歸れり、前に對話の中に、アレキセイ十字の修法を言しかと、其通辯不分明にして解し得ざる故、答もなさへりしか、既に端船に乘りて後、アレキセイ予に向て、日本の役人は俄羅斯の人の十字を尊崇することを知れり、依て前に

いよく逆意なきを證する爲に、其修法をなすへしと言しよしを語れり、予先々其事を解せず、其好みに應せざるは遺憾なりし、一日暮前に、船を陣屋より大砲の届く計隔ちたる處に移して、砲を入れたり、夫より上陸するには時刻遅きゆゑ、エトロフの役人より渡せる書翰を、ミイチマン官名、のヤクウスキンに屬し、武器を備へし端船に乗しめ、先に予か着岸せし處に往て、其書翰を日本人に渡し、且先に網せし魚を持來るへし、彼處に到らば必其端船を離るゝ事勿れ、と命じて陸にやりしに、其事を調へて日暮て歸り來れり、日本人共甚懇になし、鮮魚二百餘尾を贈り、明早朝予か上陸を待よし、もし雲霧深くは來る事勿れ、但し船中の役人をは兩三人同伴すへしといへりしよし、其兩三人伴ひ來れと言しことは疑し、予ヤクウスキンの言を信せず、彼は好事の性質にて、好て周旋し、何によらず自分見聞せん事を好むなれば、予多く彼を使はず、是迄上陸せしにも予一人行けり、さて明日の上陸には彼もつれんとて、種々取飾りて陸にての話をなし、終には明日必伴ひくれよ

と予に請ひしかども、已にミイチマンのモールと
 按針役のヘレフニコウに其事を命せしかば、止事
 を得ず彼か乞所を許さざりし、遣厄日本記事に據る
 丹コロフイン、蝦夷地浮田中の筆記にして、文化元年の使節レザ
 ノット、及び文化三年、四年魯賊蝦夷地島々を侵せし主意等下に詳
 なり、本邦の記事を照し見
 るへし、下再の辨せず

通航一覽卷之二百九十八

魯西亞國部二十六

○蝦夷地亂妨始末クナツリ島
 文化八辛未年六月四日、奈佐瀨左衛門詰調役、彼等八
 人を上陸せしめ、糺問を遂るに、終に其場を去むとす
 とて、悉これ捕ふ、後本船よりしは、火砲を發せ
 しか、同月七日、カムサツカの方に魯西亞の國にして、カ
 のよし、蝦夷千
 島語に記す、歸帆すとて、奉行そのよし江戸に言上す、
 文化八辛未年六月十四日、村垣淡路守、荒尾但馬守
 より小笠原伊勢守に贈る御用狀、
 先便追々得御意候、露西亞船クナヅリ洞内へ繫居
 候に付、同所詰御固人數并詰合支配向よりも打拂
 候得共、彼方よりは、大筒も不打放候に付、控居候處、
 同斷ケラムイ崎へ上陸いたし、米并船等紛失もい
 たし候代り、相見、紅之木綿二反、皮手袋を桶に入
 印付一つ、沖合に差置候に付、早速蝦夷人を以取に
 遣し候處、ラロシヤ人申聞候は、右頭分之者、糧米切
 れ候に付、貴請度趣申立候段申聞候間、按するに、これ
 まて前條の考證

通航一覽卷之二百九十七終

なり、これとも文勢同所詰調役奈佐瀨左衛門
 詰調役、下此例ありラロシヤ人へ逢候上、右之趣は、松前表へ相伺、差圖
 之上如何様共取計可申遣間、右伺往返日數相懸候
 内、當洞に相待候様申聞候處、如何心得候哉、通出候
 間、右ラロシヤ人七人、外にラソフ人按するに、ラソフ
 島は、魯西亞の屬
 島なり、ラロキセ都合八人召捕、夫々手當申付、南部家詰
 合へも見守之儀申達置候、然處ラロシヤ人召捕候
 故にも候哉、異國船より大筒打拂候間、是又防禦
 手當方申付、召捕候もの共は、不殘當方按するに、松
 前なます
 并箱館之内へ向差立候段、當四日瀨左衛門差立候
 注進狀、今十四日到來致し候、且又右召捕候もの共
 儀は、爲警固南部人數六人外二人差添、當五日ネモ
 ロ場所内ルシヤへ着船仕、當方并箱館之内へ向差
 越候旨、ネモロ詰支配向よりも申越候に付、其段呈
 書を以今便申上候、按するに、呈
 書下に載す、寫并書狀類寫別紙差
 進申候、類今所見なし右に而御承知可被下候、
 一追而本文魯西亞船之儀は、是迄船石目不申越候、
 然處此度エトロフより差越候書面取調候内、同所
 詰下役アトイヤ出役石坂武兵衛雜記之内に、千四
 五百石積位之船に見請候段有之候、左候得は、クナ

ヅリ洞内掛りいたし候船は、ラソフ人ラロキセ乘
 組居候趣に候へは、右同船に可有之と存候、是又爲
 御心得申進候、
 一本文之始末にて、クナヅリ詰南部家人數疲れ候
 趣に付、エトロフ詰交代歸郷人數之内、此度召捕候
 異國人警固人數へ程能引分、殘りの分クナヅリへ
 加勢として差向候様、箱館詰吟味役より同所詰南
 部家へ申談候處、交代歸郷人數六十人程有之候に
 付、右之内より召捕候ものども、見守に程能殘し置、
 其餘は不殘クナヅリへ打返し、渡海可爲致旨申聞
 候段、箱館詰吟味役より申越候間、此段も爲御心得
 申進候、右返書寫、按するに、此
 寫今送せり、是又別紙差進申候、
 一佐藤茂兵衛按するに、
 調役、儀、箱館交代相濟、出府掛當所
 へ罷出居、幸之儀も候間、此節東蝦夷地取締方見廻
 申渡、早々差立申候、此段も申進候、以上、
 同日進達、
 以別紙申上之候、先便追々御届申上候、魯西亞船ク
 ナヅリ洞内へ繫居、同所ケラムイ崎へ上陸致し、米
 并船等紛失候代りと相見、紅之木綿二反、皮手袋
 を桶に入、印付一つ沖間に差置候付、早速取に遣は

し候上、蝦夷人共掛合候處、魯西亞船頭分之者糧米
され候に付、貫請度趣申立候由に付、同所詰調役
奈佐瀨左衛門魯西亞人へ逢候上にて、松前表へ相
伺、差圖之上如何様共取計可遣間、右伺往返日數當
潤に相待罷在候様申聞候處、如何心得候哉遁出候
間、魯西亞人七人外にラソワ人ヲロキセ都合八人
捕押居、不取遁様南部大膳大夫同所詰御固人數へ
相違、見守申付置候處、魯西亞人取押候故にも候や、
魯西亞船より大筒等打掛候間、夫々防禦手當方申
付、召捕候者共は不殘松前、箱館之内へ向差立候
旨、當四日瀨左衛門差立候注進狀、今十四日着仕候
處、右召捕候もの共爲見守、大膳大夫御固人數六人、
外に二人差添、當五日ネモロ場所内ルシヤへ着船
仕、松前、箱館之内差立越候旨、ネモロ詰支配向より
も申越候、猶又追々申上候様可仕候、先此段申上
候、以上、

六月十四日

村垣淡路守

荒尾但馬守

同月同斷、
當月十一日申上候、同四日於クナジリ魯西亞人生

捕候後、魯西亞船より大筒等打掛候に付、此方より
も打拂候處、魯西亞船にて打止候に付、此方にも
差控罷在候之處、兼而奪取候圖合船と相見、同五日
沖間へ繋ぎ、其脇へ紅印之桶建置候得共、元船近く
有之、此方より船差出候儀は危御座候に付、見合罷
在候處、翌六日又候魯西亞人橋船にて、テレケウシ
へ上陸仕候様子に付、其段南部大膳大夫勤番人數
へも申談候處、人數引分罷在候處、無程元船へ相
戻り候に付、右テレケウシへ蝦夷人共差遣、上陸路
爲見候處、草中へ隠置候米八俵奪ひ取、書物入候箱
一つ、着類其外手道具入候包もの三つ、外に着類入
候琉球包一つ殘し置候由にて持參候、然處同七日
朝、魯西亞船沖合へ乗出し、ケラムイ崎を替へ走行
候段、クナジリ詰調役奈佐瀨左衛門より、急便を以
申越候、依之此段申上候、以上、

未六月

村垣淡路守

荒尾但馬守

當月四日、クナジリ島にて、魯西亞人七人并ラソワ
人ヲロキセ召捕候節之始末、別紙之通、同所詰支配
調役奈佐瀨左衛門より申越候に付、右書面寫一冊

按するに、此書 并魯西亞船より差越候書付本紙一通、
面下に載す。クナジリ詰より差遣、片假名にて認候書付一通相
添按するに、此書 類所見なし、此段申上候、以上、
未六月

未六月

村垣淡路守

荒尾但馬守

以上、
靖北、
雜事記、
鎌、中、陸、漫、錄、

文化八年七月、奈佐瀨左衛門再調御用狀
六月四日に罷成候得は、約定之通橋船も漕來不申
體に付、左候へは僞候て出帆致候儀と存候に付、最
初沖間へ浮桶にて差出候程々耕切、硝子德利、米、
酒の器、練玉、又ケラムイ崎にて差置候、桃色唐木
綿、革手袋、服紗、ゼンベコタンへ差置候、練玉、風
呂敷、小革香口之せん様成もの、并タカノ口持歸
候風呂敷、練玉共、沖合へ印を附浮桶出候處早速元
船より橋船出し取入候間、此上は最早當方に留置
候品も無御座、彌亂妨之底意と奉存、元船橋船にて
も近寄次第、打拂之積罷在候處、又ホントルベツへ
橋船漕出し直に漕戻し、夫より當方へ向け、橋船一
艘人數七八人乗組漕來候に付、打拂可爲申存候得
共、小人數之儀故、上陸之上若不法之儀も有之候は

は、其節打捨可申旨、是又南部家物頭六兵衛へも申
談、若昨日啓助へ約談之通、私共出會に罷越候儀に
て、穩に上陸候は、掛合も可致、萬一不法遁出候儀
も有之候は、取押之儀共申談置候處、間もなく海
岸へ上陸、穩便之様子に付、幕張仕候内へ支配人通
詞案内にて呼寄、私共并啓助同心松井力太、名鏡儀
右衛門、御雇醫師飯野瑞元、南部家人數共夫々相固
居及出會候處、頭分之者三人、下官三人并ヲロキセ
罷越、下官一人橋船に殘居候儀御座候、其節彼者共
へ相尋候は、何れの國より出帆、何れの國へ罷越候
積、頭分名前何と申候哉と申聞候處、地理繪圖一枚
差出指さし仕候て、ベトルホルと申所より出帆、キ
タイナと申處へ相廻り候船に有之、頭分名前は甲必
丹カワビンと申候、然處風順不宜、常潤内へ乗入候
儀に有之由、船中糧米乏敷御座候間、米并酒は如何
程にても宜敷候間、貫受度由申聞候、夫より船中乗
組之もの人數は何程、類船も有之候哉と相尋候へ
は、總人數百二人にて、類船は無御座候よし申聞
候、糧米は如何程貫ひ度哉と申聞候處、凡二十俵貫
ひ度旨申之候に付、爲申聞候は、僅計之儀候間、隨分

差遣可申候得共、先年長崎表へ其方之國人渡來候節、以來日本地之内へ渡來致間敷趣、御教諭も有之候處、其後蝦夷地之内エトロフ島へ致渡來、及亂妨候間、向後日本地之内、いつれの處へ渡來候共船人共打碎不申趣、被仰渡有之候に付、既に當洞内へ乗入候節も打拂候得共、手向も不致穩便に願筋も有之様子に付、子細も可有之儀と存、及出會候間、差遣度は候得共、前書之御趣意も有之候間、一存にては難遣候に付、松前表へ申立相伺候上可差遣候間、往返日數三四十日も相掛候に付、當洞内へ相繫、其方共三人之内申合、ヲロキセ兩人致上陸居候様申聞、酒など與へ事靜に談候處、左候得は、先元船へ罷歸一同相談之上、又候上陸可致と申聞候間、至極尤には候へ共、不殘船中へ相歸、萬一相談不相整、出帆いたし候ては役儀に相拘り候間、何れにも頭分之者一人とヲロキセ残り居候様、種々通辯を以申論候へ共、中々聞入不申、一同挨拶にも不及立上り候間、尙又申聞候には、日本人は偽不申候間、案思不申下に居可申と申聞、彼者共之内兩人残り候様吳吳申聞候へ共、最早耳にも不掛、海岸へ駈出候に付、

無據取押、乘來候橋船一艘打破、船共引上させ、船中有之候硝子徳利六つ内一つ碎、外に曲物一つ取上申候、右出會仕候内、ヲロキセ儀は、魯西亞語相分兼候趣、度々申聞候儀御座候、夫より取押候者共會所後通長屋へ繩懸入置申候處、右之様子元船より見請、無程海岸近く仕寄候様子に付、南部家物頭六兵衛へ申談、防戦之手配爲致、詰合同會所者共蝦夷人共へも申聞、海岸通相固居候處、晝九ツ時前元船間近く乘來候に付、南部家より、三貫五百目筒打掛候處、玉越、夫より彼方よりも、大筒數挺打掛、會所并海岸通り御備御筒場目掛打掛候に付、當方よりも同心初會所之者共數發打拂、大筒迫合、八ツ半時比迄仕候へ共、異國船へ打當候様子も相見不申、次第沖間へ颯出、玉間も遠く相成申候、尤彼方より打掛候鐵丸所々へ落散、拾ひ取候も有之候處、三寸餘の玉に御座候、尤當方にては誰にても怪我仕候もの無御座、會所向其外藏々迄玉打貫候處も無御座候、同五日罷成候ても異國船滯船仕、晝頃又候橋船一艘乗出し沖間へ浮桶、并紛失仕候圖合船共差出候得共、最早大筒迫合等仕候上之儀に付、計策にて

も可有之と當方よりは、取入候船出し不申候、同六日に相成候處、元船寄來候様子も相見不申、且暫く滯船仕居候間、南部家人數も晝夜十日も張詰、身體も勞れ候様子にも見請、會所之者共同様に見え候に付、加勢人數來り候迄釣置候計策にも相成可申哉と、當方より浮桶差出、右之内へ元船より大筒打掛候得は、取押候もの八人共、海岸において打果候體、今一枚は大筒不打掛候へは、座敷へ入置酒肴にて饗應之體、繪圖に認め差出候へ共、中々近寄不申、九ツ時過又候ケラムイ番屋へ向、橋船一艘乗出候間、遠眼鏡を以見候處、霧深く難見分、乍併上陸之様子にて漕戻し候間、蝦夷人圍藏、小八差遣爲見候處、テレケウシ番屋前海岸へ箱一つ、革袋物包三つ、都合四つ差置、同所番屋にて草中へ隠置候玄米八俵、藥罐一つ紛失仕候趣申聞、同日夕方元船沖間へ走出懸居候間、昨五日差出候浮桶取寄見候處、異國文字にて相認候書付一枚入、外に何品も無御座候、同七日期、異國船洞内乗出し、ケラムイ崎を爲替次第に帆形も相見不申候、滯船都合十一日仕候儀御座候、夫より昨六日テレケウシへ上置候包物、箱

共開相改候之處、箱之内は書もの計有之、包物之内には、着替類手道具のみに御座候、尤右包物三つ先達て差立候品御座候、且沖合之圖合船も取入候へとも、是又何品も入置不申候、然處異國船大筒迫合等仕候儘、出帆に付尙又南部家物頭六兵衛へも類船を催し、又々仕寄可申も難計、誠に取押候者も有之候に付、嚴敷勝負にも相成可申候間、晝夜無油斷防戦之手當可然趣申談、會所之者共へも、海岸通り東西共晝夜爲相廻置候得共、其後は一向帆形も相見不申候、且再調仕候内取押候節之名前引合等迄、調差出申筈御座候へとも、下札にて申上候通り相分兼候に付、餘り延引罷成候間、右は取調出來次第差上候積御座候、依之取押候節之冠もの并劔、腰筒、時計、硝子徳利、打拂仕候繪圖、地球圖、異國船へ差戻候品々之繪圖、その外共入記相添再調申上候、
按するに、此圖類所見なし、
岡田某所藏留書、蝦夷筆記、
(下ケ札) 本文取押候始末名前等之儀、先達而申上仕候節は、申立候儘にて認差出置候間、其後南部家へも取押候足輕名前等、相調差出候様申談置候處、其節之足輕共取押候異國人に附添罷越、未

歸着不仕候間、急速取調出來兼候趣に付、左候へは、引合等も相知不申候間、同家より申出候上にて取調、差立候様可仕候、

文化八年七月、或書狀

此度蝦夷地之内、箱館より二百五十里程有之クナジリ島沖ヘヲロシヤ船渡來之様子、其外クナジリ島へ上陸いたし召捕候趣、荒増左之通、

六月六日、又々端船にてケラムイに上陸之様子遠く見張居候處、右ケラムイ番所脇草之中へ隠置候米八俵奪取、其跡に箱一つ包物三つ殘置、本船は乘戻り候由、夫より七日、右ヲロシヤ船沖合に乗出し出船いたし候由、追々早飛脚を以注進有之、尤右跡にて差置候雜物改見候處、右之通、

- 一 水豹袋一つ
- 一 羊角袋一つ
- 一 同錠前附箱一つ
- 一 琉球包一つ(右入記)本三冊、頭巾四つ、箱入髭剃刀九、淺黄紙二枚、曲物二つ、ケリ一足、羅紗股引一つ、櫛一つ、沓六、ばつち二つ、足掛二つ、肌着十六、かやみ一つ、羅紗胴着一つ、小風呂敷七、櫛拂二つ、下も、引六、肩掛七、も、引四つ、胴着四つ、鉢一つ、下着十、足下げ掛け十

一、小切十、油少々、諸書物一口、右肩掛け一つ、羅紗大切一、筒袖着物二つ、甲子夜話○按するに、此書狀去月廿五日より此事をなせるせれば、他に委し、れは、こゝに略す

千八百十一年第七月十一日、自注、我文化八年六月四日、朝五ツ時比、モール并ヘレフニコフを伴ひ、外に水夫四人、今クリル人のエレキセイを率ひ、上陸せんとて用意をなせり、但我等日本人に和親なるの意を表せんごて、何れも武器を携へず、唯予も一劔を帶し、并にヘレフニコフは短銃を懐にせり、もし俄に雲霧深くなりて本船を見失ひたる時、合圖に用ひんためなり、既に皆端船に乗て陸の方へ漕ゆく時に、海上にて前に流せし桶を見しに、前に入たる品を尙存せり、夫より漸く船をすゝめ、終に陣屋に甚近き所に至れり、即時に前に逢たるオヤゴタ二人、屬吏をしたかへて出むかへいふやう、陣屋にて各をもてなす備をなす間、暫く此處に待へしと、我等に限りなく、日本人の和親の様子を見せ、且少しも我を疑はさらしめんごて、乗來りし端船を半は陸に引揚させ、唯一人の水夫を殘し置ける、其餘の水夫は我

等か椅子并日本人に贈るべき品を持しむ、夫より陣屋に至れば、人數多く集りたる事實に驚くにたへたり、凡三四百人の兵卒列をなし、おの／＼鳥銃或は弓矢或は鎗を携へり、左の方にはクリル人千餘人群居せり、此時は門より僅に三十歩計隔てる、斯の如き粗にして狭き陣屋に、此多數の軍兵あらんとは實に思ひもよらざりき、夫より皆内に進みしに、正面に其長官坐せり、身には美麗の服を着し十分鎧へり、其次官は長官の方に少し低く坐し、我等進みて長官の前に至れば、兩人共に立り、我等は我國風の禮をなし、彼等は彼國風の禮をもて應し、談話を始む、彼まつ我等の階位姓名と船の名を問ひ、又何れの所より來り何れの國に至るや、何の所爲ありて此所に來るや、又先年俄羅斯の船來りて亂妨せしか、如何なる故にや、使節レザノフ按するに、本邦の記事には、レザノフをレザノフとあり、再辨せず、をしろや、彼今はいつれに居るやと問へり、予前に答へしごとく詳に是を答へしに、彼次官是を記せり、又問十分の食料を與へむには、船中の人數をしりたしと、予是を聞ひそかに捧腹せしか、彼に要する處ありと見極、予思ふに過多

に答へん方可ならんと、詭りて人數の一倍をもて百二人と答へしに、アレキセイこの百二の數解せずして通辯せされは、予石筆をもて紙に筋を引て其數を示せり、又此海にデイヤナ自注、船名、の大きな船ありやと問ければ、甚多し、オホーツカ、カムサツカ并に亞墨利加にもありと答ふ、此外我衣服の製作、風土の習俗等の無用の事を問けり、又其長官に贈らんとて携へし地圖、象牙柄小刀、顯微鏡并銀鏡等を熟覽せり、予此銀鏡を示して、其方より與ふる所の價には此銀鏡を以すへしといへり、予此等の問答の間に、平地に坐したる士卒の中に刀を抜持たる者を、ミイチマンのモール見出して予に告げり、予おもふに今刀を揮ふ故もなければ、誤て不圖抜たるならんといひて、彼か心を静めしかと、何か日本人等心中に逆意もあらんかど疑はしき事あり、儲モールかいへることく、次官何か事ありけに座を立て奥に入、間もなく出來りて、長官の耳に低語せり、長官是を聞て座を立て奥に入んとせしかは、別れを告むごて、我等一同座を立、尙又食料其外、予に與へんといひし品の價を問かけしに、

彼再び座に着て曰く、ふた、ひ予かこく座に着へしと、いまた時刻早けれども中飯を設けたれば是を食すへしと、予其請に應し、甚珍らしく思ひて其出るをまてり、程なく飯、魚肉、野菜の入り羹、酒其外かつてしらする品を出せり、其味頗よし、しはらく饗膳終はりて後、長官小便に行むとて座を立むとせしかは、予も座を立て別を告しに、彼また座に着て、松前奉行の命令なければ、食料を與ふ事能はず、既に其事を告遣はしたり、依て奉行より其許の來るまで、備等のうち一人質となりて、此陣に止まるへしといへり、されは此時日本人とも稍假面自注、由按に、俗に所謂化の皮を顔を脱せり、予彼等松前渡海の日敷を問ひしに、十五日と答ふ、予思ふに誰も官人の身として、質となりて此所に残るは恥を得るに似たり、又日本人の氣質として、我願ふところの事、容易に決断すましく、又松前奉行も執政に告すしては何事も許すまじ、然は其答を得むには多にも至るへしと、仍て予彼に答て船中にも役人あり、彼等に議せずして、質を残すこと能はず、一まつ本船に歸りて議すへしとて、直に座を立てり、然る

所長官、今まで甚親しく從容に對話せしか、俄に色を變ぬれば、聲をあけ數々レザノツト自注、レザノツトを變ぬれば、聲をあけ數々レザノツトの事なり、ニコラサンタライチ自注、ニコライ、アレキサンドロウキチの名を唱へ、其餘の事は予に解せず、何をかいひて、其長刀をたゝき、憤りて長々と演説せらる、アレキセイは今も死するか如く恐怖して、敢て通辯する事あたはず、唯同長官は凡の内一人にても、此陣屋を出る時は、自分腹を切むといへり、我輩是を聞て前後の思慮もなく皆遁出せり、然るに日本人等襲ひ來り、我等を打倒さんとして、後より椅子或は木片などを擲ち、我等走りて門の邊に到るころ、後より數聲の鳥銃を放てり、其丸或はヘレフニコフの頭の脇に鳴わたりて飛たるも、幸ひにして中らす、モールと水夫マカロフと、クリルのアレキセイは陣屋の門内にて捕はれたり、予は上陸せし處まで逃れ延て、端船を求るに潮は退きて、船は水を距ること、既に五尋ばかりに干揚りたり、日本人等我端船の干揚りたるを、船中に兵の備なきを見とめて、ますく、勢ひを得て、兩手に長短の二刀を揮ひ、或は鎗或は鳥銃をもて襲ひ來り、終に圍めり、

予これを見て、今は遁るゝに術盡たり、此災いつれの日か口さんと、竟にみつから進みて捕はれたり、日本人等、直に予か兩の肘を握りて陣所に引ゆき、後よりも此災にかゝれる者とも、追々に引れたり、濱邊より陣屋に至る途中にて、兵卒は短き鐵棍をもて、數多予か肩をうてり、同道のもの餘り強く打れしかは、憤怒して其者に嚙付けければ、其後はうつことこのなかりしといへり、
一甲必丹コロウキンが遭厄の事は、本編に詳なり、按するに、本編は前冊に注する如く、甲必丹コロウキンの筆記にして、この附録は、この本船に残りしイリコルツカ記すところなりりさてもテイヤナ船の諸士、今に忘れもやらざるは、千八百十一年第七月十一日我文化八年辛未六月四日の夜四ツ半時比の事なり、我等只驚愕狼狽して、いか、こも計り定むべきやうなく、兼て計りしクリル諸島を巡察して、速に歸國すへき念は絶たり、如何となれば、我等か愛敬する主長をはしめ、五年以前より同伴せしものを失ひ、誰にても故郷に返る事を思ふものなく、只諸士水夫に至るまで志を一にして天に誓ひて、厄に遭る人々存命せば救ひ出しなん、若殺されなは仇を報するにあらされは、日本の

海濱を退くまじと心を決せり、初めコロウキン等の上陸せし時、船より望遠鏡にて見しには人數多く、其中には日本のよき官人とも見ゆる者も出て、彼を導き門に入しか、予はコロウキンが示しを守りて、日本人の偽計ありとはしらす、只日本人の禮を厚して、異邦の賓を迎るの義なりと思ひしなり、然るに正午の比忽陸の方にて、物音騒しく叫喚の聲聞え、濱邊には數多の人押し出し、コロウキン乗往ける船に向て馳集れり、望遠鏡にて見るに、多くの人列を亂して、彼小船に乗入檣帆棹等を奪略するなご明らかに見えたり、又我水夫を捕へ、彼門に曳入れ門を閉たり、其後物音静れり、彼陣屋と見ゆる所は、木綿の幕を張りたれば、其内は如何とも見えさす、幕のこなたには人影もなかりき、此とき我等か驚愕せる事記するにたへず、見る人察せよ、且本編に就て、我等か幾何の猥褻の土人に苦しめられたるをしるへし、予濱邊の騒くを見て直に碇をあげさせ、船を陸に近くよせよと命せり、其故は日本人我軍艦の押寄る勢ひを見は、其勢ひ折け我と和議して、捕はれしもの共殺すまじと計りしなり、然る

に潮落て、深き僅かに二尋半ばかりとなりて、進むこと能はず、止事を得ず船を退け、原よりは陸に近き所に碇をおろし砲を設けぬ、此所より砲を放たは陸に届かむなれど、尙放たしめさりしに、日本人は大砲を山上に設けて是を放てり、其丸遠く我船を越る勢なり、是に因て予思ふに、當今萬邦に威を示す我國の軍威に望て、かく無法の動作をなせば、聊もこの港を退く事なく打潰すへしとて、凡百七十發計砲を放たしめしかば、彼陣屋の前の海邊には堤を廻したれば、遮て届かず、此上はうつともはか／＼しき事もあるまじければ、此所に船を置詮なしと思ひて、是より砲を放つを止め、碇をあげ船を出しけるか、日本人は尙遠く離るゝ迄砲を放てり、扱我船の人数わつかに五十一人のみなれば、上陸して我伴を救ふべきの術なく、甲必丹等はあへなき死を遂けたらんと思ひ、船中の士悉く忿り惱みて、此上は上陸して陣屋に押入、若彼等生てあらは救ひ出し、死たらは我等か命かきり、日本人を攻伐て仇を報せんと、異口同音にいひける勢ひ、實に此敵を採崩さんこと難らすと思ひしか、かくする

時は船を守る者なく、若し船を焼れなは敵に勝ともかへる事能はず、討死するとも是を俄羅斯に告る者なく、是今迄勤めしクル諸島の測驗も皆失ひ果むと思ひければ、止事を得ず船を遠け、敵の銃丸の届かぬ處に碇をおろし、捕はれし甲必丹に贈るべき書簡を綴れり、其意は我等此よりオホーツカに歸りて、此始末を告げ、議りて公等を救の備へをなし、再び來りなんとなり、諸士連名に書して此書を小桶に入れて流しぬ、晚におよひて猶船を遠く出して、終夜敵の襲ひ來らんかと防禦の備をなせり、

一翌朝望遠鏡にて陸の方を望みければ、行李を馬に駄して市中より運へる光景なり、察するに我等市中を焼伐すへきを慮りてなるへし、此朝五ツ時船中の諸士等、予か最船中の先官たるを以、推て主長と定め、各コロウキンを救ふべき策をしるして、予にこれを決せしむ、予是を見るに、諸士のはかりこと皆一樣にして、今先日本に敵對することを止へし、如何となれば日本人を害する時は、彼に捕はれし者の害なり、猶存命するとも反て此かため

に命をうしなふへし、是によつて速にオホーツカに歸帆し、上官に此事をつけて、彼等を救とも仇を報するとも、其指揮を受へしとなり、

一日出でのち、按針役スレトマコを扶船にて遣り、昨日浮め置し小桶の内の書は、如何なりしや覗しめしに、彼いま桶の處に近つかさるに、陸にて太鼓を打たるを聞て、彼より船を出して攻來らんことを恐れ徒に歸りぬ、其時我等濱邊を見るに、一艘の快船を乗出し、岸を遠く離れて新しき桶を浮め、黒き小旗を立置たり、我等即碇をあげて陸に近より、其桶に書簡などあらは、捕はれし人々の音信もしれなんと思ひて、小船にて探らしめしに、彼桶は繩をつけ、其端を濱に繋きたり、思ふに彼桶をもて、船を釣寄んと計れるものならんと察しければ、船をこめて進まず、只怪しめり、嗚呼亞細亞風の癡癡なること恐るへし、コロウキン等は已に殺されしか、又名高き日本人の伶俐なれば、條理も糺さず七人の者を殺しもせまじきか、今我より日本に知らせたれば、我等彼七人のものは疑ひなく存命すると思へりといふことく、日本人も禮義あ

る者ともおもへは、我等も禮義をもて待遇する意なりといふことを、かれにしめさんより外なしと思ひければ、ヒラトツに命して日本人の棄てありし崎岬の小村にやり、日本へ捕はれたる人々の衣服、剃刀、書籍すこし計を荷物に作り、牌子に姓名を記して彼所に残しおかしめたり、

一第七月十四日、自注、我六我等心憂く此海濱を出帆しけるか、月七日テイヤナの諸士此灣を詐斯湊と名つけたり、夫より針路をオホーツカに向つて走らせしか、始終順風なりしに、只數深霧に苦み不幸に逢り、クナヅリ島の影見ゆる内、一兩日は我胸は波濤の逆まく如し、又折々は打棄別れし朋友に、再會の期もあらんやと頼みなき想をなし、早朝より暮まで望遠鏡を以濱の方を伺ひ、萬一小船にて遁れ來る事もあらんかとおもふ甲斐もなく、南洋に至ては霧深く數村の外は見えざりければ、予は只鬱悶して晝夜となく打臥たり、此テイヤナのカユイト自注、甲必丹には、五年の間コロウキンと膝を並へ、災厄に遭ぬる日まで、彼かこゝに取散しおける器物など見ることに、彼に逢ぬる心ちしていと憐れなり

き、急きて十六日をへて、オホーツカに到りければ、直に幟をあげ、砲を放ちて左右をまつ、コロチテトシト、自注、シカエリ小船に乗て來り、船を宜き所に繋ぎ、彼と共に甲必丹ミニイツキイの所に至り、コロウキンか事を委曲に告げれば、彼も深く其不幸を痛めり、遭厄日本記事附録、

通航一覽卷之二百九十九

魯西亞國部二十七

○蝦夷地亂妨始末 クナヅリ島
文化八辛未年六月四日夜、南部大膳大夫利敬が家人、かの俘囚八人を警固し、クナヅリ島より同九日アツケシの陣屋に到る、

文化八辛未年七月、奈佐瀬左衛門 按するに、クナヅリ島に詰り詰り調役、 再調御用狀

六月四日取押候者共儀、及夜中元船より接戦仕掛候節は、守居候儀も行届兼候間、早々西海岸通ベトカと申番屋に差遣候處、南部家物頭より申立候は、小人数にて警固致し、萬一取逃候節は申譯も無之、何卒向地へ相渡申出、且蝦夷人共儀も、彼もの共當所へ差置候儀納得不仕候趣、通詞利右衛門申立候間、則其夜、ベトカより御地并箱館之内へ向差立候儀御座候、岡田某所藏留書、蝦夷筆記、
文化八年七月、或書狀
召捕候八人之内、七人はヲロシヤ、一人は去年エト

通航一覽卷之二百九十八終

ロフにて召捕、糺之上差返候ヲソワ人、自注、ヲロシヤはリ蝦夷人の由、尤右ヲロシヤ七人之内、カビタン體之者一人、船頭役人體之者一人、其外三人は僕之由、南部家より人数九人附添警固致し、六月十五日クナヅリ差立候由、按するに、此日次誤寫なるへし、甲子夜話、

千八百十一年第七月十一日、自注、我文化八我輩捕は年六月四日、 我輩捕はれて以前の陣屋に曳れしに、前には長官次官ともに見かけさりき、予を捕へしものとも、予か兩手を背にまわし縛れり、此時はさして強くは縛らさりき、それより陣屋の傍の海邊にある、大なる長屋に曳ゆきけり、其家の様我國の士卒をおく處に似たり、此處にて我等を平坐せしめ、大きき指程の繩を細き糸にて巻けるにて情なく縛れり、其繩の端を長く出して是をされり、荷も逃んとする時取繩を引は、頸に掛りたる輪締りて呼吸を止るなり、又膝の上と胼の下との二所をく、れり、さて繩をされる者、かの頸に當れる輪を柱の貫に繋ぎ引しめて、少しも體を動かす事のならざる様になし、我等の懷中を探り、懷にせし品々を悉くとり出して後、彼等烟草を喫し息ひ居たり、此中に次官兩度來りて

何をか下知せしか、察するに我等を活し置へく、殺すへからすといへるなるへし、斯の如く患苦を受死地に坐する事、稍半時はかりなり、實に成行如何ならん、既に頸の繩を貫に引しめられし時は、今縊り殺すならんとおもへり、此時始めて心に死を輕んし、少しも疾く殺せかしと思へり、但希くはせめて船に残れる人々の見る前にて、此辛苦を受なは聊快からんとおもへり、其故は暴虎をもて我等を殺すを見は、我國の人日本人を深く恨み、死を輕んして其仇を報すへく、又其事我國に聞えなは、國王も怒をなして其仇を報すへし、されは死するとも稍快からん、其時に至りて日本人等、其暴虎を悔て悶絶せむと思へはなり、唯船中朋友の前にて此辛苦を受さるこそ遺憾なれ、其後我等か胼の下を縛れる繩をさり、膝の上の繩を少し緩めて、其長屋より引出して、廣原を過山中に曳行けり、十歳の童子たりとも我等を逃すまじきほどに、緊く縛らるゝに尙危ふみてや、我等一人毎に一人つゝ繩をこれり、しかのみならず、兵器を携へし歩卒一人つゝつき、次第に並ひ前後を正しく行けり、かくて山中を

ひかれつゝふと顧るに、遙に我船の帆を揚たるを見しかは、斷腸の思ひをなせり、剩さへ後より同厄のヘレフニコフを呼び、ワシリイミハイロウキチ、自注、即コロウツ、インの姓なり、嗚呼我船を見ることの限りなりと、予是を聞て、又雷に撃碎かるゝやうに覺え、心中嗟嘆して念すらく、嗚呼願はくは我を助けて、一たび俄羅斯の地を見せしめ、歐羅巴の地を踏しめむ事を、われ今世上の人にあらす、また死せされども、既に死地に臨めり、今よりしては我生れし國に如何なる事ありや、歐羅巴に何の事故かあらむや、全く世界に何か發りたらんや、見ることも得ず聞ことも得ぬ我このありさま如何にや、

一陣屋を出て、既に二十町計りも往し比、頻に火砲の音きこゆ、其火砲の音陣屋より放てるは、我船より放てる、甚よく別りて聞えければ、尙も心を痛めておもふやう、日本の方は人多く、殊に陣屋の前に厚き堤あれば、我方にはさまたの事も爲得ずして、船は焼討るゝ、か若は打沈められて、我徒は皆日本人の手に落るならんか、さすれば我等か成行を本國に告知するものなし、又は船中リコルト始め

役人等、朋友の好をおもひ危きを忘れ、命を輕んじて陣屋をうたんと、船中の人数は僅に五十一人、陣屋の人数は數十倍なることを知らずして、攻戦はんに、勝利を得ざる事必定せり、たごひ朋等勇をふるひて是をなすとも、我等はもはやライヤナ自注、の安否を聞こともならざるを思へは、千辛萬苦悲歎やるかたなかりし、

一頸の繩殊に緊しく、いまた二里程も行さるにや、呼吸を止て甚苦しく、同厄の徒予を見て臉腫の色銀の色の如しといへり、實に言語は固より、容易に唾を吐こともならざりしかは、日本人に其様子をなし、アレキセイを以て、繩を少し緩められよと乞ければ、日本人等大砲の音に怖れ慄きて、後を數回顧して我等か言ことは耳に入らず、唯早く歩めとのみひて急きけり、暫苦痛にたへされは、もし河を渡る處あらは、不意に跳り入て死せむと思ひ定めしか、僅かの小川を渡るにすら、彼等肘を取て歩を同うしければ、望を果さず、遂に其苦にたへずして卒倒し、暫くして蘇生し見れば、日本人等予か臉に水を注けり、又予か口鼻より血の出しを、

同厄のモウルとヘレフニコフを見て、日本人に予か繩少し緩めくれよと強て請しにより、甚不心得の様子ながら予か繩少し緩めしかは、痛もやゝ輕くなりて、また起て歩むやうにもなれり、三里程も行て松前とクナヅリ島との海峡の海邊に出て、小村に至れり、此處の人家に我等を入れて飯をあたへしかと、かゝる憂に沈みし折からなれば、見もやらさりし、我等各別室の壁側に並て、其繩を壁に打付たる銃の釣口につなきて、又我等かはける靴をぬかせ、再び前の如くに緒の兩所をつゞりて、彼等は其室の中央にありし爐を圍居て茶を喫せり、たごひ猛獸の獅子たりともかくきひしく縛らは、其中にかくと眠るとも害あるまじきに、彼等尙心ならずや、小半時毎に來りてその繩を審に検査せり、予其時彼等か如き粗猛にして情なき者はあらしと思ひしかと、却て口には情ある人々の取扱ゆると、我等か身の上は他に越し憐なりといひき、

一嚮に陣屋を出て後、絶て見えざる水夫のマカロフも、此所にひかれ來れり、彼は日本人に捕はれて直に長屋に曳れ、飯酒など與へしかは快く飯食し、

其後兩手を縛られて曳彼處を出され、後繩を解て此村に來りて、ふたゝひ縛られたり、途中にても數許されて休息し、且守護の士卒のうちに酒を携へたる者あり、數是を飲しめたりといへり、

一日暮までつなかれて居しか、其間に災厄を思ひまはせは、手足も慄れて尙怖しく、予獨の身は敢て厭はされども、唯願はくは同厄の徒の繩を免されなは、予か苦心も稍やすからん、是予において今の幸なりとおもひき、實に我徒をして此厄に陥らしめしは、予一人の罪なる、モウルとヘレフニコフは大量にて、予か卒忽にして、日本人の毒手に陥りし誤りを咎めず、却て予か心を慰め、且卑賤の水夫等苦みの餘り、予を怨みてつふやくを聞て、是を叱り止めり、彼水夫等曾て皆正直にして、よく予に臣服するものなれば、予は其怨言を聞て聊不快とせず、彼か怨歎實に其理なれば、予か身をきらるゝ様に覺えし、今となりては貴賤の差別もなく、我も彼も同穴に落入しなど、彼はおもへは、ふたゝひ俄羅斯國へ歸らん望みもうせて、胸を裂かこごくなりし、一もし少しにても體を動かし、或は頭を廻らせは、

繩しまりて其痛甚しけれども、心中鬱悶にたえされは、左程にも覺えず、只天を念して速に死せん事を祈り、今速に死しなは、天の大恵なりと思へり、一其内我等を守護の長官へ、屢小封の書翰來れり、これを讀ては、其屬吏に其意を傳ふ、我等絶て日本語を知らされは、如何なる大聲にて是を語り合とも通せざる事もよりなるに、我徒を憚りて尙低語せり、予アレキセイに、日本人等の其事をよく聞とりて、其意を傳ふへしと命せしかは、右の書翰は俄羅斯船并に我輩の事を、陣屋よりいひ越るものなりといへり、尙彼等か低語の中チイヤナに残れるもの安否を伺ふへしと命しおけり、日暮より守護のものいつれも出立の装をなせり、夜半の比天秤の皿に似たる、廣き板の四隅に繩をつけ、上をひとつに束ね棒を貫き、肩に荷ふ様に造れる物を持來りて、是れに予をのせてかつき出せり、日本人等とかく我徒を、同處に置事を好まざる様子なれば、此時こそ生涯の別れならんと、死別の思ひをなせしに、ともに落涙せり、水夫には號泣して別れを惜み、恙なかれとの一言の、旨も透すやうにありし、

さて海岸に扛き行、疊の布けるふねにのせ、暫くして此又モールを扛き來りて予の傍にのせけり、既に再會期し難きと思ひしに、再ひ予か傍に來りしに、實に辛苦も打わすれて喜びにたえさりき、又つついてヘレフニコフ、水夫のシーチノフと、ワシリエフを扛き來りて同しく予か傍にのせて、餘の三人は別船にのせたり、我徒一人毎に武器を持てる兵卒一人つゝ、守護せり、偕我等の上に蒲席を覆ふて船を出せり、嗚呼何の處にゆくや、天のみそしらん、

一守護の日本人等は、我等か歎きを事ともせざるけしきにて、自若として黙せり、其中に二十歳計の壯者あり、蝦夷語を善して通辯もせしか、彼のみ頻に歌なごうたひ、或は我徒の體の痛みに苦しむ聲、又は天を念し、又は悲歎の聲などを真似して嘲哂せり、

一第七月十二日自注、我六の曉に、松前の地の一端の小村ある傍に着せり、此處にて他の船に乗替しむ、此船を綱にて引て、東西の海邊に沿て行事一晝夜、其間處々にて休息す、是其地の者出て代りひく故

なり、此海邊は樹木人家もまはらに、三四十町ことに村あり、又所々にて人多く出て魚を漁るを見る、我等に與ふる食物は、毎に飯と炙れる魚肉なり、われら食せんと欲すれば、彼等細筋二本をもて挟みて食せしむ、彼等みつから食する時も、其筋を用ること恰も我肉刺を用ることし、予に食をすゝめしかと、食氣なければ食せず、すへて日本人の我等に心配することは一方ならず、我等二便を便せんとする時、言語は通せず、縛られぬれば手様はならず、其困く體を動かして、是を告しに、彼早く其意を悟りて、大便、小便の二語を教へしかは、これを記憶して、其後は便りよかりし、兩便の時は日本人等、其懇に介抱する事、恰も服臣の病ある主人に仕ふるか如し、日本人等よく我等を看顧して、一人つゝ、側をはなれず、樹枝を以てたえず蚊を拂へり、此篤志に反して、其餘の事は大にたかへり、いつれも強く縛られてくるしき聲を出せども、聞さるふりして繩を緩めんとせす、此事にはつれなかりし、又彼等の心は我等を殺さずして、生涯囚獄せしむる事を至極の憐みと思ふへけれど、予においては殺さ

れんこと望む所なり、我等か生命は既墳穴に臨みぬれども、とかく人さし見れば、屢心を改めて此地を逃れざるべき時節もあらんか、或は又日本人等いまた我船近きにあれば、是を恐れて縛れる繩を解されども、遂には解ならんか、或は小船を奪ひ鞆鞆の地に渡り、破船せしと號して北京に送られ、支那の政家に請て、キヤリタ自注、川名、支那と俄羅斯との間にあり、即兩國交易をなすの處に到れば、俄羅斯國に歸ることは易きなりと思ひ續けしゆるるにや、或時は是を夢みて、繩も免れしはし心嬉しく思へば、夢は覺て今見し鞆鞆もキヤリタも消うせて、もとの四壁の中にあれば、さらに心も絶入て、悲歎にせまるのみなり、若破船せしか又は餘の事にて日本人に捕はれし事なれば、其不幸を不幸とは思ひ、如何なる苦しみも忍びて囚獄せらるへけれど、全く予か淺慮にて雙方の益を思ひ、朋友の家に至る心地にて、陣屋に到りしよりして起れるは、全く予一人の誤りにして、罪なき人を七人まで同厄に陥れし事、實に苦中のくるしみなり、

一同厄の輩は、頻りに予か後悔の念なきことを諫

めし中に、モールいふやうは、日本人の謀計に陥りしを恥て、心を苦しむるなり、古を思ふに、子よりも尙高位の人に、誤て粗忽に事を信じ、命を失へる者あり、人名、自注、テラレケン、人名、及びシンアノフ侯等是なり、予思ふに彼等と我とは似て非なる所爲なり、彼は一己の誤りにて、即時に一己の命を失へり、予はいまた死もやらず、剩罪なき人までも苦しましむるをや、人名、自注、ニコフ一人少しも騒かす、自若として容色變せず、毎にいふ様、此厄は人のしる所にあらず、皆生來より此因縁ありて、天の然らしむる所なり、予其行狀を感歎し、且世の因縁を考ふるに、其災を引出すものは、人の懲愆のため獨艱難し、又人の爲同災にかゝる人は、心體健にして苦惱に堪安きものなるへし、

一第七月十三日自注、六日の曉、小村にいたり、此處にて朝飯をなせり、我徒を見むとて土人等夥しく濱に出し中に、白髮の老翁ありて、我等に酒食を與へむこと、守護のものに乞ふに、許しを得て速に酒食を我等か乗れる小船に持來り、其側に立て我等か飲食する始終を視居たり、此翁の容を以て察する

に、實に我等を憐みてなせる事なり、この不幸の中に、異國の人よりかくのこき情を受しは、一方ならず嬉しくおもひ、始めて日本人は皆情をさらさる、粗暴なる者のみにはあらずと思へり、
一我等朝飯終りければ、乗れる船を濱邊に引揚にり、此日は晴天にて、不斷の陰霧も洗ふか如く、近傍の山々海邊并我厄に逢しクナヅリも、旭に映して鮮に見えわたれり、されどテイヤナは、影も形も見えやらず、今は何處にあるやらん、なましひに其影の目にかゝらば、尙憂を増ならんと思たり、日の出るまでは、蝦夷人の住める小家に息へり、かの乗來る二艘の船は、日本人に蝦夷人ともに陸に引揚、斧を以て樹木を伐拂ひ、道を開て山の上に引あげたり、此長三丈幅八尺はかりの大なる船を遠く山上に引あぐるこゝ口に等しき所爲なれば、更に其意を解せず、もしや我等テイヤナの影を見出し、其船の追來るを怖れて、斯はなすならんとおもひしにさにあらて、大にからめて山のあなたにおろし、溝に等しき小川に浮めたり、夫よりふたゝひ此船に乗て、其川を三四十町程も行し比、水夫のワシ

リエフは軋血甚しく、刺絡せし如くに逆出して止す、仍て我等日本人等に、其頸の繩をゆるめられよと乞けれとも、さらに聞かして、綿を鼻孔に押しこみしか、出血止されは止事を得ず、少し繩をゆるめたり、予日本人も稍愛憐心ありと思ひしに、又此不仁の處爲を見て、いかにも猛惡なりと思へり、
一此川船に移りてより、守護の者とも少しく柔和になれり、是は我本船今は此處に來ることなし、と安氣せし故ならん、彼等手様にて今より九日、十日の中には松前には着すへし、さすれば繩も解ゆるして、書面を以て執政に謝せは、必俄羅斯國に返さるへしといへり、我等其話のいふ事に過たるを全く信用せされとも、又こゝろしく詭りにもならさらんかご、始て少しく心に樂しみ思へり、
一此川の下流は大湖に注けり、其大湖はまた他の湖水に接したりと見ゆ、右の川を曳船にてゆくこと一晝夜、その淺き所に到れば、蝦夷人等川に入て船を推せり、此時晝夜暴雨にて、日本人我等に蕙を覆ひしか、動もすれば放落る故、毎に番人に乞て是を覆はしむ、此番人の中にて、人名、自注、ニコフの傍に

居し者は甚親切にて、萬事よく我等を看顧せり、其餘の番人は勤めて守れとも、夜は怠りて容易に動かす、久しき間の事なれば、いつとなく我等は皆濡透りたり、モールかかふりし蕙の放れたるを、數々かけくれよと乞ければ、其番人うるさく思ひ、怒りてモールを打擲せり、他の番人これを見て大に叱り、夜半の比小村に着して暫く船を止む、これ其船子交代せしむる爲なり、此處の川岸に大篝を焼けり、其光りにて見れば、武卒蝦夷人共に備をなし、日本人は甲冑を着し帯刀し、蝦夷人は弓箭を持てり、其先にすゝめる長官は美なる絹服を着し、手には彼邦にて謂れある物にや、秤に似たる物をもてり、自注、按に、船中守護の重たる者、上陸して彼長官の前に進み、腰を屈め頭をたれ、甚尊敬する様にて長話を爲せり、是は我等を捕へし始末を語れるならん、其後彼長官船中に来り、提灯を以て我輩を一人毎に點檢せり、予彼等船中の番人を以て、我等の繩を少し緩め給はれかしと乞しか、答へすして笑ひ何か獨言しつゝ、歸れり、其後船を出してまた進み行けり、

一同十四日^{自注、我六}夜また篝をたける處に着せり、此處にては我等か繩をこき、一人つゝ上陸せしめ、篝の傍に曳行て其火に身を煖めしむ、此處より高き山にのほり、終に大なる一の空屋に至る、此家はた、食事のためのみに設けたりと見えて、入口は只一所のみなり、此處に蒲團をしき我等を居しめ、又脚を縛り飯と魚肉を食はしむ、日本人もおなしく食して後、茶、烟草など喫して、さらに我等には拘らざりき、

一同十五日^{自注、我}終日暴雨なりければ、此處に滞留せり、一日に三度飯と魚肉并茸の汁をあたへたり、一同十六日^{自注、我}の朝、天晴しかは發足装をなし、我等の脚の繩をこき、膝の上の繩を緩めて歩行のなるやうになし、筒の長さ襪をはかして、我等に歩行するや、または山橋にのるやといへり、いづれも歩行せん事を願すれども、アレキセイのみは足はれ痛みて、歩行すること能はされは、山橋にのらんといへり、此地のオヤゴタ^{自注、親方の轉行装に時移り漸々整て發足せり、此隣村より出たる二人の日本人、先に立並て、各手に赤き材にて造れる長}

棒をもつて道路の嚮導をなせり、此嚮導者は村界に到ることに、又其村より出て交代せり、此者後に武卒三人、嚮導者一人、其後に予、其後歩卒一人、嚮導者一人左右に立並へり、嚮導者は樹枝を持って予かために蚊蠅を拂へり、又傍に一人ありて、予か縛れる繩の端をとり、其後に一群の蝦夷人予か乗へき山橋をかつけり、(此橋は、長さ四五尺、幅二尺五寸計の板の兩端に大なる樹枝をまけ、高四尺計りに橋のこくなく、此輪の上に長き棒を貫けり、是は蝦夷人等前に三人後に三人立て荷ふなり、また雨を防ぐために其上に蕙を覆へり、)

又其次に一群の蝦夷人あり、是は荷に山橋を扛る者の手代りなり、予か次にモール、次にヘルフニコフ、其次に水夫等一人つゝ歩行せり、アレキセイは山橋にのつて最後より來れり、總行列の後に武卒三人并旅中の食料等を荷へる數多の日本人の、蝦夷人等從ひて總人數二百人計ならん、各腰に木牌を付て、其牌には我徒の中誰に屬して、何の役たる事を記したり、オヤゴタは、此木牌を分配せることを書冊に記して所持せり、日本人等途中にて屢息

ひ、其度毎に飯乾鯨茸及ひ茶など與へり、但茶には恆に砂糖をくはへざりし、^{自注、彼邦の飲料、晝比に至りて、稍大にして清らかなる家に着せり、是は午飯を食する所なり、此家の主人いまた若年なりしか、美酒佳肴を出して我等を饗應せり、又いつれも疲れたらん、今夜は爰に一宿あれかしと臥床など設けたり、嚮導者に同意して、爰に一宿せんと欲せしかと、予等かつて日本人の語に、松前に着すれば、繩を免さるへしといひしなれば、少しもとく行へき處に着して、はやく繩の痛みをまぬかれむと思へり、守護の者も、日暮前にアツケシに着せんとて、午飯後慌しく爰を出立して足を早め、守護の者アツケシに到らは、暫く繩を解て、皮膚の破れし處へ膏藥を貼し與ふへしといひしか、我等も共に急ぎしに、幸に天氣よければ、暑は甚だ強く、いつれも絶入むはかりに疲れて、すゝむことあたはず、山橋にも乗しかど、甚狭くして身を屈めされはのれず、乗は肘の縛られし故、傍の扶助なければ少しも體を動かすこと能はず、難苦いふへからざる上に、山路のせはきを蝦夷人等とく扛き行て、屢山橋を樹木に觸}

れなどして、身に響き其痛殊に堪かたければ、暫時乗ては復歩行せり、日暮すこし前に河邊に着す、此處に二艘の船を備へたり、この河はアツケシの湊に落るといふ、予とモウル并二人の水夫を其一艘にのせて、又其の一艘にはヘルフニコフと其餘の者に乗す、船の廻りは蕙を以て覆ひたれば、天の外船の中より見ゆるものなし、我等のことき厄にかかれる者は、聊の事にも心をとめ、或は喜ひあるひは憂ふものなり、この船の廻りに蕙を覆ふて、外の見えざるやうになせるは、我等にとりては吉兆なりと思へり、其故はもし我等を生涯止めて歸さる意なれば、事を隠して益なし、返さんとおもへはこそ、蕙を以て湊の様子町家等も見えざる様になせるならん、されは守護のもの、かつて我等を生涯止る事なし、早きか遅きか何れ返すへしと語りしも、誠ならむと思ひ合さるれば心嬉しく、今まで苦惱も忘れ蘇生せし如く心勇みて、始めて快く談話をなせり、かくて船はアツケシ湊に着せしかは、尙心嬉しく、行末のたのもしく思ひし折から、一人の武卒覆へる蕙を引のけ、手様にていつれも立

上りて、湊の氣色町家の様子を見よといへり、予是を聞て心驚き、今まで嬉しかりしも夢となり、俄に深淵に陥りし心せり、然れども人口口止されは、またおもへらく、二十年前既に我國の船此湊に入て、我國の人此湊をよく知りたれば、今更我等に隠さん理なし、又遂にて船を覆へるは、蚊蠅を防ぐために彼等は我徒に見すへきと、見すへからざるの分別あるにあらざれば、こゝろにかくへき事にはあらざる事をも、兆として吉凶を思ふも、心過りて迷へる折なれば、今遂を取除けるは尙心樂しく勇めるならん、此時已に深更なりしか、やかて一群の武卒來り我等を迎へ、横筋ある幕はれる陣屋に引行、甚清らかなる一室に居らしむ、此室美なる日本繪をはれり、一方は壁に銃輪あり、是は我等を縛れる繩の端を繋けり、其後美味の夜食を與へ、且臥具を出し、例のこそこく我等の脚をくゝり、翌朝まで爰に臥しぬ、

一第七月十七日自注、我六は、終日アツケシに滯留せり、今朝暫時手の繩をこき剥皮傷の處に、膏藥を貼せり、繩を解れし時、數日縛られたれば、手拘撃して

但、道中休泊所にては、一人前酒一合宛飲せ、泊所にては、臥具等之類を以腰掛様之物取補理與へ候よし、尤道中筋山駕籠にのせ、折々は歩行いたさせ候得者、次第に道中馴れ草鞋がけにても歩行いたし候由、甲子夜話○按するに、是より以下俘囚八人、箱館役所に呼出しの事あり、こは次條に附す。

一千八百十一年第七月十八日、自注、我六の朝、アツケシ出船して南方の村に着し、上陸して朝の食事をなし、前の如く行装をし歩行し、山橋も前のこそこく備へたれば隨意に乗へし、護送の者共は替りくゝに馬に乗れり、道中毎に行列を亂すことなし、殆軍旅のごとしと、朝も鶏鳴に發足して、此彼の村落に憩ひ茶烟草など喫し、晝比には食事をなし、半時計憩ひて後其處を發足し、日没一時間前に止宿所の一村に着せり、此處に鋪舎あり、我等來る故、例の横筋の幕を張れり、我等止宿する處は、いづれも相應の家宅なり、

但、或夜小村の空倉に宿することあり、是は常に米を入置し倉なるへし、此内の暑氣堪かたし、且蟲多し、此一宿は實に苦しかりし、

動搖自由ならず、日本人我手を取て前の方に廻しける時は、其苦痛再び縛られし時より甚しかりき、此日も三度食事をなし、且雨天にて寒かりければ、いづれも木綿夜着を得て、衣服の上より被れり、遣厄日本記事、

七月二日、俘囚箱館に着し、入牢せしむ、文化八年七月、或書狀

此度奥蝦夷地、クナシリにヲロシヤ船渡來及亂妨候處、南部家此節は、十分に手當被行届候様子にて、既に上陸の八人召捕、當二日當所の館をさす、送り來り揚屋入被仰付候、勿論道中腰繩にて南部家より三十人程之警固にて、當所着之節は、揚屋番所武器飾り附は不及申、番所脇の三十間程幕打廻し、弓鐵砲之頭と相見え、總頭位侍五人何れも狸を緋白黃羅紗杯之陣羽織、其外一體美を鋪粧ひ也、次に弓組五人、鐵砲組十人、五匁筒三十人、何れも切火繩にてそれはく、嚴重成備立、ヲロシヤも恐怖之體に相見え申候、

一七月二日、箱館着之上、揚屋入申付、番人は南部家の申達有之候由、

此内にいづれも同宿すれども、毎に我等の繩の末は鐵の輪につなぎしことは怠ることなし、止宿所に着する毎に、我等をまつ其處の村長の家に引行て、蕙をかけたる榻に居しめ、村長出て我等の人数を改め、夫より旅宿に至るなり、其入口にて靴襪を脱ぎ盤湯にて足を洗ふこと也、また毎日三度の食事は、朝は發足前晝は途中、夕は止宿に著して喫するなり、其食物は毎日大抵同様にして麥飯を用ひ、鹽漬の蘿蔔二片、野菜の汁、炙れるか煮るか魚肉一片、また或は木茸、或は煮たる卵を與へり、右様するまゝに是を食し、茶は砂糖を加へさる下品の茶なり、また稀に酒を飲しむ、護送のもの、食物も、我等も少しも異なることなし、其食する處毎に、護送の内年老の者其價を償ふを見れば、雜費はみな官より出るを見えたり、

一同十九日自注、我六は、手に貼れる膏藥離れ、且膿血出て、少しも手を動す時は痛みたへされは、膏藥をはりかへむとて暫時繩を許されん事を乞しに、日本人等圍座して商議し、

此護送の者は、皆南部侯の武卒なり、老輩の者都

て指揮すれども、何れも同位同格のものなれば、非常の事あれば群議して事を決するなり、終に其乞を免せり、但我等體を再ひあらため、もし金鐵の物などあらは、悉く取上るといふを名にして繩を解けり、我等の體は既に陣屋にして一たひ改めしかと、予衣服の中を改めたり、予か下着の内鍵二三箇ありしか、彼等心付されは、予自らはを出して見せければ、大に驚きたる様子にて又總身を改めたり、彼緊しく心を用るといへども、實は臆病より出ることゆゑ、われ等か繩をゆるすにも、一時には解かす、唯二人つゝ、解て暫時に膏藥をはりかへ、また始のこころ縛り、又次の二人をとける、彼等か臆病なること斯のこころし、一此日、クナジリより一人跡を追來れるものあり、自後此者總人數を統管せり、此もの、衣服美にして、護送の歩卒等の敬ふを見て、高位の人なりと思ひしに、後に聞は官の同心なり、これは諸侯の足輕の上に立者なるよし、是まで護送するものとも、彼を長官のこころ敬ひ、且居室殊にして食事も一同にはせさるなり、

彼は格別に我を憐みて、翌廿日自注、我には肘の上の所を残して、手の繩を悉く解しめしは、捕はれて以來、始めて己か手にて食事をなせり、歩行も自由にて格別にくるしからず、但川を渡る時のみ前のこころ手を縛りければ、暫時の間にて稀なること甚た嚴重なり、水邊の濡たる砂地は歩行に快ければ、水涯に行んと乞しに許さず、己こころを得ず水邊を行時は、彼等我徒を挟みけり、これは我徒の入水溺死せん事を恐るゝのみならず、少しも足を濡さは、疾病を生せん事を慮てなり、僅の溝渠をも予を始め水夫まで、背に負ふて渡らしむ、最初は路傍にある熟せる覆盆子を採食ふこころゆるさゝりき、これ毒ならん事を恐れてなり、イチゴは過食さへせされは、俄羅斯人は藥なりといひ解ければ、其後はゆるして是を食せしめし、

外手指などの腫、或は膿を生したる處にも貼せり、即效ありて快くおほえたり、尙旅中の用意にもと多く此藥を與へしか、是かために諸所の痛み大に減せり、今は寐にも歩行するにも易く、又勞れたるこころ、山橋にも乗ても痛みも強く覺えずして、身體の動作甚自由を得たり、又日本人の取扱ひも日を追て親切なり、休息の所々にて、村長或は役人など來て閑話をなし、或はラクスマン及び其時に從ひ來りし俄羅斯人等の安否を問ひなとせり、ラクスマンの徒、今尙日本人によくおもはれたるか、またレザノフの事をも所々にて語れり、此二人のこころ皆よくいへり、又我等の心を慰めて日本の政家、備等久しく此地に留ることにはあらし、必許して返すへしなといへり、予こころに不審なりしは、休息の所々にて、暫時の物語りといひながら、日本人等唯この國に到りし我國人の話成は、我國に來りし日本人等を我國にて、よく看護せしことを稱譽する物語のみにて、オーストフ濫妨の事をいひ出せしものは一人もあらず、思ふに彼邦にて快よく思はさる我國の人自注、由按にオホソフの事ならんの所爲を語らば、我

等許されん期あらしと、力を落すならんこ推量せしか、我徒のしらさる事ながら、我國人の惡業をいひ出して、慚愧せんは心なしとて語らさるか、いづれ日本人の禮厚き慮深き所爲なるへし、都て通行せし所々の村長、土人等も我徒に親み、其村々出入の時は、老若男女群りて、我等を觀れども誰あつて言嘲るものなく、皆我等を見ては憐み、殊に婦人は其情深き様なり、湯茶を乞へば、喜ひ争至て是を與へむとす、又護送の者に乞て我等に饗應せむと願出る者多し、或時護送の者は許しければ、速に酒、砂糖漬、木實などを贈れり、村長よりも數佳き茶と砂糖を贈れり、又我等に歐羅巴のオランダといへる國の人物、及びカボといへる所の事を問へり、我等は歐羅巴洲中にオランダといへる國、并にカボといへる處もしらすと答へしかは、彼等甚怪しめり、其後始めて阿蘭陀をオランダと呼び、喜望峯をカボといへる事をきけり、自注、保曰、我國喜望峯をカボといへる事をきけり、峯を呼てカボと唱ふる事、予是を聽得さるは、全アレキセイは通辯の善らさるゆるなるへし、然れども我渠のよくしれることを隠して語らざりしと、彼輩かおもふ處を

漸らひき、この比は日本人の憐み深きことをしりて、亂妨非法の所爲に困る事を思ひ知られり、我等もまた其亂妨の次第を辨へされども、彼等已に懇切なるを見れば、其亂妨せし俄羅斯船は、全く一己の企にてなせるよしを辨説せば、我等は許すならんと思はるゝなり、是を辨せんことさして難からざるへしと、心中に喜ひしに、こゝにまた一の難儀なる事を生せり、アレキセイ或夜の話に、今を去こ凡十年以前に、カムサツカの僧、ラソツ島人并に予か父子を小船にのせて、日本風のエトロフ島に送り、此邊の土人をキリストの教法に歸化せしめむと、我等に數枚の佛像及び數多の經文を與へ、是をエトロフ島の土人に示して、是は俄羅斯國の佛像なり、是を恆に頭に掛る時は、壽福を得疾病を患へず、又未來にても萬事心の儘なるへしと諭し、畫像一枚を狐皮一枚に易與ふへしと命せり、仍てエトロフ島に至りしに、忽ち皆日本人に捕はれ、且持ける佛像經文をも奪はれ、是は如何なる品なるや、又何のために持來りしやと詰問せしゆゑ、これは俄羅斯國の佛像なり、エトロフ島の土人を俄羅

斯國の教法に歸化せしめむために、我等を此所に送り、實に答へしかば、日本人等尙厳しく禁錮しけるを、或夜竊に逃れて恙なく海邊に出しに、幸に小船のありければ、乗て漕出せり、日本人等後より追來りしかども、雲霧深くして所をしらず、終にラソツ島に歸しとなり、我等此話を聞て、且驚き且怖れ、此惡業我等をして若不幸に陥らしむるか、嗚呼天なる哉、命なる哉、我徒如何ほと日本人に向て、我國王は日本を思へることの篤き、又我輩聊罪なきよしを説とも服すまし、彼に數件の實證あれば其詰問をいひ解難し、たごへホーシトフの亂妨は一己の企にて、政家のしらざるなりと云て解とも、邪心愚昧の惡僧、我教法の恥辱をすて、佛像經文を賣物に致し、異國に渡せる事如何かこれを辨せむ、固より政家の故にあらざる事と辨するとも、日本人は許容せじ、これ現に今一の大患なり、予彼を見て是を聞、我等の上を思ふに、とかく許され歸らん事はあたはし、しかればみづから逃んより外なしと、依之其企を先兩士自注、モウル并にに語り、其後水夫どもにも説聞せたり、然るに其逃ん方便容易な

らねは、いつれ此道中にて事を謀るにしかしと思ひ定めぬ、其故は毎夜護送の者、我等をその土民三人に託して護らしめ、彼等は我輩の居る處より遠さかれる所に、帶刀衣服も脱て入浴し、臥具を被り火邊に集り、烟草を喫して憩へり、且其土民は武器をも持ず、室の中央に坐し、些の慮もなく雜話して夜を明すのみなり、また我等の室にも燈を出せども、いつれも甚遅し、且予は水夫シイモノフとマカロフは、肘の繩甚緩く脱には容易にして、しかも一處に居れば、黄昏の比竊に一同の繩をも解かせなん、但何れも肩の痛強く、腕も腫るれども勢ひに乗ては厭ふまし、されは海邊にて船ある處に止宿し、地方より強く風吹折を得て、此策を以俄に躍り出、脱きおける刀を奪ひ、大聲を發して海岸に走りなは、日本人等は我徒の必死の行爲を見て、驚きあはて例の臆病にて、しはらく周章し、己か刀を尋ね求めんに、我徒は小船を奪ひ、繩を斷拂ひなは、彼か船して追來らん前に遙に遠く隔るへし、然る時日本人等多分は追來るまし、若波荒かりなは追さる事必定せり、斯して逃れ出日本船に必羅針

を備へたれば、是を以葛模沙都加に着せん事難からすと、企一決せしかと、又こゝに成就の覺束なき事あり、もし右の内一事も缺る時は事ならず、又水夫の内にも同意せず、只死を怖れて囚となりても命を全うせんと思ふものあり、今の身の上となりては、我命令にも従はざることは非なき次第なり、又蝦夷人のうち、日本人を怨める者にや、手様して我水夫に向ひ、日本人等の隙を伺ひ、繩をどきどき山の方に逃れ去へしと、教ゆるものあり、但我等か繩を解て通さむ意か、又自分解て通よといへる意か分明ならず、彼か言語の通する者は唯アレキセイのみなり、されどアレキセイかつて獵事につきては、毎に俄羅斯人に強く糾せられしといへれば、却て日本人に服せるならんか、彼に密事は明し難し、彼是と思ひはかりて、唯心長に時節をまつのみ、日を経るに従て、日本人等我徒と懇になし、且守護も寛になれり、或時日本人等、過日クナジリの湊にて桶に納て浮めし俄羅斯船の圖は、モウルか畫きしことをアレキセイより聞て、強てモウルに畫きくれよとこへり、モウル是かためにしはらく

肘の繩を免されぬ、我等手の繩を免されて後烟草を喫せんとすれば、其度毎に守護の者烟管を持添、是は烟管にてもし自殺せんことを恐れてなり、然るに日を経るにしたがい、これに倦るにや、其後絶えて烟草を持添ることを止め、我等の意に任せしか、又こゝろならずや、烟管嘴に大きな鶏卵許の木にて造れる丸き物を付て與へり、我等是を見て大に笑ひ、却て自殺するに容易なりとて、手様にて示せしかば、彼等もおかしく思ひしと見えて、ともに笑へり、且アレキセイを以て、廢の者の自殺せんことを厳しく守護する事は、日本の掟なりといへり、日本人の聞こえを好む事殊に甚し、我等暫時小休に着するさへ、其度毎に名を何といふや、歳は幾つなるや、兄弟親屬幾人ありや、衣服を以て如何製せるやなど問て、其答ふる毎に書記せり、又俄羅斯國の言語及諸物の名目を問て、各書記し、小き辭書のごときものを作れり、予彼等かかく親しく問ふを怪み察するに、其自己の好事のみにはあらし、必政家より命を受てなす事なるへければ、漫りに答へならしと心附けり、

一同二十九日及三十日 自注、我廿三日、は同所に滞留せり、或日本人のいへるは、此處に滞留する所爲は、武卒の中に卒病の者出来しかば、發足する能はず、又其後支配役來りていへるは、人足乏しき故なり、人足來らば速に發足せんと、斯のごとく彼等かいふ處齟齬するを以て察すれば、皆實ならず、外に縁故あらん、アレキセイか蝦夷人より聞けるは、箱館に我等を止宿さすへき處、未調はざる故なり、已に箱館より我等を迎のため、重き役人三人來れり、彼我等を暫く此處に留むへき命を蒙り來れるならん、自注、此者は長官なりと思ひ、此時迎に出し同心に山しに、後に聞は官の同心也、程なく彼等來りて、各を箱館へ嚮導のため、且道中諸事を辨せんため、箱館の長官より我等を來せりとかたれり、此中に老輩をマングゴイフといふ、自注、保按に、此時迎に出し同心に山ん、以下剛藏、田剛藏といへる者あり、其轉訛ならん譯す、甚懇にして我等の傍を去す、彼來りし後は飲食凡て甚善くなれり、剛藏曰く、備等を置ために美麗なる廣き家を設けたれば、自由に住居等を免し、長官に請て予か宅にも招くへしと、我等今は罪人のことく縛せられたる身なれば、彼か話に心勇み、氣も引立たり、かつて日本人の話に、彼邦に

ては高尊の人といへとも、捕へらるゝ時は罪の有無に拘はらず、皆厳しく縛るなりと、此話を以、日本の國風は歐羅巴を以、此考得へからざるぞ知へし、已に我等に長家之者附來らざるも、其風俗の異なるか故なり、剛藏は甚よく我等を看顧する者なれば、彼來りし後は左右の動靜を伺ふ事を止め、凡て彼かいへる所は信用せり、剛藏等來りし時外に又一人來りし者あり、是は南部侯の士なり、威をしめさむとて鎗に馬尾を附て持せり、自注、由按に、鎗印を見たるなるへし、人皆格別に敬ひ、彼か命令に隨ふ様子なれども、只我等を守護するため、別に加はれるのみにて、旅中の諸雜費はやはり箱館より來りし官の同心より償へり、又箱館より來りし者の中一人若年の者あり、甚伶俐にして應對甚柔和なり、我等にも甚懇切なりし、我等を見る時は莞爾として微笑するのみ、此もの我囚徒中の話を、甚心附て聞様子なり、察するに是は一度俄羅斯國に來りし者にて、よく我國語を解するを以、我等か何をか談するやを聞顯はさんかために、此者送れるならん、予かつて某の一村に宿せし時、其所の會長に屬する書記役、密に

語れるは、松前には俄羅斯語に通するものありといへり、然るに守護の者共は、絶て其事を語らざりしか、彼はすなはち是なるへしと察せり、アレキセイいふやう、彼羅俄斯語を解するならば、我等か快しとせざる事は聞かして屢語りつへし、一剛藏來れる後は、我徒の尊卑を差別してもてなせし、彼是の小憩にも、我等と水夫とは別に居らしむ、但食物はいつれも異なる事なし、一第八月七日 自注、我七月初日、途中において、蝦夷地に到る日本の役人にあへり、是は我等の事情を問糾せんごて來りしなり、彼我等に逢て後へ返るへきよしを命せり、よつて思ふに我等いよゝ野心なきに定めなは、此憂中に我屬下のクルル島に返すへしと、松前奉行の命を受て來りし者ならんと、暫時心中喜びにたへさりしに、鄰村につれ行て、我等を糺すとなり、又その鄰村までつれ行しことも、止て途中の小家に立寄我等に對面せり、その役人次官二人并に其從者を從へて坐せり、日本國の街道には、往來の人の便利のため四五十町目には必小家あり、

其向に榻二つすへ、其上に板をおき筵をかけたるあり、我等皆其上に腰をかゝ、彼我等の姓名年齢安否を問へり、傍に書記ありて其問答を記せり、其後に途中の安泰を賀し且發足せよといへり、彼役人に別れて後、山路にかゝり、其比より平原と箱館の市中を遠望せり、此山をおりて麓に休息し、夫よりオンノといへる村野なるへし、自注、保按に、大に到りしに、是迄の大邑にて氣色頗麗なり、其地谷間にて周七八里許、三方は高山にて圍みたれば、寒風を防ぎ、南方は箱館の港及び津輕の海門あり、また村中に數條の小流あり、家毎に廻りには菜圃及び樹木ありて、殆園中に一村あるかごとし、其内歐羅巴にて見ざるものは桃梨なり、又彼所に麻、烟草、稻等あり、此大野より箱館まで凡三里なり、自注、保按に、大野より箱館への道程五里といふ、予爰にて日本人の多きこと、日本人のよく業を務むることを述ん、讀者蛇足とすへからず、我等海岸に添て歩行める其里數、凡二百七十九里に過さるへし、

日本人は、クナヅリより箱館までを二百五十里と云ふ、自注、保按に、此道程凡二百三十里餘なり、但其一里は二千尋餘に

當る、

一 第八月八日自注、我七は、守護の者いつれも箱館着の装をなせり、皆新らしき衣服を着し、武器を携へ陣笠をいた、けり、今朝食味は常に殊にして美なり、野菜と鶏との煮汁なり、これは日本人美味の一とする物なり、斯のことく美味を與ふるは、惡兆なり、既に道中にて、我等の快からざることをなす時は、かならず美味を與へ、且却て恭待せり、是全く苗蔭に蜜を交ゆるなり、朝飯終るや否、クナヅリより添來る南部家の歩卒列正して進み行けり、見物は道の左右に立並ひて慎みて見居たり、予見物の人々の眼色を心に留て見しに、予か心中此處に到着するを、嬉しく思ひし折から故にや、いつれも我等を惡み、捕はれたるを愉快なりと、嘲る氣色は絶て見えざりき、既に箱館の市中に入しに、見物の群集すること殊に夥し、守護の者大に勞して往來の道をひらかせたり、長くはいせはき街を五町計も行て又横にまかれり、是は曠原につゝきたる處なり、爰の高き處に我等を入置へき家ありて、其用意高き垣をもつてかこみ、唯長き屋の棟のみ見え

たり、此様子を見て我等先恐怖せり、此垣の外に堤あり、此日は是に横筋ある幕をはり、門の傍に番所ありて番士居れり、是より内は都て武器を携へたる士一尋つゝ、離れ二重に排列せり、彼等の携へし者皆おなしからず、或は鳥銃或は弓箭或は鎗をもてり、其前に又兵士等立並へり、此門より予等に附添る守護の者の姓名を記さる書冊を其番士に與へ、其後我等を門内に入れたり、さて我等をおくへき處見しに、其室中元より暗さうへに、又大材にて造なせし故、いよく戰慄せり、蝦夷通詞及アレキセイを以、我等にいはいしめしは、いたましなから箱館に入には、クナヅリ發足のとき同様に、繩をかくるなりといひて、會釋もなく直に縛れり、日本人我等に何か告る時は、毎に嚴重に式をなし、皆我等の前に一列に立並ひ、日本の通詞とアレキセイを其間に居らしめ、其中に老輩しとやかに彼方の通事にのへ、通事是をアレキセイに告て、アレキセイより其旨を予に通するなり、剛藏并其同列及南部の兵士等は、手まで縛ることは同意せされども、南部の歩卒は命なれば已こと

を得ず、守らすむはあらずと叮嚀にいひこきけり、是によつて良久しく互に論せしか、其歩卒必クナヅリ長官の嚴命なれば、箱館に入むには繩をかくるなりといひつゝのりて、さらに剛藏等のいふ所を用ひず、剛藏しはらく考へて、こゝにて論するは益なしとて、大野村より箱館まで二三十町あらん、自注、此路程百八十里といふ、使を走らせて、事伺はしめしに、縛るに及はずといひ來りしかは、また繩を解けり、此處に止まりて、箱館に到るへき命をまてり、此時箱館より老若男女群をなして、我等を見に來れり、又兩三人衣服馬具等まで美麗にかきり、馬上にて來れり、是は高位の人ならん、晝後此處を發足し、威儀を繕ひ、日本人等垣の際に我等を一列に並はせ置、牢内に我等を如何様に引わけ入へきやと、評議せしこと凡小半時はかりなり、此時このおそろしき牢内にて、生涯を過すことならん、いつれも覺悟せしなり、そののち日本人、予とモツルに向て、水夫の内、いつれを傍におかんと欲するやと問しかは、予心中嬉しく思ひて、ヘレフニコフはいつれにおくやと問しに、是は別室におくなりと、何れも友人の

分は室を分ち、水夫を一人つゝ付ておくへしと、長官の命なり、是卑賤のものは早く氣を落し、無法の事をもなすものなれば、一人つゝ官の傍に置いて慰め諭さしめむか爲にして、彼長官ひとへに囚徒の安全たる事を欲してなりといへり、ヘレフニヨフの次に予、其次にモウル及シカヨフ人名を一方の室中に曳行けり、我等は此處にて別るゝは、生涯の別れなるへしと、相共に涕泣して別を告げる、日本人等予を柵の内に曳行、杵をぬかせ、悉く繩をさきて、又其内の木格子まで圍める小室に入るへしと命せり、予いまたモウル及シカヨフを見さる中、日本人此室中にては、一言もいはずして其小室の戸をさち、また柵の門を閉てさりぬ、此時予唯一人室にありて、今朋友に別れしは、生涯の離別と悲みつゝ、神氣閉て前後もおほえずなりぬ、

く、只食し馴さる品なれば、快からざりしかと、其高き志に愛て、直に喫して厚く謝せり、彼人これを見て喜へる様子にて、かさねて又斯のとき品を與へんと約しされり、思ふに其容貌甚下賤のものなるに、此災に係れる異國人を憐みて、事顯はるれば己も罪を蒙るに、其禁を犯して予を慰めんとするの志、實に心に徹し感するに堪たり、程なく食物を盛れる膳を持來りしかとも、少しも食せず、夜に入てまた是を持來れとも食せず、唯或は坐し或は腰をかけ、或は緩歩し逃出む事をのみ工夫せり、この牢の造り方を視るに、高さは一丈計、廣さ六尺四方にして、堅き材木を以て格子となし、其中程に入口の戸あり、是に大きな錠をおろして、外構との出入を止めたり、牢舎の壁に窓二つあり、何れも堅き木を以て格子となし、内には紙にてはれる障子を建開闔すへし、其一の窓よりはわつか二尺計隔りてある向の垣のみ見え、又一の窓は南面にて、此家を圍める外柵を越して、山野曠原の津輕の一端日本地の海岸迄も見るへし、入口の木戸の傍に一小舎なり則廁なり、下は敷板にて中央に深き箱あり、

これ兩便を達する所なり、一箇の木にて造れる柵子あり、甚しく僅に坐すへし、此外隅に疊四枚敷けるのみ、其他凡有ものなし、つら／＼牢内の様子を見るに、一箇の小刀たにあらは、一時半に足すして容易に窓の格子を破り抜け出すへし、夜陰にまきれて外圍井堤をものり越すへし、然れども何れにか小刀の有むや、誰か予に與力せん、たとひ恙なく遁出るとも、予一人して何れにゆかん、もし幸に海邊に至り小船を得て東風に棹し、韃靼の地に着するとも、跡に遺れる同厄の徒は、尙嚴しく禁めらるへし、如何様の憂き事にか逢、或は殺害せられんと思へは、予一人遁出るとも、義に背く態なれば、此企もおそらく其念も烟の如く消失たり、夜に入て遅く夜着蒲團を持來れり、其蒲團は新らしけれとも、夜着は古く汚れて臭氣あれば、隅に投捨置けり、又終夜半時毎に番人構の外を、木をならして廻れり、

曉の比あたりも静まりし比、不斗俄羅斯語にて物語る聲の耳に入しかは、驚き立て窓側に行よく聞は、モウルとシカヨフとの語れるなり、不意に俄羅斯語を聞ければ、何となく心嬉しく覺えたり、予はともあれ同厄の徒は同じ牢内にあれば、互に語りあひ心を慰め鬱悶する事少からんと思へは、せめてもの事に心嬉しかりき、又予内謀を彼等に告げ、一同に遁去へき折もあらんかと、少しは心に樂を生せり、右兩人の話は、モウルかゆめに、西原罕厄原注、トウイナ河に□する邑なり、最の事を見しとシカヨフに語るなり、彼等に予か承はる所をしらせたく、燃る様に思へども、聲を揚なは何れものために、尙災を引出さんかと、是を恐れて黙せり、やかに歩卒并に牢の番人等、起來り夫々の勤をなし、又予に顔洗ひ、口嗽かせんごとて水と湯とを持來り、予顔洗ひ、嗽く間は入口の戸を開置し、事終りければ直に其戸を閉たり、朝飯を持來れとも、予いまた食氣なければ是を食せざりき、晝比に至りて牢の頭役とおほしき日本人、蝦夷の通詞と醫師と并にアレキセイとを伴ひ來れり、

後に聞は、蝦夷通詞は上原熊次郎といふ、歳は五十歳計ならん、醫師は東江といふよし、彼等格子の外よりいひけるは、もし不快ならば、其趣を此醫師に語るへし、是は備等の安否を問しめんとて、松前奉行より送りこせし者なりと、彼等互に説話せし間に、予宿にアレキセイの話にて、ヘレフニコフは、シイモノフマカロフ、及ワシリエフと同居し、アレキセイは予か如く獨居し、其室に窓なければ甚暗く、かつきたなき由を聞けり、又やかて晝食を持來りしかども、是をも食せざりければ、入口の戸を開き、何か竊に罵り、其食物を予か側に置、出行て戸を閉けり、然れども予は少しも食氣なれば、是を食せざりき、薄暮の比又牢の頭役熊次郎とアレキセイを伴ひ來りて、予にいひけるは、此地の長官、備の徒然の餘り鬱悶するならん、因て水夫の中、備か好めるものを一人側に居らしめん、其名を告へしと、予思ふに今かく患難に居て、人好みせんは、モウルとヘレフニコフか思はむ所もあらんとて、唯誰にてもよしと答へしか、必一人其名を告へし、是長官の意なりと勧めしかは、しからは順

次に交代せしむへし、先マカロフを呼へしといひしに、即時にマカロフを連來れり、予アレキセイを以日本人にいはしめしは、マカロフ予か方に來れば、ワシリエフをモウルの方に置れよと乞しに、其事はゆるされずといへり、もとより日本人の實意に出し事なるに、モウルの方へ水夫を置事を許さざるは、予において疑へり、予此アレキセイを連來りし役人は、牢の頭役と思ひしに、此時アレキセイの話にて、此人は此地の長官に次て重き役人なるよしを始て聞けり、アレキセイを以、我等をいつまてかかく禁獄するやと問しに、やかて何れも同居せしめ、遂には本國へも歸らしむへしといへり、予又其同居する事は近きにありやと問しに、否といへり、我等此の如き身の上なれば、凡て日本人の一言半句にも心を留、深く察し、遠く慮らざるものにて、若彼役人程なく同居さすへしといは、都て疑ひもすへけれども、尙遠しと答しに、其言の實なる事を察し、心中少しは樂みを生せり、一此日本人等出立れる後に、マカロフの方を顧しに、甚驚ける體にて予か顔を見て、此處は窓より山

水繪かけることくに見え、實に絶景なり、ヘレフニコフと、ワシリエフ、アレキセイ等の居る所に比すれば、誠に極樂也といへり、予此者話にて、同厄の徒の居る所は大なる材木にて造れる矮屋にて、入口は肥ふて出入すへく、日光も見えず、真にくらき所なりと聞て驚けり、

一日本役人の言とマカロフの話を開て、鬱悶も散し、箱館に著して以來始めて、今夕すこしく食事をなせり、但此所の食物は道中にて與へしよりは、甚

我等箱館に着せし始めの比は、食物至て鹿なり、大抵飯と大根或は葱を入たる汁と煮豆なり、鹽漬蘿蔔二片を與へし事もあり、又稀に豆の粉と腐たる鱈を糊のごとくに煮たるをあたへ、あるひは大根汁の代に鯨汁を與へし事もあり、凡箱館在留五十日の間に、星鱈の半分を切たるを醬油にて煮て、只二度與へしのみなり、扱毎日三度の食事は、朝は五ツ時、晝は七ツ時、夜は五ツ時なり、飲物は湯なり、また折には砂糖を入たる鹿茶を出せり、

夜に至れば丸き枕二を持來れり、是は木綿の袋に□□實を入たるものなり、遣厄日本記事、

通航一覽卷之三

魯西亞國部二十八

○蝦夷地亂妨始末 クナシリ島
文化八辛未年七月四日、大島榮次郎、箱館詰吟、俣囚八人を箱館役所に呼出し究問して、その口書を松前に達す、よて同月入日奉行江戸に進達す、
文化八辛未年七月、大島榮次郎より鈴木甚内に贈る御用狀

魯西亞人七人并ラソツワ人ども、昨四日御役所へ呼出し、一通相札候付、別紙書面一冊差進候、委細は右にて被成御承知、宜被仰上有之候様致し度存候、一別紙之通、魯西亞人ども一通吟味仕候へども、ラソツワ人儀魯西亞詞未だ未熟にて、入組候事は不相知儀も有之趣申立、魯西亞人の仕形咄しを以、相察し相分候儀も御座候付、吟味箇條の中には少々宛意味合も可有之哉、再應相札候は、齟齬仕候廉も難計奉存候、兼而此段申上置候、
未七月 大島榮次郎

異國人共八人申口

役名カビタン
ヤキイタコタンカシケタマヨル
(朱書)このマヨルと申は、國に居候節の役名にて、船に乗候へはカビタンと唱、大筒其外船中の事、國王よりの命を承り、萬事をつかさどり候由、
生國魯西亞國之内

イソシヤン 姓名ワシリイミハイチカバリン^{未三}
幼年よりベテルボルにて成長、役名レイチヤナント
(朱書)このレイチヤナントと申もの、船にての役名の由、カビタンに次て船中の人數も引廻し致し候よし、

同ベンチヤ 姓名ヒヨウトロイチモウル^{未二}
役名ハイタロトヤン
(朱書)このハイタロトヤンと申もの、船頭役之事にて、船乗廻し方を司る役の由、

同ハシタラハニ 姓名アンテレイチレフニコフ^{未二}
マダロス
(朱書)このマダロスと申は、船に乗候節の唱にて、

國にては鍛冶を職と致し、船にては帆網碇等之働致し候由、

- 生國エレシヤニ マカロ フ未三十二
- 同アラハンニヨスコイ シカヨ フ未三十
- 同カシタラヌ シイモノ フ未三十八
- 同センベリスコイ ワシリヨ フ未二十九

このものラソツワの本名は、シケコンフシユと申候由、これは親より付候名に候處、その後ヲロシヤ人よりヲロキセと名付申候由、

一何頃何れ之所出帆、何方へ罷越候哉、四ヶ年以前魯西亞の内、ベテルボルより出カムサツカへ參候船にて、所々にて日を送り越年も致し候由、

(朱書)この處ヲロキセ通辯曉と相分不申候、尤カムサツカにても、一ヶ年越年致し候由にて、國々通船候譯は、クナシリにて萬國之圖を差出申候、

右之圖有之候へは、一々に申上相分候由申之候付、
一右之繪國、此方相届不申、クナシリにて詰合の

者へ相渡候哉、亦是自分荷物之内にても有之候哉、

右之繪圖は、クナシリにて差出候積り、上陸之節持參致し、御役人之前にて開き見せ候處、其跡にて繩を懸られ候故、右之繪圖如何相成候哉不存候、若此方參候哉と存候付右之段申候由、尤繪圖は紙に認有之、大さ三尺餘も有之旨之様子申開候、其外にクナシリ島の上陸之節、小刀四本并まなはし二本、銀大錢四十五文、端船の差置申候、尤錢は麻之袋に入差置申候、并鏡一面、縫有之候革之小手一掛、是亦端船の差置申候、尤是はモール所持之品々御座候由申之候、

一右は國王之命にて罷越候哉、亦是自分之稼之爲か、何故に參候哉、
カムサツカに參候は國王之命にて、カムサツカにて造船有之候に付、右入用之鐵碇帆網等積廻候由、

一船は一艘に而又外に類船有之候哉、
一五月九日頃、エトロフ、アトイヤ沖に參候は同船に候哉、何故夫よりクナシリに參候哉、
船中久々之事に而、糧も不足、薪水等も切れ候處、

エトロフ之山を見掛候付、船も寄薪水を取候積御座候處、幸ラソワ人に逢、此ヲロキセ案内存候もの付、ウルツツに廻り薪水取候心掛之處、難風に逢候由、尤アトイヤに而御役人之書付請取候故、フウレベツへ可參候處、風筋不宜無據クナジリへ參候へども、惡心之筋は無之候由申之候、一船中乗組人數何人に候哉、其方ども被捕捉候而、船中に殘候頭分之もの何人有之候哉、
 私ども船中乗組人數都合百二人に御座候、船中に相殘候内頭分カピタン八人罷在候、尤私どもより何れも次役之もの御座候、
 一其方共被捕捉候付、元船に殘候ものども暫くは鐵砲をも打候由、其後クナジリを出帆致し候は、何ぞ申心得にて可有之哉、何方へ引取候哉、
 私どもクナジリへ着船仕候而、私どもより鐵砲打候儀無御座候、私共被捕捉後鐵砲之音仕候へども、何れより打候鐵砲候哉様子存不申候、又私共被捕捉上は、殘船中之者本國へは歸り申間敷候、カムサツカ并ヲホツカ邊へ、引取候儀候と被存候、

一髮を撫下居候は本國之風俗候哉、又三つ打に致し居候儀も有之由、魯西亞國を分つ風俗候哉、并笠冠り候哉、
 髮風之儀は、國王之申渡にて、船中へ乗組候者は髮ははさみ候儀に御座候、本國に罷在候ものは長く致し三つ打組罷在、又はたはね候ものも御座候、又笠は冠り居候へども、クナジリ島にて被捕捉候節、如何相成候哉と申之候、
 一ラソワ人之儀は、當春歸島之者に可有之處、何方にて何故異國船へ乗組み罷越候哉、
 クナジリ島より歸島之節、エトロフ島之内モンリハケと申所に風待仕罷在候處、異國船渡來付、右異國船、同島フウレベツ御會所へ相廻り可申旨、私共へ附添之御役人之御差圖之趣、私并マツヘチビマメノコ一人都合四人、小船にて異國へ使に罷越候處、外三人之者は相返し、私一人は船中水切候由付水を取候由、場所へ致案内候様にこの儀にて、元船へ被爲乗、クナジリ島へ罷越申候、
 右は昨四日、御役所へ呼出し、ラソワ人を以一通

り承候趣申上候、以上、

未七月

大島榮次郎

同月八日、荒尾但馬守より、小笠原伊勢守、村垣淡路守に接するに、淡路守の頃交代贈る御用狀

魯西亞人一通相糺候趣、箱館詰吟味役より別紙之通申越候間、右寫差進申候、宜御執計被仰上候様致し度候、
以上、請北條、關田某所藏御書、

文化八年七月廿六日、或書狀

七月四日、摘八人箱館御役所へ被召出、御調子に相成候處、何を申も蝦夷人之通辯にて、少し入組候儀は中々通し兼、御役所にて餘程御困り之御様子、多く御目付御下向に御調子に可相成、通辯は馬場佐、
按するに、天文方手傳馬場佐十郎なり、今度蝦夷地に赴きて、魯西亞の通辯を勤めし事は、前に注す、 又は彼幸太夫、
按するに、寛政年間魯西亞に歸國せし深人なり、 にも可被差遣哉、右一件御役方にて、至て内密に致し有之候得とも、極内々相願ひ、實記借請荒増書綴別紙入御覽候、交易願と申説も御座候へども、賊船之類に無之哉、扱又右八人之者共召捕に相成、本船は直に歸帆致し候へども、右之通乗組之内召捕はれ、其儘置候儀にては有之間敷、一旦は歸帆致し候ても、又々不遠内

渡來之程も無覺束、右に付てはクナジリ御見廻として、先達而當所より御吟味役被成御越、蝦夷地場所も、此節俄に大筒御仕掛に相成、一體御嚴重之御事に御座候、
甲子夜話、
 千八百十一年第八月十日、
自注、我文化八年七月四日、
 次郎、
按するに、上 來て、今日この地の長官備等に面會せんぞと、晝後官府に到るへしと云へり、すでにその時刻に至りて、我等を半より出し、兩手を殘し體を縛り、その繩の端を日本人二人手に執て、一列に並はしめ、途中守護の役人差圖して、彼是の用意をなさしむ、その用意調て後、先二人羽織を着し、手に大なる捷のさきに斧の付たる物、
自注、鎗な 持てさきにたてり、次に兩刀帶せる南部の歩卒三人、その次に予、側に官の同心一人、後にまた一人有て、予を縛れる繩の端を持ち、その後、モール、ヘレフニコフ、水夫およびアレキセイ等同様にして、列を正し歩行せしむ、前後にまた南部の歩卒三人、跡を押へり、右のとき行列にて甚た長き街を舒に歩行せしむ、その道路の家ことに見物の人多く群れ

り、予このときはじめてこの所の人家は、みな商家なる事を知れり、この街を通り、左の方に曲りて山あり、その上堤の柵を以て圍める官舎あり、この門に入庭に至れば、むかふに甚粗造なる車臺に銅の大砲を載たり、この所より小き木戸をすぎ、また別の庭に至れば、官の同心數人居て、皆弓銃を備へ、疊の上に坐せり、夫より我等を家と庫との間に連行て、腰掛に我等と三人をおらしめ、水夫とアレキセイとは下に筵を敷きて坐せしむ、この所にて暫く待ける間に、長官の命とて、烟管に上品の烟草を添、ならびに佳品の茶と砂糖を出せり、箱館に着せし以來烟草を喫せされは、これを嗜めるものは何より勝れたる饗なりと云へり、

これよりして我等の烟草を嗜めるを悟りて、予ならびにモウルを守護するもの、時々烟管に烟草吸付て格子越しに喫せしめたり、但兩人の外は與へさりしとなり、

この所に待こと良久しかりければ、たかひに種々の物語する事を得たり、ヘレフニコフのおる牢は、予かおる所と等しく窓もありて、諸方景色も甚た

よきと云へり、

この所に凡半時餘り待しに、傍なる家より甲比丹ゴウサリンと呼へり、日本人は予か名をゴウサリンと覺えたり、

すなはち予に附添へる一人の同心、予を連廣き舎に入れば、一人の同心予を請とれり、この所はた、小石をしきて、殆どシキウル自注、按に小屋の義也、に似たり、中央に長官座を設け、後に書記二人、前に紙と硯箱とを置けり、長官の左右に次官坐し、またその左右に輕き役人一人つゝ、嚴然として列坐せり、床の前兩脇には圓座をしき、守護のもの三方に居り、通詞熊次郎は床の上端に座を設けたり、予を請取たる同心、予を石の上に坐せしめんせしに、長官何かこれを命し、それは予を長官の向に立しめたり、その後モウルも同く、この所に來り、予か右の側に立、またヘレフニコフ來り、モウルの傍に立たり、夫より水夫一人つゝ、入來りて、皆我か後に坐し、アレキセイ來りてヘレフニコフか右の側に居れり、通詞我等に示して上座にあるものはこの所の長官なりと云、我等彼に向て禮をなせば、彼も

頭を前に低て答禮し、懷中より書面を出し予に問をばしむ、先予か官位姓名本國を問へり、我これに答をすれば、書記役二人有之て、逐一にこれを記せり、予か姓名を問へるときに、アレキセイ、クルル詞にて汝か名は何と云、尾ありやと問へり、尾と云詞は彼等は終と云事に用るの外、餘儀なければ何の儀たるも解せず、按するに、この前のときアレキセイたどへを設けて云へるは、アレキセイと名く、然ども尙下にマツシミツツと云尾ありと、予これにて姓を問ふ事なるを悟れり、すへてアレキセイか通辯は毎にこの類の事多ければ、これを解するに勞して、時を費す事も亦多かりき、次にモウル、ヘレフニコフおよひ水夫に到るまで、同様の問をなして皆その答を書記せり、次にまた前のごとく予より始め順次に生國年齢、父母の名、兄弟妻子の有無を問ひ、また生國よりシントペテルスブルグまでの里數を問へり、我等生國を答けるとき、日本人不審して、汝等生國各ことなるに、何か故に同じ船に乗合來れるやと問しかば、予答て生國は各異なれども、皆本國の帝王に事ふ者な

れはなりと、また我等か船中にてつかさどる所の職業、及び使令する處の士卒の員數を問へり、この答には予甚た急迫せり、然に彼頭に士卒の數を問しかば、予彼に諭してその數は甚た差等ありて一定ならずと、予に尙その大略をきかん事を要せり、我この難問をのかれんと思ひ彼に示せしか、譬はマヨトル自注、第三級のにはハタイツン四百五人より一隊の兵を屬し、カビテイン自注、船の頭役通にはコムハタニイ自注、百人を一隊とを屬するの官名、にはコム答にて事濟ならんと思ひしに、日本人等尙この事に就ては、種々の問を起して我等を苦しめたり、其事は後に記せるかことし、夫より我等か船の名、大さおよひ砲の員數等を問、ラツクスマンは長く、黒髮にして毎日粉末を以て捲上せり、今汝等はその髮皆短く斬れり、彼とは髮の形も異なれども、その達する所の宗旨においては、異なる事なきやと問へり、我頭髮の形は宗旨に拘る事なしと答へしかば、日本人大にわらひ、頭髮の形異にして宗旨の同じきを驚けるとなり、また次に我等かシントペテルスブルグを出てより、航海せし針路を詳に問は

んためとて、我女帝カタリナの代に俄羅斯國の學士コロビニス加著せる地圖を取出して見せしむ、我これに就て我等が針路を示して後、我彼に問しは、前にクナジリにて日本の役人に贈れる地圖、詳細に針路を記せり、其圖は何所に有やと、日本人云その地圖は未だこゝに來らず、若かしこにあらは速に送り來るべきにと、扱右の如く唯針路を問へるのみならず、何所には何到しやなど詳に問へり、逐一に記せり、且通事再三問ひ返して、相違なきやを問糺せり、この日日本の通詞自注、熊次もクリルの通詞、アレキも通辯に達せるものにあらず、その上日本人の問事甚だ細密なれば、一事にも多く時を費せり、終て長官また問ふ事ありて、再び呼出へし、先歸りて休息すへしと云て、我を退しむ、この所を退しは黄昏なり、夫より牢へ歸る途中見物の人益夥し、牢に歸れば長官よりとて、我徒に木綿の寐衣一具つゝを贈り、且其夜は酒を與へり、この日我等が官府に出たる跡には、我が牢外の廓とモウルの牢外の廓との板の隔を取除けて、その間に看守のものゝ居所を構へ、我とモウルはたかひに相見る

事を得たり、然ども我ものがれ出んとするの念は破れたり、右のことくなりし故、予モウルに語る時は、予が傍にあるマカロフに向て云ふことくせり、モウルもまた我に云事有は、その傍に居るシカヨフに云ことくして、たかひに口居せしこと數日なりしか、其後ときありて予、彼の第二の役人自注、按彦助なるに云、我々たかひに接話する事は許されまへしに云、我々たかひに接話する事は許されまへしやと問ひしに、汝等たかひに云んと欲せば、思ふまゝ、聲高に語るへし、何の答か有んと答しかば、夫よりたかひに牢内接話することを得たり、但し日本人聞て、害になるべきやうの事は慎みていはす、若俄羅斯語をせる人の、立聞せんことを恐れてなり、且俄羅斯語の外は他國の語を云ふ事なし、疑心深き日本人なれば、若問答めん事を慮りて也、按するに、以下の考證枝葉に涉れども、おのづから大綱に通ず、へき事情もみえ、且箱館入牢中の記事なれば、しはらく存す。
一 第八月廿五日、自注、我七、箱館に、太田彦助按するに、箱館に、館詰調役並、多くの同勢を引來りて、牢の前なる板敷に蓆を敷て並居たり、予何事ならんと怪みしに、四人の男有之、予船中所持の櫃と、モール、ヘレフニコフの革袋等を擔ひ來れり、その騒しきこと恰も震動するかことし、

予見て驚きけるは、これ等の品何故に日本人の手に入しや、我テイヤナを奪ひ取れしや、或テイヤナ日本の地に來れるやと怪みし、彼はこの品々は誰誰の所持なるやと問しに因て、予察するにテイヤナのクナジリを出帆のときに、船にて此等のものを海岸に遺し置たるならんと思ひ、初めて安堵せしか、またテイヤナ俄羅斯に歸帆せば、我等が身の上の事、定めて我帝王の聽に達すへしと思ひて、更に悲歎せり、右の品々我等に覺なき二三の衣服と木綿あり、察するにこれはリコルト篤き意にて、我等が用事もあらむかと送りたるなるへし、日本人その品を我等に與へさりしかども、是等は實に要用なる品にて、リコルトが實意を感じせり、
一 予日本地に來りしより以來の事ともを、日次の記に書置んと思へども、紙墨に事缺しに、不圖思付て一種異なる印をなせり、夫は衣服の糸を抽取、これを結びて、我等の意に快くありし事の記とし、領まきの黒き糸を抽て結び、不快に覺えし事の記とし、また喜にも憂にもあらで、たゞ珍らしきと思ふ事には、衣の裏の縁の糸を以て印とするの類なり、

一 この日、一人の歩卒來て竊にモールに告て、汝等もはや久しくはこの箱館におらざるへしと云へり、予考るにさにはあらで、尙久しくこの所におるなるへし、いかんとなれば、第一にはこの頃日本人より我等の臥具にせよとて、綿入たる寐衣を送りたり、これ旅中に攜へ行へきものにあらず、第二には我等今の牢に入て、後數日へて其周圍に新に數ヶ所の守舎を置、且又牢内の事務をもあらため變へたる事多し、これに依てみるときは、尙久しくこの所に置事なるへし、
一 初め我等を箱館の官府へ呼出せし後、己に十八日を経れども、再び呼出す事もなし、按するに、この記の記事、問來りし事も無かりしかば、予日本人にその故を問しに、唯知らずとのみこたへり、毎日朝夕牢を視廻れる役人は、醫者と通詞を伴ひ來て、我等が無病なるや、また何そ要用の事はなきやと問へり、これは日本人の厚く意を以ちゆる所とみゆ、しかれと與ふる所の食物は、兪略にして何も味なき蘿蔔計なり、モール胸の張れる事をなやみ出せしかば、醫師來り論して諸藥草根の煎劑投し、時々

是を飲へしと云へり、然れども食養法を如何と示す事なく、唯務て多く食せよと云へり、

日本の醫者は、病者の食養に意をもちふる事少く、唯多く食せよと云、若患者はその勧めにまかせ、多く食したらんには、醫師は頓に病の癒しと思ふならん、

一日モール日本人に向ひ、食物の危悪なるを歎きて、このとき食物にては、醫藥を服するともその効驗はあらしと云しかば、彼第二の役人太田彦助モールに問しは、俄羅斯人は病氣の時には何を食するや、醫師は何を與ふるやと、モール答て、如斯時は常に鶏の羹なりと、役人いかなる方にててもこれを製するや、その方にて製しあたへんと云しかば、モールその製法を委しくをしへければ、彼是を書記し、全く彼か好事にて聽し事と見えて、その後雞の羹の事は再び言出せる事はなく、食物はやはり前にかはりたる事なかりし、この男田彦助、太は毎度我等を嘲哂せし人にて、或日我等に牛肉、牛乳は俄羅斯人の好むものなれば、與ふへしと約せしか、數日をへて、この節牛は皆牧に在て、約せし品を得

すと云へり、また或日我等に酒を飲しめて、願くは水夫等に歌舞せしめよ、先年ラツクスマンが來しとき、俄羅斯人の踊を見しか、甚た面白かりしと云へり、予答て我等此のとき身の上にて、如何にそ歌舞をなさんやと、彼聞て連也、日本人にてもかゝる身の上となりては、歌舞をなし快しとするものはあらずと云へり、
一毎日半屋へ尋問へる役人は、ときを定めて來れり、また通詞の熊次郎と、醫師の東江とは日々來て、三時若は夫より多く我等の側に居て、種々の器械等を見せて、俄羅斯の名稱を問記し、辭書のこきものを作れり、一人予に就て問ふときは、また一人へレフニコフに就て問ひ、聊間隙なし、この醫者はすこふる地理をこのめるや、歐羅巴人の作れる地球圖に倣ひて、日本にて刻せる地球圖按するに、續誤脱有へ、諸官人殊に監守の歩卒とも、紙扇數多持來りて、我等に俄羅斯文字の書を、しきりに請求めしに、是殆ど困りたり、尤これ請ふ事甚た叮嚀にして、書して與ふれば、厚く謝しければ、我等も黙止し難く其もとめに應せり、しかれども一次に十柄或は二

十柄の扇を持來り、あなち強ひけるには苦しき業なり、モールとへレフニコフは殊に書を善しければ、その責も多かりき、モールは一人の歩卒のために七十枚の紙を書せり、彼は其書を購求するものに與へて、多く利を得たりと聞けり、

日本人は、新奇をこのむ風俗にて、諸の異朝の品品を集めて弄ふことをたのしむ、歩卒等か珍奇なりとて秘藏せるものを、我等に示せしは、クワクスマンか、この地に來りしとき、船夫ともより得たるよしの書畫、小刀、銅、錢、劍、鉛および小石の類なり、

その内にも、官人等の書を請へるには、實に煩勞せり、いかんとなれば書し與ふればその譯を問ひ、へレフニコフに書せしむるときもまた然り、或とき一官人、すてに予は大なる紙に俄羅斯字を書せしむる事三度なりしに、尙亦紙を出して請しかば、予その書の辭に、

俄羅斯人囚獄に非ずは、身を固ふして汝の國人七人を捕へ、罪人のこく囚獄して苦ましめ、みつからなせる殘忍の報なる事を歎かしめん、

と書して與へければ、彼是は何といふ事なりやと問しゆる、これは俄羅斯國の俚歌なり、後來俄羅斯人こゝにきたらば出して唱はせよ、夫まては秘藏すへしと答へしかば、彼またこれをへレフニコフに示して、その譯を請へり、へレフニコフこれをみてこれは如何にと驚かれしか、良久しくありて、予か意と同しく、この唱歌は甚たむつかしき事にて、譯し難しと答へてやみぬ、遺厄日本記事、

通航一覽卷之三百一

魯西亞國部二十九

○蝦夷地亂妨始末 クナヅリ島

文化八辛未年七月廿一日、去月より追々魯西亞船の事注進せしにより、老中連署をもて下知する旨あり、文化八辛未年七月廿一日、去八日出老中連署松前着、

五月九日、エトロフ島の内アトイヤ沖に、魯西亞船一艘相見え、同所邊の端船にて上陸、調役下役石坂武兵衛及應對、按ずるに、エトロフ島の條に載す、同廿六日、クナヅリ之内ケラムイ沖合に、魯西亞船二艘相見、翌廿七日期、大船一艘とまり、洞内へ懸り候付、大筒打拂候、其内端船二艘會所前へ向乘來、是亦打拂候へとも何も不相届、洞内へ繋居、その後ケラムイ崎へ上陸候に付、蝦夷共差遣候處、糧米等貴請度段申立候間、調役奈佐瀨左衛門魯西亞人へ逢、松前へ相伺候内相待居候様申聞候處、遁出候付、魯西亞人七人ラソワ一人捕候、右故に候哉、船より大筒打懸候間、夫

夫防禦手當申付候處、去月六日、又候テレケレケウシ上陸、米奪取書物着類等殘置、同七日日本船沖合へ走出候よし、召捕候もの共は、松前箱館之内へ向差立候段、其外追々被申越候趣令承知候、魯西亞人の地着候は、渡來之事情等、得と相尋可被申越儀と存候、以上、
七月八日

青 下野守
土 大炊頭
牧 備前守
松 伊豆守

荒尾 但馬守 殿 魯西亞一件○按ずるに、松平信明、牧野忠精、土

同月廿二日、大島榮次郎、再俘囚を役所に呼出して糾問す、此事、本邦の記録にもならず、今姑魯西亞甲必丹囚中の筆記遺厄日本記事によりて記す、先年魯西亞船の趣意も、此條に記して詳な是より後再三此事に及ぶ、

一千八百十一年八月廿八日、自注、我文化八年七月廿二日、再ハ箱館官府に呼出されたり、路次并官府も先日と異なる事なく、官人等は皆初めみし人々なり、我等座に就て後、長官襖の内より出て座につき、懷中より書札を出し是を看ながら、我等か名を呼云はしむるは、先

一日本を襲へる者共は、俄羅斯の政府にて如何やうに行ひしや等也、

予右之條々に答ふる事、左のごとし、
一レザノフ日本より葛模沙都加に歸る、又亞墨利加之商館に行き、オホーツカに歸り、夫よりシントペテルスブルグに歸らんとする途中、カウスノヤリスク自注、據按、エニセイスク所轄の邑、○按ずるに、據はヤリスク田某俗名、役名詳ならず、此書翻譯せしをなむらへは、必天文方高橋作左衛門、自注、エニセイ門手附なるへし、にして河の傍にあり、死せり、
一レザノフは、日本の所爲を甚惡しさまに述しか、我官家にては其言に同意せず、

一日本の屬地を襲ひたる船は、商賣の船にて、俄羅斯官家の船にあらず、故に其船司も官に給仕する者にあらず、
一其亂妨せしは、全く彼か自己の意に出で恣に爲せし事にて、日本の財物を掠取己か利得とし、且レザノフの日本に使せしより以後は、日本と俄羅斯との交りはなき事を知れば、日本人の愁訴は、俄羅斯の官家に聞ゆへき事なしと、思ひ計りて爲せし事ならん、但事露顯せば罪を得る事を知らざる愚昧の所爲成へし、

日子等か答へたる條々、松前奉行に達せしに、尙審に問ひ糺へしとなれば、我が問事凡てかくす事なく、正直に答ふへしと、予答て日本人に對し少しも偽り飾ることなく、なに事も正直に云より他なしと、此日間候處、大抵先日と同じ事なれども、或は其事の順次を變し、或は二三事替りし事を問しかは、我等是を了解するに甚容易ならざりき、其問答數端にして、枚舉に暇あらず、但、其内著しき物如左、

- 一レザノフ日本より歸りし後は、何處に行しや、
- 一彼は何處より俄羅斯國に歸りしや、
- 一何の時、シントペテルスブルグに着せしや、
- 一俄羅斯帝、彼を如何所置せしや、
- 一彼れ日本の事を何と謂たるや、
- 一日本の屬地を亂妨せし二艘の船は、何人の司る所なるや、
- 一何故に亂妨をなせしや、
- 一何故に家作、船を奪ひとり、外の品を焼拂ひしや、
- 一其時捕へ行ける日本人を如何せしや、
- 一奪ひ行きし日本の武器雜物は如何せしや、

一家作船の諸品を焼拂ひしも、彼が暴虐のせし所也、
 一其捕へ返りし二人の日本人は、オホーツカに放ち置しか、或夜小船に乗りて遁れしか、行方を知らず、
 一日本より奪取たる品々は、オホーツカの官廳に取上げて官庫に藏めたるを、其後如何せしや、予オホーツカに居らされは是を知らず、
 一彼亂妨せし者は捕へ置しに、或時竊に遁れ出しを、其後審尋ありて、今は皆死亡せり、
 さて日本人彼亂妨せしもの、名を問し故、ホーシトフ及びタイトフと答へしかは、驚ける體にてニコラーサンドレエフ、及びカウロイワノフと稱する者と同人也やと、予其彼等か實名を知りて、其姓名を知らざるに驚き、思ふにホーシトフに捕はれし二人のもの歸りて、其名を告たるものか、左あらは彼の姓も明かに知るべきに、是を知らざるはいふかし、予ホーシトフ等の事は詳に知りたれども、只ホーシトフ及びタイトフと云名のみを知ると答へしか、彼等は有名の者に非ずして、日本人よ

り、是に就て種々の問を起さしめんごとて也、然れども果して予只彼等の事は、風聞のみ聞しなれば、委しき素性はしらすと答へしに、日本人は半信半疑にて、ニコラーサンドレエフと、ホーシトフと同し人にてはあらしと思へる様子なりき、又聞けるは、ホーシトフ已に一度日本に襲ひ來り、又オホーツカ自注、保按オホーツカは、カムシヤツカカの誤ならんに歸り居て、俄羅斯の官司より答もなく、剩へ再び襲ひ來りたるは如何の事なるやと、予答て其事の始末は委しく知らされども、予察するに、彼か爲に共に其事を秘せしめ、葛模沙都加の官司に隠し置たるか、又は彼か屬下には官命なりと詭りおきしか、何れにも彼か私慾なるへしと、日本人是を聞て尙會得せずして、ホーシトフの船と共に、葛模沙都加に一度に有合ふ者はなかりしや、又其時に居合たる官司もあらずやと問ひ、夫より俄羅斯の帝都よりペテルバウルスまでの港の路程を問ひて、又我等か日本海濱に來れる時と、彼賊船自注、ホーシトフの來れる時を、委しく穿鑿して比考し、又一日は、我々はレザノフかシントペテルスブルグに歸り、彼は日本奉使の功なきを

聞て後出帆せしやと考るとみえたり、又何故に我等は遠方を航海するや、如何なる船の装ひなるや、兵卒は幾許、大砲は幾門備たるやなど問ひ、因に種々の無益の問ありて、逐一爰に記するに堪へず、其中には幾許久しく大洋に有りて湊なき時は、薪水等を求める爲に海灣に入るや、何故に俄羅斯人は廣大なる船を造りて、大洋を航海するや、何故に大砲を初め其他の武器を備けるや、何故に備等シントペテルスブルグの海濱に沿ふて、葛模沙都加に至らずして、大洋中を航するやなど、終りに我等か航海するの主意を委しく聞くと請ふ、是は予前にもいへることく、我等未だ審にせざる海灣を檢査する爲なりと云は、彼等疑惑を生せん事を恐る、故に只葛模沙都加に、一二の要用有て行しと答へしなり、我等の旅途の事を問へる内に、葛模沙都加よりオホーツカまで、オホーツカよりイルコウツカまで、イルコウツカよりシントペテルスブルグまでの路程を問し故、予其間にて思ふに、我輩のシントペテルスブルグを出立せし時、已にレザノフ日本より彼處に歸着せしやといふを、詳にせん

と欲するの意なるを察るなり、此又レザノフは日本にのり來りし船の、シントペテルスブルグに歸りし時、其船にて歸らず、葛模沙都加に止り居て、他の船にて亞墨利加に行しやと問たるも、おなし意とみえたり、予熟考するに、日本人は其心甚感へる事ありとみゆ、如何となれば、ホーシトフの日本地にて亂妨せし事は、俄羅斯國境は勿論、普く歐羅巴洲中にしられたる事と覺るなるへし、是其自國の狭小にして、他邦と離れて交る事なく、纔に他邦の人其境を侵せば、日本國境に拘る一大事として、子孫に至る迄其事を傳ふる意より起りて、彼ホーシトフの日本にて諸物を掠奪し、人民を俘虜せし事は、我等より詳に陳謝することく思へるか、又其内に答ふるに、其事に就ては別に謝し諂ふ詞なきを不快とするもの歟、日本邊境の僅一二の村落に、商船到りて掠奪せし小事を、普く歐羅巴の人詳に聞知るべきやうやあらん、只其亂妨せしは、俄羅斯官家の意に出たる事にあらずと云を聞は、自ら明白なるへし、日本人予か此言を聞て、敢て非とはせされども、全く是れを實と思へる様子にもあら

す、た、笑ひ居たり、扱も驚くへきは、日本人は性
 力氣根強くて、彼より問毎に、先其事を二三度つ、
 通詞に説き傳へ、通事は聽てその詞を考へ、夫
 より我等に是を通す、我等の答も又如此叮嚀に反
 覆して、毎に一事の問答に半時餘も時を費し、少々
 も心得難き處有は止す、其問の中には、無益の事を
 交へ、たとへは誰々の勤は何をするや、海上にて
 如何して預しめ風雨を察するや、船を出すは定め
 る時節ありや等也、予此に答て、其事において別に
 司る者もなし、大抵船司の指揮也と云しかは、彼大
 に驚き、一箇の船にも風雨を察するの術士有と思
 ひしとなり、此日は暮に及ふまで官府に有て、其間
 の兩度の廳に出て休息し、食事は米飯と乾したる
 繻を出し、食後に日本の酒一椀を飲しむ、又烟草を
 喫し、砂糖を加へたる茶を飲しむ、是は日本にて好
 き饗とする所なりと、暮に及びて牢に返れり、
 一ことし、レザノフ并にホーシトフか世にあらは、
 此二人の行狀を詳にしるへけれども、古人となり
 たれば遺憾なりし、但我執政もホーシトフの所爲
 を大に惡みたる事は論をまたすして明らか也、予

も又敢て死せしもの、非は爰に論せず、予今年ク
 リル南方の島々を測量すへしこの命を蒙れるによ
 り、其南方の島々には、日本人居住する事聞をよひ
 たれば、ホーシトフの彼地にて亂妨せし所爲、并に
 始末をも毎々に心得たく、彼是を心配りしに、幸
 其時ホーシトフと同船せし按針役に逢て、是を問
 しに、ホーシトフ兩度まで日本人を襲ひしは、全く
 自己の意より出し事にして、豈一國の主よりして、
 わつかに二艘の船を以て、他邦を侵す事あらんや、
 また我國志を見ても、我國の廣大なること、武威の
 強盛なる事明なれば、全く彼か自己の處爲にして、
 王命にあらざる事は、論をまたすして知るへしと
 なり、此按針役の話は、予始てカムサツカに來し
 時、商館の役人マヌニコフと云る者の語しと符合
 せり、此者ホーシトフと其頃同居せしものなり、予
 是等の話を聞て、日本人の恨みを含みし事を恐れ、
 是か爲に日本人に逢事を欲さるにはあらず、唯官
 よりの命なくして、漫に日本人と應對する事は好
 さる處なれば、日本人の住居する島の近所は、旗を
 建すして通り、彼らか疑ひ驚さるやうにせんとお

もひしに、悉く予か意と相違せり、

一第八月廿九日、自注、我七又箱館の官府に呼出さる
 事前日の如く、月廿三日、按ずるに、去る四、各列坐し長官席に
 就て、懷中より數枚の紙を出して、太田彦助に是を
 與ふ、彦助受取て其側なる人に渡し、其人又是を熊
 次郎に渡しければ、熊次郎是を披き長官の命なる
 とて、我等に是を讀しむ、予是をみるに、テイヤナ
 に残りたる人より贈れる書翰なりしかは驚き、我
 等の今の身の上を思ひ、諸士とは久しく親友なり
 しか、今は別れて又逢へきの期なしと思へは、胸塞
 り落涙更に止め難し、モウルは是をみて驚き膝つ
 きて、其書翰を顔にあて、悲歎我等か此體をみて、
 日本人も感し悼める様にて、其中には落涙せし者
 も有し、予是を見しかは、其人我等に對して隠し忍
 ぶ様子なりき、猶太田彦助は憐むけしきもなく笑
 ひ居たり、其書翰の文に曰、

上天懲を垂て公等壯健にして、此書を公等の手
 に達せしめんと、公等の跡に残れる物一同、公等
 の難を救はんと欲せしに、忽銃丸我等か側を鳴
 渡りて船の後に落つ、是において予施すへき術

なければ、砲を放ち敵を防かしむ、然るに我銃丸
 の小くて陸に届き難く、又押寄んには人少くて
 利を得へきにあらず、此に因て已む事を得ず、一
 計を設けて公に告ぐ、我等是より速にオホーツ
 カに返り牢事の備を提し、直に此所に來りて公等
 を救ひ出すへし、もし此事ならんは、此海濱を
 さらす、我等命を棄へし、若日本人公等に、此返書
 を我に贈る事を許さば、宜く公等の計略を示す
 へし、暫其策に従はん、船中の諸士一同、公等の
 ために命を棄るを俟のみ、
 千八百十一年第七月二日

ヘタル リコルト
 イルヤ リユタコフ

我等此書翰を再三讀ければ、日本人通事もて此譯
 を問しかは、予直に通辯しなから、所々原意を改め
 文句を作り更に説けり、其趣意リコルトより放て
 る銃丸は、防禦の爲にて日本人に敵するにあらず、
 是は日本の陣屋より先砲を放てる故、是を防んと
 なり、テイヤナより放てる銃丸の小なるを、船中銃
 の少きを以て察すへし、又リコルトか日本の陣屋

にせめ入んこの企は堅く秘して辯せず、是爾後我等をして他所に移居せしめさらんか爲也、オホーツカに歸り、牢事の備するといふを伴て、俄羅斯政家の命なければ、日本地に船を寄る事ならざれば、オホーツカに歸り政家の命を請なりと辯せり、

右のごとくリコルトの書翰を解き明らむるに、凡半時餘にして日本人其趣意を會得して、此報書等送る事を許さば、彼に達すへきやと問しかば、予答て彼船は此度の事を俄羅斯政家に達せんか爲、報書を俟ず速に返り去たらんといへり、

リコルトの書翰の事に於ては、日本人別に問を起す事なく止ぬ、夫より又外の間を始めしか、前日のことく諸事混雜して、次第なく無益の事を多く問り、其内著しきは、

問云、ラツクスマンか日本に来れる時、彼に與へし日本の命令書あるを知れるや、又長崎にてレザノフにもあたへし諭書あり、然るに汝等何故に日本の海濱に来るや、我邦にては俄羅斯人のみならず、凡て異國の人の入事を總して禁す、も

と異國の船安に日本海濱に来る時は、其人を捕生涯囚獄し、其船は燒棄るは日本國法なる事を、レザノフよりも聞知へき筈也と、

予答て、ラツクスマン及びレザノフの日本に来て、聞來れる日本國法の事は、豫め我國に移牒にて是を知れり、但し、日本人は俄羅斯人と交易する事を許さず、又其船の日本の湊に入事を禁するごは聞り、豈日本の近海にて危難に逢たる船をも、其海濱に寄る事を禁すと思はんや、如何なる愚昧の野人といへども、危難に遇る航海の人を扶助する事を知らざるへけんや、予か舶食料薪水に乏しきを以て、日本の海濱によせし也、已に予かエトロフにて邂逅せし日本の官人は、予に書を與へ懇に教て、フウレベツに行て其品を求むへしといへり、然るに逆風に遭ひ、フウレベツに行事能はず、因てクナジリによせ、日本人に我等の逆意なき事を告、船中乏しき品を乞求んと欲してなり、其節の事は日本人も、已に詳に知れる所也と、

其時彼又、エトロフにて日本人に逢しより、クナジ

リにて捕はれたるまでの事を、詳に話し聞せよといへり、そのさま其始末を絶て知らざるもの、ことし、且クナジリにて我等小樽に納めて、漁村に遺し置ける品、未だ爰に來らざるを驚ごみえたり、彼また問て、予等食料に乏しくなりても、同所に針路を問せたるや、地圖にて委しく示すへしと、予其地圖に向ひ海路の順次を示せり、此日の間も無用の事多く、譬は第那瑪爾加、諸厄里亞人等の風俗、或は船を送る所如何の所なるや、材木は何を用るや、幾何日數にて全成就するや等を問、彼か好事に出たりとみゆ、其内俄羅斯國の大さ、海軍の備を問しかば、予其答の序に、止白里にある城堡屯戍の員數、オホーツカ、葛模沙都加の湊、及亞墨利加の北面濱にある舟船、并ベテルスブルグの湊にある官船迄の事を話しけるに、又其數を問ゆる漫に答へしか、後適クナジリ人の偽言と暗に其數合したるも、後に予か不幸なりき、自注、按に、此事後にみゆ此日も度々席を退き、食事をなし酒烟草等を喫し、暮に及て牢に歸りぬ、

一次の兩日に呼出す事もなし、但し、日本人少しは

我等を憐むの心おこりしとみえて、水夫共に酒を與へて、牢屋の板敷にて我等の襦袢を洗濯せしむ、初因となりし時より、只一度我等襦袢を油をこしもなく、自注、按するに、彼國にては、濯き與へられし常に砂盆を加て洗濯す、濯き與へられしか、此頃より數度洗濯する事を得て、大に快く氣を潔くするの一事なれり、

又テイヤナより送り越せる衣服を與へしに、又水夫等へは、我等が願に從て襦袢をあたへ、又桶に湯をもわかし、我等に浴せしむ、此日も例のごとし、毎日時を定めて來訪ふ官人來て、我等に好茶、砂糖、果實、酒等をあたへり、其内に佐川助右衛門といへる者あり、甚感懃にて、別に我等に惠める品もあらねど、常に我等を憐み思ふ氣色なり、後にきけば、近頃彼か兄弟小船にのりて、風波に逢ひ行方知れずなりしと、彼其同胞の何の國にてか、予等か身上のごとく、不幸に逢事もあらんかと思やりて、予等を憐む事と見えたり、

ホーシトフか、サカン島にて偽作する移牒、并予等かエトロフ及クナジリに遣し置ける銅板を見る事、

一 第八月三十一日自注、我七の朝、例のこく我等を來訪ふ官人、醫者、通事來り、モウルを呼て一通の書をしめす、モウル是を讀て笑ひを含みて、これは全く偽書なりといひつゝ、輕しくワシリイミハイロウイナも是を聞きて、其文を讀に、

千八百六年十月十二日自注、我文化三、年九月一日、俄羅斯軍艦の次シユ自注、船名、船長ホーシトフ、俄羅斯のアレキサンデル第一世帝の臣下として、サガリン自注、北蝦夷地、島を總督す、其土人并にアニワ港自注、クシユン、西側コタン、諸村の父老に告知らしむ、銀のメタイレを帶る徽なりとて、俄羅斯及異國の海船も此所に至らば、此土人は俄羅斯の臣屬たるを示すへし、自注、豫按に、銀にて造れる帝王の肖像を鑄附たる錢貨の如きもの也、軍功有者の外は帝王よりは是を常人に賜らず、又ウラヂミルオルテ云ものは、凡て西洋諸國智勇の者を撰ひ、國王より士卒を賜して、國家の大事ある時は、共に會合して力を盡す、其同盟の者を認してリカルテルオルテといふ、明人は義會を譯す、蓋し其同盟のものには、おのゝく國王より、美觀に造れる記章を與へて是を佩ふ、其佩る所の紐にも又各種の差別あり、ウラヂミルは、其義會の稱號にして、オルテハイツデルを略するものなり、
フレガ自注、按に、船の種の名、船長ロイテトン自注、ホウシトフ印と記せり、
一 夫日本人は、諸事を甚綿密に穿鑿し、其行ふ所嚴

酷にして、少しも過失ある時は、重き罪に處する所を其政俗とすれば、日本人の意にては、他邦の人も己が偽のこくと思ひ、此ホーシトフの書を證として、ホーシトフか亂妨は、俄羅斯帝王の命なりとし、我は彼間者にて爰に來り、日本地を掠奪するの計なりと思へるなるへし、此事を我等如何して明白に説きあかし、彼等を安せしめんやと暫く思惟して、臆する所なく彼官人に向、夫ホーシトフの事は、畢竟一口にはいへば、思慮なき無法のものにして、他邦の人民を俄羅斯に屬せんと計るに、其威力なければ、彼野人等に我帝王の像あるメタイレを示し、己か商船を俄羅斯官船と詭れるなり、かく思惟して見よ、天下に廣大富強の聞えある俄羅斯國として、僅の荒地を争ひとらんや、且纔の人数を送りて村落を亂妨放火し、自ら大國の恥辱を招く事をなさんや、又何を以て帝王の肖像あるメタイレを卑き商船の主に與へ、記章にせしめんや、按するに、記章は、是全くメタイレの用法をしらざる者の所爲にして、實に笑ふべきの甚しきなり、凡我國にてメタイレを與へ、他國に行しむるは法ある事に

て、是を所持するものは、亂妨放火の惡事を戒め、唯其帝像を崇み敬ひ、其仁徳を仰き慕はん事を標するかためなり、ホーシトフかいかんぞ、帝家より此重任を授くるの理あらんや、譬は今日日本の船二艘、我クリル諸島に來り襲はんぞ、漫に日本帝家の命受來れるとするに等し、何を疑を含んや、もし是を信用せずんば速に我等を殺すへし、我等命を失ふを恐るゝ事なし、只何歎實事顯れて、其時予か言を信せざるを後悔し、却て我等か非命の死を感じども詮なからん、且俄羅斯の官家に於て、日本人の不仁なる所爲を恨むべき事こそ痛ましけれと説しかば、彼官人默して是を聽、信服せしやうなれ共、敢て信用せざるおもたちにて苦笑せり、夫よりまたホーシトフか書面の解を聽、且メタイレを彼所持する像故、并にニコラーサンドレエフとホーシトフとは同人なりやを問ふ、予一々答、且フレガといへる船は、唯官船のみならず、商船にもある事を説示し、又ウラヂミルオルテの記章を佩る紐は、稿ある打紐なりとのみ答で、詳に是を辨せず、亦例のこく枝葉多く廣かり、必二三時を費し皆を勞

せん事を厭ひてなり、又云ウラヂミルオルテの紐を帶る事は、俄羅斯帝家の許ならては、恣に自分用ゆる事能はず、亦銀のメタイレは軍功ある兵士に賞賜するものなり、其者死すれば間々他人是を買請て、美觀に備へるのみにて、是を佩る事をゆるさず、ホーシトフも定てメタイレを買得たるものなるへし、彼か亞墨利加商船の次官となりて、ホーシトフと呼ぶ、ニコラーサンドレエフとは商船の業をなす、平人の時の名なりと答へて其日は畢りぬ、
一 翌第九月一日、自注、我七、月廿六日、例のこく我等を官府に呼出せり、此日は雨降ければ、一人つゝ傘をさしかけ伴ひ行けり、此後雨天には口口けり、扱長官の前に出れば、ホーシトフの書とメタイレの譯を問しゆゑ、予前日のこく答へたり、彼又移せる職章を出して何の記號なるやと問、予答て軍艦の職章は官家より賜ふ處とす、商船の職章はおのゝく自ら標する故に、此摸する所は如何を知らず、但思ふにホーシトフも、軍艦と商船とを別たんとすの書なるへしと、自注、保按に、商船を軍艦にも用んここの二の職章を所持せしならんとの、解意なるへし、官人

予か答を全く理會せずして又問ふ、此二つの幟章は共に官より出すものにして、一は敵國と戰爭する時に用ひ、一は交易する時に用ふるものならずや、

日本人の意には、軍艦も交易する物と思へりと思ゆ、彼か外國との交易は、唯和蘭、支那、朝鮮、琉球のみ定法ありて、其貨物を官に買取り、再び其國の商賈に賣與ふるなり、

予答て、歐羅巴にては軍艦にて交易をなすといふ事なしと、彼問、ホーシトフは何ゆゑに歐羅巴より遠き日本海濱に、軍艦の幟章を持來れるや、予答ホーシトフか所爲は、誰も詳かに知るものなし、但察するに、自ら其商船を軍艦となす時の爲なるか、然れども、軍艦のはたしるしは、固より官家の免なければ用ふる事あたはざるものなりと、彼又軍艦幟章の大小口畫等を問ふ、またいかなる時に、俄羅斯帝家よりその幟章を免し、あたふるや等の用もなき事餘多にして、一時計を費し我等を疲勞せしめたり、自注、豫按に、此幟は嘗てホーシトフ蝦夷地方に寇せし時、土人を虜せしむるに、再ひ是を我國に返す時、二艘の幟章を出し示して、予次年後日本海濱に來るへし、其時もし日本人交易をなさんと欲せば、甲の幟章を出さずへし、又敵せんことを欲せば乙

子なりき、此日はホーシトフの書、メタイレ、銅板の事にて多時を費し、其外は例のごとく、次第なき事どもにて、或は俄羅斯及び歐羅巴軍艦の數、湊の數等の事にて、予も盡く記するに堪ず、夕に至て牢に歸り休みぬ、

一此日官府にて休息し食せし時に、廳の外にて我等互に相語る事を得たり、其時互に話しけるは、今日の我等の様子、何れとも好事とは思はれず、ホーシトフの書面の辨解も、日本人能會得せしともみえず、只我等をホーシトフの間者のことと思へるか、然らば終には死刑にならんか、又夫よりも勝りて苦しき生涯囚となるべきか、左もあらは逃出門より外に身を救ふの術なし、然ども此事如何してよからん、我等兩人にて牢中にあれば、一同議する事能はず、予私に思ふに、官府より歸るさ暮に及へる時、勇を奮て逃出んと計れ共、固より守護人の多く、往來には見物の人群集して我等を取圍み、辛ふして通行する程なれば、容易に其事を遂へしとも思はれず、實に術計盡果たり、只此上は我等一所に牢中に居たらんには、相ともに計らん事もあるへ

の幟章を出すへしといへる、今爰に出して問所のものは、恐らくは其虜となりしもの、覺え來りし幟章なるへし、コロウインはこの事を絶てしらするゆゑ、此答は甚分明ならざる歟、
一又日本人夫より二つの小き銅板を持出せり、是は我等かエトロフとクナジリとに遺し置たる所に、エトロフにては、是を日本の官人に與へ、クナジリにては、島人の住棄たる一村に遺し置たり、其銅板には羅旬語、俄羅斯語にて、

俄羅斯帝 テイヤナ船 曆數千八百十一年

と記せり、此品は我等航海中に寄泊する所々、人の住するにもせよ、住せざるにもせよ、必一枚を遺し置也、無人島にては是を木に打つけ置なり、譬はもし我船風波の難に逢ん後、搜し尋ん人のこれを見て、我船の至りし處々を認めしめんとなり、但し是迄此事を日本人に説き示さざりき、彼銅板の文字を問しかば、予其義説示せしに、彼又問、長崎に來る和蘭人より聞しは、歐羅巴人斯の如き銅板を諸島に遺し置は、其島を己におのれの手に屬せんと欲する爲也と、此所も定めて其意成へしと、予答て、歐羅巴人の其事に用るものは、別に文字ありて其品とは異なりと、然ども予の意を信用せざる様

きかと、互に歎息せしのみ、

一第九月五日、自注、我七我等又長官の前に出て、朝より晝迄種々の問あり、其時七人の日本人出て、我等は曾て葛模沙都加に至りし者にて、何時何の所に居り、備等か出帆の時は、下葛模沙都加に在しなど云る事を委しく話せしかども、我等は知らぬ事なりとて、其言に拘はらざりき、實にモウルは彼等を見し事も有けれ共、知れりといは、又例のごとく枝葉多く、種々問を引出さん事を恐て告ざりき、午後暫の間別室にて休息し、茶、烟草杯喫し居るに、熊次郎我等か側に來り、二三の俄羅斯語を學へり、夫より再び長官の前に出しに、爰に七十計の白髪の老人有、此人はラックスマンの日本に來し時より、俄羅斯語を聞覚え書集めしとて、冊子出して、自分よめるを聞しに、初の内は全く何れの國の語たるを解せざりしか、彼か自分俄羅斯語なりとて、謬り聞せけるまゝの單語を書集めたるなり、我等是をみて思はず笑を發せり、其時彼老人、是は予か七十年來學ひし俄羅斯語なりと云て、自ら大笑して止たる、長官退れて後我も牢へ歸りぬ、此頃

は日本人も我等と漸々親しくなりて、特に看守のものは別して心易く、時々モウルに許して、廊下及板敷に出て火にあたらしめたり、

第八月の末、自注、我七 朝夕は甚だ寒氣強く、モウルは尤寒に苦みしかは、看守の者朝夕は、モウルか牢のうしろなる廊下の板敷にある爐にあたらしめたり、

此に因て、モウル時々予牢の格子に近附、種々の話もなせり、但看守の者に、俄羅斯語を知れる者もあらんかと、高聲には語らざりき、扱食物は前のことく兪惡にして、屢其事を促せしかとも改る事もなく、或日モウル熊次郎に向ひ、我等を犬を飼ふやうに心得たりしやといひしに、熊次郎答、いかにも尤の事なれども、此は予か預からぬ事なれば詮なし、然し向後左様の詞は狼に云ことなかれ、他人是を聞は蓋あしかりなんといへり、

一我等か身の上如何成行やらん、日本の政官我等か説明めし事をいか、悟りて、我等を如何なす事にや、かく重く災厄に沈みて心ならず思ふ折から、管地上の變災のみならず、此頃は彗星さへ現れて、

天上の異變にも逢に至れり、日本人は是を見て何といふやらん、定て天體を知る者もあるへし、其説を聞まほしと思ひ、或時はを問しに、是は變災のしるしなりといへり、予思ふに、日本人も他の亞細亞諸邦の人の如く、彗星を災禍の兆と覺るや、もし其意ならば、我等かために方便になる事もあらんと、又其事を問ければ、果して日本人の意にも、彗星の顯はるゝは、政事の不正なるを天より責戒むるの兆なりと、某の年自注、文化四年丁卯、ホーシトフの日本を襲ひし時にも、此やうの星顯はれたりといへり、

按するに、以下の考證は尤技業なれども、箱館入牢中の事なるを姑存す。
一 第九月十三日、自注、我八 長官の命とて一官人來りていへるは、クナジリに取收めし備等か衣服を與へし、其好める品をいふへし、是漸寒氣も強くなれば、冬の衣を備へる爲なり、予は外套、袴、襦袢、帽子、メリヤス、頸巾等を乞得たり、モウル、ヘルフニコフ井水夫等も各其品を乞得たり、扱水夫等は交代せしむる事なれば、第八月三十一日、自注、我七、月廿五日、モウルか方には、シカヨフの代にワシリエフ來り、又九月二十三日、自注、我八、月十一日、我方には、マカロフの代に

山橋を此所に持出して、我らに其用意すへしとなり、果して此日の夕官人より、我等に日本製の木綿の雨衣、笠、脚半、草鞋を送れり、以上、遺厄日本記事、

シカヨフ來れり、彼私に告て云、爰に一奇あり、イモノフ日本人の粗忽にて、一箇の小刀を得たり、其故は水夫は常々船中にて櫓に登るなれば、其執る所の品の落さらん爲に、常々小刀は筒にさし、革の紐をつけて鈕卸の孔に申し結び置なり、シイモノフか衣にかくなし置けるを、日本人は其儘彼等に與へり、其革の紐は目に立ものなるに、氣の附さるは幸なりと、予大に驚き云やう、日本人は諸事に心を用ひ、細密なる上奇物を好める質なるに、其小刀を認め得るはいふかしき事なり、彼是を見れば必取上へし、予嘗て爪を剪むと欲し鉸刀を乞しに與へず、我手を格子の間より出さしめて爪を取たり、又或時衣の綻ひを綴んとて針を乞しに與へず、彼來て是を綴れり、然るに今其小刀を見附さるは實に大幸といふへし、其小刀は尤要用の品なれば、シイモノフに屬し、能是を祕藏して寶のことくすへし、もし日本人其革の紐をみ答てとは、是の帽子を風に取去られさらん爲に、結び留る紐なりと欺くへしと教へぬ、シカヨフ又告けるは、同心等の語るをきけば、我等を松前に送るとて、先頃乗りし

通航一覽卷之三百一終

通航一覽卷之三百二

魯西亞國部三十

○蝦夷地亂妨始末 クナヅリ島

文化八辛未年八月廿五日、箱館の役人俘囚を携へ、松前に至り牢舎せしむ、本邦の記事に此事を記さず、今遣厄日本記事に據る、

一千八百十一年九月二十六日自注、我文化八年八月二十一日

に、官人等我等が牢の前に來り、通事を以て姓名を渡し、明日晴天なれば、日出を待て松前へ出達すへし、恙なく松前に至り、速かに備等か身の上を評決あるへしと、懇に事情を演たり、然るに明日牢を出て旅途に赴んとする時は、縄を以て我等を繋ぎ、一人の同心縄を取、一人は是を守れり、其さま前に別を告て無事を祝せし様子に齟齬せり、然れども見物の諸人は、我等の體を嘲ける様子共見えざりき、此等の事予實に、日本人の所爲の異なる事を誇れり、

一翌日正午頃箱館を發足せり、其旅装は先にクナヅリより箱館に來りし時のごとく、但我等か乗へ

き山輪の外に駄馬と乗馬とあり、駄馬は我等か衣服、衣具等を駄せり、我等か居所より凡百間計も離れたる街に、一行の歩卒武器を携へて排列せし所あり、此所より旅途に赴く也、此日は暖かにして美日なれば、見物の人群集し、又我等を送り來れる者も多く、凡二里許も從ひ來れり、扱我等を導き行ものは、總司一人、次官二人、其餘從ふ者多く、或は山輪を荷ひ、馬を牽く者等都て人數多く、中には小休所にて交代するもあり、又外に通事の熊次郎と、醫者の東江も從へり、

一我等已に五十日計も、箱館の牢内に在しかば、すすみて歩行せんと欲し、只疲れされは馬にも乘ましと乞ければ、我等か意にまかせて歩行せしめ、繩をも巻て革當に挿み、自由に歩行する様になせり、但、其途中村落に到る時は、始のごとく繩を取行けり、箱館を離れ濱邊を行に向ふに岬あり、其麓に市街あり、夫より小山に上るに爰に砲臺あり、これは此海灣に敵船の入るを防ぐ備へなりとみえたり、但、山高くして海門廣し、恐くは此備は益なからむ、

此臺場は、胸の高さの土塙を築て、其後に三四挺の三の二の一の小き銅砲ありて、車臺に載たり、其臺は全く歐羅巴の製と異なり、又土塙の基に一の大砲あり、一貫五百目より一貫八百目許の筒と見え、横木の上ののせたり、蓋し斯の如き大砲を車臺ののせ放つ時は、一發にてその臺壊るゝか故に、此横木の臺にのせ置とみえたり、

我等此砲臺の前を通行せし時、甚力を落せる事あり、其故は此備を我等に隠す事なく、あらはに見せしむるは、生涯囚となすへき徴ならずや、是に付ても箱館にて屢思へる如く、此上我等か身を救はんには、只出奔するより他なしとて、更に其事を慮るに、如何してか是を遂へきや、今旅途に在て夜は全く繩を解おけども、守護の人衆交代して眠らされは、其隙なく、又途中にて不意に間道に遁去んには、彼等多く取圍み行けは、威力を奮はされは爲へからず、然るに只我等か身に添ふものとは、シイモノフか持る小刀のみにして、絶て彼に敵すへきやうなし、今ははや百計千慮も盡果たり、

一旅中にて、食物は前の通り兪惡にして、日に三

度也、晝は小休所にて食せり、さて此旅中人民甚多く、村落も數多あり、其土人漁獵或は海藻を取を業とす、又大きなる園圃ありて蘿蔔を植たり、

日本人貧富共に羹に蘿蔔を用る、俄羅斯人の蔬菜を用ゆるか如し、又これを鹽漬になし、飯を食する時鹽に代へ用ゆ、又魚肉杯鹽を要る時も、蘿蔔薄くへぎて食す、

一同月廿九日、自注、我八月二十四日、松前を去事半日路計の村に止宿せり、此時熊次郎予にいへるは、松前に到て奉行所にて問事あらん、其時今迄答へし事を齟齬せざるやうに説へし、もし其詞に相違ある時は、日本の法にて大に咎めらるゝ事なりと、又我等に上好の煙草と紙とを多くあたへたり、

日本人は、鼻涕を拭ふに布を用ひず紙を用ふ、富貴の人はよき紙を用ひ、貧賤の者は兪紙を用ふ、我にも箱館にては兪紙を與へしか、爰にてはよき紙を與へたり、

熊次郎いふ、此紙と煙草の二品は、松前に到りて、備等此等の物に乏しきをみる時は、此度護送する我等の無念なる故、かく多く與ふるなりと、彼また

いはく、醫者江注、東か兼而備等云聞せるごとく、松前にてはよき家居に住する事と思ふへからず、只一箇の牢にて何れも一所に置へきなりと、此烟草と紙とをあたへし事はいかなる心にや、予には會得せざりき、

一同月三十日自注、同日、或村に休息す、此所より松前迄三十町も有へしと、爰に同心及人夫等多勢來り、小半時はかりも時を移せし内に、我等を送り來れる人々、皆よき衣服をあらため、是より松前に入りて、箱館に至りし時の如く我等を伴ひ、濱に沿て行事四五十町計にして、廣き所に至りぬ、此所殊に見物の人衆夥しく、廣き所に充滿せり、小高き山にかゝり、岸に従ひ行けり、是松前の城の外堡なり、夫より内の方に入て、一の新に柵圍せし所に至り、其柵の内に入れり、こゝにて我等を送り來りし同心等に別れたり、夫より又内に入れは、尙又高き柵圍に高き門あり、其内にいれは、こゝは我等を置所とてはのくらき屋舎あり、予とモウル、ヘレフニコフの三人を置牢舎なり、アレキセイと水夫とは、別の牢舎に入れたり、

一松前の我等が居る獄舎の様子をみるに、日光の入る事遅き處とみえて、天晴るゝ時も内はほのくらし、獄舎の周りは板塀を環らし、其内に牢舎あり、何れも新たに造りしとみえて、こゝかしこ木屑の落散れるも、未掃除せざり、都てよき材木にて造り、其費も亦少からずと見ゆ、我等を早々めし返さんに、斯のとき大費を起すは、實に益なき事なり、たとひ一兩年居らしむとも、尙簡易の仕かたもあらんに、斯の如きは必ず我等を、生涯囚へおくへき設けなるへしと思はれ、心たのみも失て、更に憂苦いはんかたなし、いつれもうち沈み黙してありしか、爰に晩飯とて飯と魚肉一片、煮豆一握許を格子の間よりさし入れおくものあり、予は隅の方に居し故、其人を見ざりしか、拙き俄羅斯語にて第三等の人は自注、モル何處に在すと問へり、モウル取敢す彼に向て、俄羅斯語をいつれの所にて習へるやと問ひければ、葛模沙都加にてと答ふ、モウル又爾自分葛模沙都加に居しやと云ければ、彼モウルか己をみしれりこゝろ得てよろこひ、此事を通事に語りしとなり、先に我等日本人に答へしか、

葛模沙都加には過し春、漂泊せし六人の日本人より外にはあらず、此者とも我等みたる事なしと答へし事あれば、彼ものゝ心得違なる事を通事に説きけれども、通事は唯うか／＼いふて立ざりぬ、是に依て又日本人と我等疑はれ、隠すこと多かりしと思はるゝも、又不幸の一なるへし、さても彼男はホウシトフか爲に捕はれ、葛模沙都加に行たるや、或は自分漂泊して彼所に居たるや、其實否を聞まほしかりし、獄屋の構は、長さ二十五歩、濶さ十五歩、高さ二尋許にして、三面は壁にて少しの隙なく、只南面を太き材にて、間各四寸許を隔て格子のごとくなせり、こゝに引戸と耳門あり、常には是を鎖す、此小屋の中央に二の牢あり、亦皆太き材にて格子を造り周らせり、一所は長さ六歩、廣さ一丈許あり、爰に予とモウル、ヘレフニコフの三人を居らしめ、又一所は長さ八歩、廣さ前と同しく、此所にはアレキセイ及水夫等を居らしむ、此二の牢の間は板にて隔て、我等と水夫等の方と互に見えざる様になせり、牢の入口は甚低く、僅に這入るほどなり、こゝに太き椶木に鐵の錠をおろしたり、其側に

小窓ありて、此より飲食を入るゝ、又壁の後に厨あり、其形下に孔を穿ちて、方成る水溜のごとくし兩便所とす、牢の側に守舎あり、官の同心二人つゝ守り居て、常に我等に眼を離す事なし、獄屋を七八間離れて周りに高き塀あり、獄屋の口と對せし處に、小き門を穿てり、此塀の外に又塀あり、其間は平地にして、守舎と厨房と作工場の如きあり、此守舎は津輕侯の足輕に守らしむと云ふ、彼等は獄屋へは出入せず、高塀の外周を半時毎に廻り、夜はたへす燈を點して、廻る時標をうてり、内の看守人は是に異にして、半時ごとに牢の外周を回り、格子の外より内を點せり、さて此所一方は崖高く、一方は低き地にて小川あり、これに添ふて小路ありて城の内外と隔つ、夜のけしきは一しほ物すこく、牢内に燈火なし、只守舎に紙にて張たる燈臺に、魚油の燈火あるのみにて光り暗く、稍格子の外より牢中の物をみわくるまてにして、其外は眞にくらし、深更に至れば物音も絶靜り、半時毎に夜廻りの足輕、戸の振を打鳴す杯に驚かされ、少しの間も眠り得ず、或は少しく眠れば、怖しき事を夢みて驚き覺

むるゆゑ、とても安眠する事は思ひたえぬ、以上、遣
厄日本記事、

同年十月、荒尾但馬守在勤松前再三俘囚八人を糾問し、
事情稍分明なるにより、此ころ腰繩をゆるし、都てあつたをゆるくす、同晦日其
通辯書等を江戸に進達す、時に俘囚扱ひ方の事によ
り、在府の奉行に就て伺ふ旨あり、

文化八年十月晦日、荒馬但馬守より小笠原伊勢守、
村垣 路守に按するに、共に、贈る御用狀

魯西亞人并ラソワ人共、渡來之事情相尋候書面一
冊、魯西亞人渡來之始末、且歸國願之趣共、則彼等
爲相認候横文字書付二冊、右願書は通辯書一冊相
添、都合四冊差進申候、魯西亞人認候始末書之儀
は、相尋候書面之通辯書之趣、先同様御座候間、差
上候にも及間敷哉にも存候へ共、其儘にては分り
難、御座候間、通辯書追便差進候様可仕候、當便手
廻り兼候付、右通辯書は跡より差進可申候、尤横文
字書面和解等も、被仰付候儀も可有御座哉と、兩冊
共差進申候、相尋候書面之儀は、本書之積取調候得
共、紙數にも有之候間、誤字等可有之儀も難計、猶
御熟覽之上、若其儘御進達も被下候は、宜敷御口

上御添御進達御座候様致し度、萬一左様も被成兼
候は、御仕立直御進達可被下候、

一魯西亞國之様子其外之儀共、追々相尋爲承候趣
共、雜記に仕立差出候様可仕と存候、

一魯西亞人置所之儀、先得御意置候通、牢屋同様
嚴重に補理入置候處、追々相尋候上、別紙尋書之通、
魯西亞人共別心有之渡來致し候儀には無之、實に
難風に逢ひ漂流いたし、薪水食料等に差支、右品爲
可乞請エトロフ、クナジリに上陸致し候段、無相違
相聞、渡來の始末相分り、全漂流船之儀に付、是迄
之通、囚人同様之取扱に致し可置譯之者とも不被
存候間、申口突合之上、腰繩差免し、且時分柄追々寒
氣も募、日々雪風烈敷、置處火氣無之候而者凌兼候
趣候間、則右置處の所を極め火を入遣し、都而之取
扱方最初よりは少々相弛め遣し申候、尤右之趣當
所詰津輕家重役にも心得方爲相談、置所稍外并火
之元等別而心付候様申達置候、此段爲御心得申進
候、勿論魯西亞人取計方御下知有之候迄は、病人等
無之候様いたし度候處、彼等在國冬分之手當と違
ひ、當置所甚寒氣強く候趣申聞、如何計敷寒氣を恐

れ候趣に付、極寒に至り候而は、猶更是迄之置所
に而は手當も行届申間敷候間、右者去る辰年御在
勤中御取扱之ガアデキ人ヤグ置所之例を以、按す、
文化五年年ガアデキ人私領引拂之砌、御買上相成候明
取扱の事、今詳ならず、外廻取締之儀者津輕家へ申達、并
支配同心共をも附置、其外手續等は迄之趣を以、晝
夜火之元等別而爲念入候様取計候は、差支も有
御座間敷と存候間、右之趣を以手當致し遣度存候
得共、御趣意之程も難計、右等之趣可然御含、宜御内
慮御伺之上、右置所引移、并此上取扱方相弛め可然
儀御座候は、其段早便を以被仰下候様いたし度
候、

一クナジリに而取上、當方々差出候魯西亞人所持
之品者、佐藤茂兵衛按するに、松前奉行支配調役、出府之節持越候積、
委細同人の申談置候、

一去る寅年按するに、文
化三年なり、魯西亞人北蝦夷地に渡來、亂
妨致し候節、同處按するに、カラクシ
フト島をさす、クシユンコタン乙名
へ差遣候横文字書付寫一枚有之候間、魯西亞人
爲讀候處、別紙通辯書之通にて、右書付之趣粗相
分候間、通辯書入御覽候方にも可有御座と存、右横

文字書付寫、并通辯書共相添差進申候、思召も無之
候は、可然被仰上御進達可被下候、

一去る卯年、魯西亞船より差戻候北蝦夷地番人共
持越候横文字書付も、按するに、文化四年エトロフ島亂妨の
後、囚の番人に託し來せし横文字な
り、魯西亞人共爲讀候は、相分り可申と存候處、
右書付類當方に無之、箱館に而も致焼失、其表には
可有之存候間、右之外にも書付類有之候は、御取
揃、本紙にても寫にても、早々御差越有之候様致し
度、爲讀候は、相分候儀も可有之と存候間、此段申
進候、

一魯西亞人共當方にて尋も相濟候は、箱館へ可
差遣旨、先達而御書取を以被仰渡候間、同所可差
遣處、別紙尋書之内御不審等之廉も有之候節は、猶
又魯西亞人共當方へ呼出し、相尋候儀も可有御座、
左候へは時分柄別而其度々、往返之村々にても難
儀致し、自ら無益之御失費も相懸り、其上前書申進
候通、取扱方も弛候様に相成候へは、箱館には置所
も無之、新規補理不申候ては不相成趣に付、左候て
は二濟之御入用も相懸り、御存之通り當方には私
領引拂之節、御買上に相成候明家も有之、旁便利に

て、殊に雜記取調候廉々相尋候儀も有之候間、先日當方へ差置申候、此段御含宜被仰上置可被下候、乍去早々箱館の差遣候様にこの御趣意にも御座候は、其段早便被仰越候様致し度存候、

一魯西亞人共申口相分候上は、見越候儀には御座候得共、身分之儀御返しにも相成候儀にも可有之候哉、其御地にても御存寄等可被仰上儀と存候付、愚存之趣も取調、重便差進候様可致候、

按するに、この状によれば、横文字其外進達の事文中にみゆれども所見なきもの多し、但し、この願書通牒書あり下に載す。

同日十五日、魯西亞人願書通牒書、
大日本國王天下を被爲成御治世候、將又御當國御支配村々場所々々島々迄、御仁恵を以被爲在御守護候御奉行様

魯西亞國帝王之臣

- 役名カ ビ、タン 名前ガ ワ ビン
- 役名レイチアナント 名前モ ウ ル
- 役名シトロマン 名前ヘレフニコフ
- 役名マダロス 名前マカロフ
- シカヨフ
- シイモノフ

ラソフ人 フシレヨフ
ヲロキセ

皆々謹而奉申上願書

御奉行様御賢慮難有御推考被爲在候付、先頃者私共相果候儀と推量仕、天道へ存命之儀而已奉祈候、然處、御奉行様奉得拜顔、御慈悲之御教訓有之候付、以御影蘇命仕候様奉存難避之儀無之、猶以御賢恕被下置、私共始末之儀書面を以可申上旨被仰渡、依之、私共皆々精力を盡し、信實之儀奉申上候得共、箇條之内には不行届儀も可有御座哉奉恐入候、此段私共一同御免之程謹而奉願上候、誠以虚言之儀は少しも不奉申上、以御影私共胸中相晴候得者、天道之報も有之哉に奉存候、扱又此以後如何様成儀有之、私共此願書魯西亞帝王披見も可有之哉之事も難計御座候得者、諸事有體之儀奉申上、偽を申上候へは、帝王并重役人共より罰を蒙候儀御座候、此段御奉行様御推察被下、私共差上候書面、信實之處相認候儀御座候、私共亂妨罷越候様御疑も有之、惡心之者同様御察も可有御座候得共、全以左様之儀には無御座、此段天道をかけ申上候、逢難風漂流

仕、此度御支配之場所へ、私共一同不計も漂着仕難儀仕候付、無據申付、御場所より斷もなく食料等爲相取候程に相せまり候禮御座候得共、代料を以不殘返納可仕心懸罷在候儀御座候、

一ホウシトフ、按するに、暹厄日本紀事によるに、ホウシトフは、ミカライサンタラエチの實名なり、イエダフ掟を相背盜仕候付、魯西亞國之者不殘不

宜もの之様、御察も可有御座と奉恐入候得共、按するに、四年のエトロフ、御奉行様御守護被爲在候御場所は勿論、諸國一統御掟嚴重にて、諸民明らかに御座候得共、矢張右様の者有之候節は、御仕置にも被仰付候儀可有御座、右同様にて、惡黨仕候趣、魯西亞重役人共へ相聞候付、右之者共吟味之上被行死刑候、私共始末之儀は、乍恐天道も御存有之候様奉存候、ホウシトフ、ダーエダフ共此世界に無之候、

一御吟味之節御糾御座候者、レザノット儀、長崎へ罷越候節、按するに、文化元年の渡來をさす、魯西亞之もの、以來日本之地に不相越候様被仰渡、若又罷越候得者、嚴敷被仰付候儀御座候得共、右之越一向存不申、御領分へ罷越難溢仕候、前文之趣承知仕候得者、何れの島にても船を留、食物無之候へは、縱令

給草又は草の根等取之、夫食に仕候共、日本の地の私共罷越不申候、然處エトロフ島の漂着食料差支難儀之趣申上、御慈悲を以書狀被下、按するに、水薪の事により、エトロフ詰調役下役より、書付をかれに與へし旨、前册クナナリ詰奉左衛門御用狀にみゆ。一同難有奉存候に付、御手當を御願申上度、御場所へ無別心上陸仕、後日難儀に相成候儀少しも心附不申候、私共心得違仕候儀、御免之程奉願上候、

一以御賢慮私共へ被仰付、書面相認差上候得共、相助候哉、又者相果候哉、何共心痛仕候、彌相果候ても、時節到來魯西亞之者共此書面披見仕候儀も御座候は、私共難儀に迫り相果候儀、愁歎之程敷敷可奉存候、此段御考辨被下、私共一命御救御助可被下候、扱又御慈悲被下置、追々御手當被下難有奉存候、依之乍恐無覆藏奉申上候、

一御奉行様へ奉願上候者、私共八人御助被成下、無難儀歸國仕候様、御執計被仰付被下置度奉存候、私共終日之苦勞、猶又夜にも能不寐、夢現に而相明し、心痛難休候、親類朋友之もの對面仕、此段爲相知相果申度奉存候、
一御奉行様以御考辨、私共入半仕難儀之儀御免被

成下、歸國被仰付候は、私共は勿論親類共迄も、生
生世々之御高恩之爲御姓名を相唱、御武運長久御
繁榮之程、子々孫々迄も無忘却再拜奉祈候、一同
無滞歸國之上相果申度、是而已天道の朝暮志願仕
候、此段幾重にも御慈悲被下置、御開濟之程奉願上
候、

一御奉行様、猶又重立候御役人中様へ、乍恐私共不
殘奉願上候者、エトロフ島において、御役人中御執
成を以、御慈悲書狀被下、フウレベツに相廻り、書狀
差出食料御願可申上處、折悪敷霧相懸け、風も強く
吹、海上時化に相成、クナヅリ島の落船、エトロフに
て被下候書狀差出候は、食料等被下置候儀と奉
存候處、右體之難儀相成候間、此段宜敷様御執成、
何卒御慈悲之御沙汰御座候様奉願上候、私共助命
仕歸國被仰付候は、御奉行様猶又御役人中様御
高恩、生々世々私共一同子孫に至迄、御高恩之程再
拜候、私共相果、譬畜生道の落候ても、口舌を持候得
者、御禮之儀無忘却奉申上候、此段謹而再拜奉願
上候、

魯西亞國年曆千八百十一年十月

魯西亞國帝王之臣

カビタン ガワビン
レイチナント モウル
シトロマン ヘルニコフ

前書魯西亞人願之趣、其外御吟味之節之魯西亞
人、并ラシヨワ人ヲロキセ申立之趣、通辯仕候通
相違無御座候、以上、

未十月十五日

上原熊次郎

文化三丙寅年、魯西亞人北蝦夷地へ渡來亂妨之時、
同所クシユンコタン乙名に、魯西亞人より相渡横
文字書付通辯書、

北蝦夷地乙名分之者、不殘魯西亞國帝王アリキサ
ンドロヘリワコフに別心無之候付、年曆千八百六
年十月十一日、自注、文化三年九月、北蝦夷地へ致渡來
十一月に相當中候。北蝦夷地へ致渡來
候魯西亞船、船名ユノナ船中重役人ホフストフよ
り、しるしのため北蝦夷地西手之方入江クシユン
コタンに住居罷在候乙名に、銀錢一枚、絹糸にて織
候縞の真田一筋差遣、魯西亞國腹心之者に相違無
之候付、右爲證據此書付のホフストフ印形押置候
間、魯西亞國其外之船北蝦夷地へ渡來致し候は、

乗組之者右書付爲見候は、前書之通相心得可
申、右書面之控ホフストフ所持之覺書にも記置候
段、脇書に認有之候、

魯西亞國海上役人

役名レイチアナント 名前ホフストフ

別紙書付甲必丹、モウル、ヘルニコフに爲讀、右書
面通辯仕候趣、前書之通御座候、且別紙書付に旗
樣之もの畫有之候へ共、譯合者書面に無之、右魯西
亞國王之船印に御座候由、前書ホフストフ海上役
人、役名レイチアナントと認有之候へ共、同人儀
役人には無之、漁師にて島々へ漁業出稼仕候者に
て、別紙書付は蝦夷人を懐け候ため、偽之儀を認遣
候書面と相見、素より謀書之儀故、不都合之文面も
有之、一體之文意も取兼候得共、先づ前書之趣有之
候段、ガワビン外二人申聞候、依之、右通辯仕候趣
申上候、以上、

未十月

上原熊次郎以上、
北、
録、蝦夷

一千八百十一年第十月一日、自注、我文化八年
八月二十六日、明日は我
等を奉行所にもなひ行よしを告るものあり、翌

二日朝箱館にて呼出せし時のごとく、但此度は、官
の同心繩を取り伴ひ行き、大なる門を開き其内に
伴行、第三の廣庭の門の後にて鞆を脱せ、是より疊
敷たる廣き廳堂に入り、襖の前に居らしむ、爰に予
とモウル、ヘルニコフと口口に座し、水夫等は我
等か後一階低き處に居る、我等の左にアレキセイ
を置き、右には獄屋に來給仕するもの、内、俄羅斯
語を知りたらんと思はる、者二人あり、一人は源
七と稱し、一人は福松と稱す、又我等の左に熊次郎
按ずるに、通詞
上原熊次郎、居れり、彼二人の男は、我等と奉行の間
の通事役と見ゆれども、彼か方にては此通事は覺
束なくおもへり、おの／＼奉行の出るを待こと四
ツ時自注、一刻の四
十分一に當る、はかり、此時襖の陰にて多くの人
聲あり、何やらん笑聲など聞ゆ、然るに一人シイと
呼ふに従ひて忽ち黙止せり、一人奥なる襖の口に
坐して、兩手をつき低頭す、此時奉行とみえ、黒き
常服の袖に紋を付たるを着し、帶の間に短刀を挟
み、扨從のもの太刀を持てり、其持やう帽にて太刀
の下の方を纏ひ堅に持てり、奉行出て我等に向ひ上
座に着くと、太刀持たる者從て其太刀を奉行の左

側に置き退けり、かくて衆人一樣に手をつき、てい寧に禮をなせは、奉行も手を膝上に付て答禮せり、我等は歐羅巴の風にて彼に禮をなせしに、彼點頭笑を含めり、これは親しく交るべき意をあらはすこと、みゆ、かくて奉行懷中より一紙を取出しみて、我等名を逐一に呼びしかば、我等も隨て會釋し答へり、彼又源七に問ひ何やら言ければ、源七低頭して奉行の命を聞、我等に向て通辯せしかども、彼か言語を全くは解し得ず、蓋し其言備も人なり、如何なる人なりやと云るに似たり、又源七に向ひ、備通辯の未熟なるを隠し、奉行を欺き、却て奉行の怒を得ざる様に、明白に備か通辯の役に當らざるを申へしと言しに、源七予か詞を傾き聞て其意を悟らす、奉行に向て何やら通辯せり、上座に二人の書記役左右に列座して、源七か詞を、我等か答と思へる様にしてこれを記せり、我等源七の愚言にて恥る事なきには殆んどあきれたり、此者我等か詞を解せざる偽言を述て答とせば、如何なる害を引出さん計られずとおもひ、我等か答は備には云かたしと止むれども、書記役又これをするし、か

くは又新に問をはしめしむ、予其時アレキセイに向ひ、熊次郎に言しむるは、彼かかくまで奉行を欺さけるを、遂には見あらはさるへしと、しかれども熊次郎も上官の命なければ、憚りてこれを演へ得ず、然るに奉行源七を退け、熊次郎とアレキセイに通事せしめ、源七は側に居て我等か言語を聴しむ、是にて箱館にありしごとく答をはしめ、我等か姓名職業父母兄弟妻子の有無等委しく尋し也、其内に我等の兄弟の姓名年齢職業等を聞、逐一に書記せり、是等の間は、皆奉行自分問をなせり、又レザノットか日本より返りたる針路、彼か日本へ來れる趣意等、諸種の事を雜へ問へり、終りに奉行言、備等何ぞ願ふべき事ありやと、予其意を了解せず、是は如何なる示しにや、我等は謀られて囚となり、今將に牢内にて殺されんとするによりて、何事も奉行に明すへき事の事にやと問ければ、奉行言、左にあらず、備等俄羅斯國に歸りたきか、日本國に留り居らんごか願ふ事はなきやと、予答ふ、我が願、處二つあり、一は本國に返したまはるへく、一はもし歸る事能すんは、命を保んより速に死せん事

をねかふのみなりと言ければ、奉行甚感したる様にて、傍人に向て長々しく示せしか、衆人傾き聽て各感せるありさまにて、皆憐愍の様になせり、アレキセイ奉行の詞を聞て、稍く其半を解し、其大意を彼かクリル詞にて云けるは、公等も先喜ふへし、奉行の示せる大意は、日本人の心も物に感動する事は、歐羅巴人に異なる事なければ、汝等も必恐る、事なし、詮方なしとて憂へ悶ゆへからず、審かに問ひ糺せしうへ、實にホウシトフの所爲は、全く彼か一己に出たるに違ひなきに極らは、米酒等船中の食料を與へ、本國に歸るべきやうに計ふへし、慎みて無事に身を保つへし、此方よりも勉て温和に看願すへし、衣服等に不自由あらは憚なく申へし、速に其備をなさんと、我等に此懇切なるを示し、我等を歸國せしめんさあるを厚く謝しければ、奉行は座を立ち、我等にも牢舎へ歸るへしとつけられたり、我等かかゝる災厄に遭ふにつきては、日本人において嫌ひ惡むべき事は數多けれども、奉行の示にて先心を安んせし、但熟々思ふに、此人内心奸惡にして、表に仁愛を飾りしともみえされども、我

等以前に偽計に陥入れられ、ついに俘となりしにおもひ合すれば、嘗て聞く東方の内、特に日本人は卑賤なる乞食にても、歐羅巴諸洲の老練せる巧官にも劣るまじき者有と云へるは、實に我等は身上に驗みたる事なれば、今の日本人の詞に疑なき事能はず、恐くは詐偽の國人甘言を以、長く我等を欺、命を天運にすへきと決定せしめ、長く此地に在しめて彼等の利益とする計ならんか、されば我を慰するに、言を巧にして生命を全せしめ、折を得て歐羅巴の藝術を習ひ取て、其利を得んごの企ならんも知るへからず、按するに、此他再三紀問の事あれども、大凡かの風俗等の間にて、多少枝葉に似たれば採らず、但し、下に載するごとくは、みな松前牢舎中の事にて、本邦の記事と會照應せるを以て附載す、下此例あり、一千八百十一年第十月中旬、自注、我九、頃よりは、漸々寒氣強くなりければ、前に與へられたる綿入の衣服并熊の皮にても凌ぎ難き故、居所に風の入さるやうに牢外の格子を紙にて張たり、是に就て我等か望に因て、一の窓を開き麻繩をつけ、開闔をなすやうにせり、此窓より少しく天色と樹草をみる、囚獄の身にては是にても少しは意を慰めり、又牢の前格子より二歩許はなれ、土間に大なる穴を穿ち、

其沿邊を四角に切たる石にて圍み、其内に砂を入れて朝夕炭火を置、其火氣にて牢内を暖めたり、此地、爐を穿んとする場所を、役人、通事、醫者、工匠など評議點檢する事、稍一時計なり、予初めは何事か大なる事を企るならんと思しに、左にはあらず、彼等か思慮に容易ならざる事のあるを察せり、夫は牢内より手を伸して、爐の火に届かざるやうにありたく、又長き烟管にて煙草に火を附る事の自由ならざる様に、其間を隔てんとてかく工夫をなせしなり、凡て日本人は、かゝる瑣細の事にも時刻を費し評議長々しければ、我等か身の上の事を評決せんには、幾許の時日を費さんと、予か心を痛ましむるのわざなりし、其後二三日過て、我等に煙草と煙管を贈り與へり、其煙管は長くして、中央に木にて作れる圓珠を附たり、其珠木にして牢の格子の間を出入せず、蓋し火皿を牢内に入らしめさらんためなり、又しても日本人の格心深くして、かゝる異様なる、熊次郎において甚だ不快なりければ、彼等に難して、日本人は歐羅巴の人を人にあらずと思ひて、かやうの事

をなすよといひければ、彼等笑を合て答るは、日本の國法にて、囚人には自他の害を恐れて、總て何によらず、一物たも手に執らせず、まして煙草を喫せしむる事をや、今奉行の殊なる惠にて、牢外へ爐を開き、國法をも破ららん爲に、かくのこころ煙筒を與へ、煙草を許せしなれば憤る事なかれと、予是を聞て心解け悦ひぬ、いかにとなれば、かやうの事理にては、日本人も強て法を守るのみならず、ことによりては、時宜に従ふ事もありとみゆ、これに因て思ふに、彼等も俄羅斯との戦を起すを退へきために、其國法の嚴なるをも寛めて、少しく我々を寛宥し怒をしつめ、強敵を自國へ招かざる好とおもへるものか、彼等予に告げるは、備等の身の上今は大に救ひよくなりて、終にはゆるされて歸國するにも至るへし、但し、日本人の習にて何事も速に濟さず、一事を決するに當りては、其事に係る枝葉を盡く審訊考誠し、後悔なき様に儘に議定せし上にて事を辨する也と、此言を考るに、凡日本人の我等を取扱ふ様に、實に皆如此ありしと、後に思ひ合せたり、

一奉行、我等か日を消し易き様に數へる惠みのからひありける中に、或日奉行よりとて一人來り、支那の船の圖、俄羅斯の銀錢、第二世カタリナ帝の像を鑄たるもの、日本の米俵其量ニヒエツト自注、凡我十貫口もあらんとみゆるもの、并奇麗なる箱に目に當る、もあらんとみゆるもの、并奇麗なる箱に玻璃罐の入たるもの、但其箱の金を漆塗自注、按、金漆塗、薛翰ならんにせし美なる品にて、奉行の祕藏のよし、右等を我等に示し、此品は歐羅巴にて見し事ありや、銀錢は何と名つけ、其價は幾許、米俵は俄羅斯の量名にて幾許なるやとなり、此度の問は、例の枝葉の廣がる事もなく、只一通りの答にてやみぬ、彼箱に入たる玻璃罐よりよき酒、砂糖漬、菓子杯出して我等に與へたり、熊次郎告ていふ、是は奉行の命にて、備等に惠み給ふ所也、但國法にて奉行等、備に食物を贈る事能はず、故にかくなしたるなり、是にて奉行備等を憐む事の厚きを察すへしとなり、又日々我等看廻る醫者あり、もし我等少しにても不快なるときは、其醫日に二三度も來りし上、他の醫をも伴ひ來りて諭せしむ、又或夜市中に失火ありて甚騒動せし様子なり、其時牢の看守の速に來りて火災

あるを告、且驚く事なかれとて丁寧に諭せり、先に我等はしめて松前に來りし日も失火ありしか、其節來り訪ふ人も甚遅くて心を痛めたりき、此失火は、海濱の船小屋にてありしと、凡て失火のときは、市中にて鐘を撞き太鼓を打たり、爰に一笑せし事ありて、毎日我等の食膳を點檢する六十歳許の翁あり、常に甚親切にして我等を慰め、久しからずして本國に歸るへしなといへり、或日翁、日本の婦人の美麗なる衣服を着したる畫を持來り示せり、予其譯は如何にと察し得ず、只見終りて翁に返しければ、翁是を留よと云、予辭し返さんとすれどもうけかはされは、何の爲にそと問しに、時々是を見て心を慰めよと、予答て我等の身の上にて、かやうの物を好むと思へるや、歐羅巴人に於て嫌ひ笑ふへき事なりと云しかと、翁我等か嫌ふをも顧みず、此艶にめてよとて投行けり、後に予此を熊次郎に送れり、其時モール彼に戯れて、此畫は我等か望を遂る事能はされは、我等に於て益なし、望むらくは我等を慰めんとならば、活る者を給れかし、奉行は是を許し給はんやといひければ、熊

次郎笑て、否其事今は首尾かましといへり、
 一千八百十一年第十月の末^{自注、我九より}、我等の身
 の始末を書はしむへしとて紙墨を送り、且熊次郎
 其書面の體裁を示せり、但彼か望む所、我等か意と
 合する事多く、争ふ事も數度なりき、彼云けるは、
 予とモール及ヘレフニコフは、各別紙に書すへし、
 水夫等は一紙に口上書のごとく書すへし、また各
 各生國父母の姓名、仕官せしよりの年數等を記す
 へしと、此等の事も我等も合て書しか、彼又種々益
 もなき事を書載よといへり、たごへは俄羅斯にて
 も、人死すれば郭外の葬地に葬り、其所に墓地を建
 る等のごとき、彼は曾て我々に問し事ごもなり、予
 云、かくのごとき無益の事を、此書面に記すへきに
 あらず、奉行も我等に命して、只身の上の事を書せ
 よとありしなりとて、うけかはさりしかは、彼猶強
 て書しめんとて、我望の通り書たらんには、爾等か
 爲にもよろしかるへしといひければ、此やうの
 事は我等拒みて承さりければ、しからは爾等かシ
 ントペテルスブルグを出立せし以後の事は委しく
 書し、其以前の事は略して載すへし、但日本人に

係る事は、瑣細の事たりとも遺さず書すへしとい
 へり、予其事を諾して今より委細に書置へし、爾後
 爰に來りアレキセイをして、其書面の通辭をなさ
 しむへしと云ければ、然らば其書面の行間を廣く
 あけて書すへしとて別れされり、
 一夫より我等、其書面の稿を記さんとするに、看守
 等か見て取上ん事を恐れて、竊に隠して書するに
 しかじと思ひ、大に心を勞せり、ヘレフニコフはい
 つも牢の格子の傍に居て、寢衣を彼か看守等の方
 に背て居たりければ、墨汁を小き木匙に入れ、葉し
 べを筆として其稿を書せり、
 日本人は、飲食するに肉刺も匙も用ひず、只二本
 の品を用ひて羹汁をは其器より吸ふこと、歐羅
 巴人の茶湯を喫るかことし、夫ゆるクリル人等、
 嘗て我等に小き木匙を求め與へり、今是を墨汁
 に用ひしなり、又日本人か書するに、鷺管を用ひ
 ずして毫筆を用ふ、今ひそかに草稿を失する故、
 鷺管を乞ふこと能はされは、已事を得る處の
 もの也、葉のしべを抜とりて鷺管に代し也、
 其時一人の看守、ヘレフニコフを伺みる様子なり

ければ、予ヘレフニコフの側に行、目をもて是を知
 らせり、嚮に熊次郎より紙を送りて、其書面の料に
 備へあれども、今稿を作る事なれば、是を用ふる事
 能はず、鼻紙にとて與へし鹿紙を用ひたり、本書
 は予草稿もて演話するを、モール聽なから是を書
 せり、此書面をアレキセイをして、熊次郎に通辭せ
 しむる事なれば、勉て鄙言を用ひ、アレキセイに會
 得し安きやうにせしなり、夫故書面の文體甚異様
 なりし、されども尙アレキセイに解し難き事多く、
 是を論ずに幾くか思慮を費せり、アレキセイやう
 やう其意味を悟り得て、復彼かクルル詞にて程よ
 くいひとりて、熊次郎に理會せしむるも又甚容易
 ならざりき、熊次郎先其書面の俄羅斯語を我等に
 讀しめ、其字音を日本文字にて盡く其傍に書付た
 り、元此熊次郎は年齢五十歳計と見え、性鈍にして
 少しも歐羅巴の言語の道を辨へず、常に我等が一
 語をさすにも、アレキセイを媒として、手招を用
 ひ、種々の譬をなして、漸々に理會せしむることな
 り、彼其事を會得する時は、オ、ソウ、オ、ソウとい
 へり、此詞は日本にて事理を會得せしといふ詞と

みえたり、爾して一語を論ずにも、毎に半時計を費
 し、彼一語を會得すれば、又一語を論ず事、始のご
 くして漸理會せしむる事なれば、我等も殆ど煩勞
 に堪かねしことも多かりければ、彼は何のわけも
 なく笑ひて、自ら晩年なる故也と云居たり、嘗て
 イムペラトリスコイ^{自注、保按、帝王と云義}の語を、彼に論すと
 て二日を費したり、先種々の譬をなしてアレキセ
 イに示して、アレキセイ是を會得して、彼か詞にて
 通し易き様にいひ聞せば、彼是を聽こと尤丁寧反
 覆して、會得する時は微笑してオ、ソウと答へ、其
 語は予よく會得したり、但其スコイ、スコイといふ
 は、何の儀なる事を解せずといへり、是は詞の首尾
 の變化にて、其語を動し働かす事とは解し得たる
 なるへしとみゆ、凡日本詞にては、常に語尾の末に
 て變化するとみえたり、又熊次郎か意には、嘗て我
 等か詞は全く解すへからざる事と思ひ居しに、此
 頃は少し解すへきやうになりて、大ひに驚きたる
 となり、彼又俄羅斯語を、日本語にて轉倒なく直談
 するやうに連綴する事もなるへしと思ひて、頻に
 我等か文章を書改ん事を請へり、予其事は絶てな

らぬ事也といひければ、此書面にある語を譯して、前に置時は看る人和解の龜とおもふへければ、絶て詞の位置をかへすして、かへすへしといへり、彼如何にも此事を會得せされは、幾許か争論せしなり、予彼に向ひ、備試にクルル詞と日本詞を同じやうに語りみて、必其事は解せざるへしといひければ、彼答てクルル詞は實に野鄙にて文字もなし、俄羅斯語にては多くの書籍も綴れば、其事のならざる事はあらざるへしと、我等是を聞て實に笑に堪さりしかは、彼も同じく笑居たり、予又彼か俄羅斯語に、貴といふ語を引て、其用ひ様多くして一般ならずといふ義を論して後、日本語と俄羅斯語とはおなし次第に置へからざるを知るへしといひければ、彼漸くに會得せし様子なりき、熊次郎我等か書面の趣意を漸に了解し、是を日本語に書綴りて、又我等に通辯し聞かしむ、其内に意の違へる事ありては書改しめ、漸にして其翻譯なれり、

一第十月の中頃自注、九月に、前の書面の事も終りて、別に我等より願書を添て奉行に出せり、是は我等の罪なき事を説明しめ、囚獄を免されて本國に歸

されん事を願ふ意にて、左も謙の詞を用ひて書せり、是も又アレキセイの通辯をもて、熊次郎に和解せしめたり、總て此事終りて奉行より、我等の書面を尙委しく問糺し、并に和解せる趣をも審訊せんかために、城中へ出へしと告來れり、

一千八百十一年十一月十九日、自注、十月十六日、城に出へしと告來り、看守給仕の者并通事も甚喜色ありて、此度は奉行より一の好き事を示されなん、悦ふへしといへり、何事なりやと思ひ城中に出しに、我等を大廳に導き諸官列座し、奉行席に着て我等か無事を問ひ、

奉行我等を見る毎に、必先我等か無事を問、并同伴互に和順なるや、食物は宜しきや、他の故障はなきやなど問り、

次に問けるは、備等ホウシトフの事に就て説明らめし條々、聊相違なきや、備らか日本海濱に來るは、寇をなすの主意ならざる事實意なりやと、予直に其事をも辨せしに、尙又奉行長々ご理害を説しか、アレキセイ例のごとく、其大意を通辯せし、其趣は初備等は、日本の村落を亂放火せしホウシ

トフか如き者なりと思ひし故、陣屋におひきよせ虜となし、俄羅斯より日本に敵對する所謂を糺問せんごせしなり、是昔より今に至るまで、日本より俄羅斯に對して仇をなせし事なきか故也、然るに備等か白狀にて亂妨せし事は、全く俄羅斯官家の關する事に非ずして、備等に罪なき事を知れり、此に依て今より牢舎を免し、別に好き居所に移らしめ、追て悉なく本國に放ち歸らしめんやに計ひなんご也、予等是に於て始て知る、松前奉行は此國の主にあらず、上に日本帝家と執政ありて、其命令を受て行ふ官なるを、是によつて上命なければ、奉行の意にて我等を全く免す事能はざる也、且又奉行我等に示せるは、備等を歸國せしめんと欲して、一人の次官を江戸に遣し、其事を奏すへし、備等も望を絶事なく、天を祈り、日本政家の命を待へしとなり、日本人我等を慰する毎に天を稱するは、我等に於て喜はしき事也、我等望の如く天の恵を得て本國に歸りしならば、此事を日本人にもしらせ、我國人にも此始末を語りて、天恩の辱きを人に知らせんと思ひ樂みけり、

アレキセイ右の通辯して、我等か主意を理會せし由を奉行に通しければ、人來りて直に我等か繩を解きゆるして、我等に悦びを述べたり、此に與れる鈴木甚内、上原熊次郎の兩人は、皆眼に涙を浮めたり、かくて我等奉行及諸官に、其惠憐の篤きを謝しければ、奉行は別れを告て我等を送り出し、牢舎にやれば、看守給仕のもの、并爰に入來る輩、皆我等に向ひ悦びを述べたり、

一我等城中より歸りみれば、牢内のありさま全く今までと變りたり、日本人のかく暫時に改めし事に驚けり、先我等か牢ごせし格子を取除きて、前なる板鋪の間ご一室になし、板を張りつめ、其上に美なる座を敷けり、此に由て我等か住居する處甚た廣き室ごなれり、我等其所見廻りしか、爐の側には小さき卓子に、我等か茶碗を載せ、銅鑪に茶湯を入れて爐火に掛たり、又各に煙管と煙草を入る煙囊を設けたり、燈は今まで魚油を用ひしに、蠟燭に改むる等の類、實に我等か不意に出たる事に、大に驚歎せり、

日本人は冬夏の差別なく、朝より晩まで爐にて

火をたき、朝は男女ともに其爐を圍み、煙草を喫し居るなり、又茶瓶を火より下す事なく、常に茶湯を沸して是を喫し、偶茶湯なければ温湯を喫して、絶て冷水を用ひず、酒も温め飲み、冷飲する事なし、是其俗習なり、

我等皆其様子の變りたるに驚き居たる處に、或役人其口口口を將て來り、我等を賀して爐の側に坐し、甚た親しく説話して煙草を喫し、我等に言けるは、公等今より俘にてはあらず、賓客をもて待すへしと、夕に及て食を持來るに、今までと變りて卓子にのせ、磁器碗鉢なども殊の外美事にて、食物の味も大きに佳く、酒も是までは盃の數を限りしか、今は隨意に飲しめたり、爾く思ひよらす取扱の變りたるにて、今までは本國に歸るべき望も絶たりしに、是より後歸國の願も叶ふへく覺えければ、心嬉しくて、此度は囚となりしより以來始めて寐たり、

も篤き惠の様にみゆれども、實は我等か身分を好くして、彼か利分にせんとする巧ならん、彼姦猾の假面を被りて人を欺ども、予に於ては其虚假なる事を知れり、其故は我等か食物數日を経て、又舊のこごく悪しくなり、唯膳碗のみ以前に替りたるを用ひ、蠟燭も亦魚油となり、我等を縛れる繩も元在りし所に掛置たり、此等皆日本人の表裏たる所爲なり、且聞く、クナジリにて我等を捕へたる長官、并に我に手簡を與へたる役人等松前に來り、奉行の前にて又アレキセイを呼出し糾問せりと、此に由て見れば、奉行も未だ我等か事情を會得して、全く免すへしと決斷せしにあらざるなるへし、アレキセイ城より返り來りて、予に告げるは、今日奉行の前に至りしに、嚮に口供せし事を疑ひ拷問すへしとの事なる故、予怖るゝことなく前のこごく答へ、誠を顯はし死なん事は覺悟なりと、憚りなく演しかば、奉行拷問を止め、今日は先つ休むへし、此後又呼出さんとして返せり、遭厄日本記事、

通航一覽卷之三百二終

通航一覽卷之三百三

魯西亞國部三十一

○蝦夷地亂妨始末 クナツリ島、

文化八辛未年十一月十日、荒尾但馬守より魯賊渡來の始末、及び島々に置く銅板の文字通辯書、ならひにヲロキセ 魯西亞の關島ヲシヨロキセの夷なり、 申し口等數通を江戸に進達す、

文化八辛未年十一月十日、荒尾但馬守より小笠原伊勢守、村垣淡路守に贈る御用狀、
先便差進候魯西亞人渡來之始末、横文字に而認候書付、并クナジリに而召捕候後、魯西亞船より浮置候桶に入有之候横文字書付、エトロフ、アトイヤ上陸致し候節、石坂武兵衛 按ずるに、クナツリ島に、 差出候銅板、クナジリ、ケラムイの差置候銅板横文字寫共、魯西亞人の爲讀、右通辯書寫三冊、并横文字書付寫一枚、銅板横文字書付寫二枚差進申候間、御一覽之上御進達可被下候、右横文字逸々熟讀之上、和解致し候と申儀には無之、ラシヨワ人ヲロキセを以及

承、其通辯之趣認候儀に而御座候間、其段御汲取宜御口上に而被仰上候様いたし度候、

一先便差進候魯西亞人渡來の事情尋書之内、ラシヨワ人 按ずるに、多く、 ヲロキセ相尋候儀洩候廉も有之候間、猶又相尋候趣別紙取調差進申候、御一覽之上其段宜被仰上、御進達可被下候、按ずるに、以上通辯書等下に載す、但し横文字寫類すへて所見なし、

魯西亞人渡來之船始末横文字書付通辯書
魯西亞國曆數千八百七年正月に候哉、二月に候哉、
駁と覺不申、國王より申付候由にて、ゲニヤラウア
ンセエフ 自注、 バヒヤフワシレウイチチヤコ
フ 自注、 申渡候者、カムシヤツカにて造船入用之諸
品、同所積廻し候に付、右船中爲乗組重役ガワビ
ン儀はカビタン、モウル儀は重役に差次レイチア
ナント 自注、 ヘルフニコフ儀はメイチャナ、自注、 マ
カロフ、シカヨフ、シイモノフ、ワシリヨフ儀は、水主
帆網碇等働いたし候マダロス、自注、 右之外此度船
中に相殘候カビタン 自注、 イリゴルト、自注、 レイチ
ヤナント 自注、 ヲルダコウフ、自注、 ミイチヤナ 自注、
ヒワトウフ、自注、 同ヤコウスケン、自注、 ムラゼイシ

ウル相答候處、右之もの連行候日本人は、何方に居候哉と御役人被尋候間、右日本人は逃去候趣承、行衛如何相成候哉存不申候段、モウル相答候處、此度渡來候船中乗組重役之名前被尋候間、船之名はジヤナ、主長は甲必丹ガワビンと申候段モウル相答、魯西亞國王之名、曆數、船之名、主長之名前彫付候銅板を差出、モウルよりも御役人之名前、島之名承り覺書の記置、其節御役人より酒一樽肴等被相送候に付普受、右之禮申述、酒は有之候間、外食物之品少々に而も貫請度段申立候處、魚類、給草被相送候間、貫請謝禮申述居候處、其節ガワビン、ヤコウスケン、マダロス四人乗組着船仕候間、モウル出迎に海岸に罷出同道致し、一同御役人の應對仕、ガワビン申立候は、食物乏しく相成候に付、食物之品買入、薪水魚類給草等爲探度趣申立候處、御役人被申候は、此處にては食物薪水等も無之、フウレベツと申所には食物之品も有之候間、同所之書狀差遣、差支之品はフウレベツにて可差遣由に而、同所私とも可相廻旨申候に付、一禮申述御役人の進物に、ガワビン持參之火打一つ、小刀一

挺、革之手袋一かけ差出候處、御役人よりガワビンの盃を差候に付申受、同人よりも持參いたし候焼酎に而返杯仕候處、御役人小家の被引取、其後私とも右小家の參り候様、御役人被申越候間、ガワビン、モウル、ヤコウスケン、ナウエツチ四人小家の罷越候處、フウレベツに持參候書狀認候付、相待候様御役人被申間、酒にても被差出候様子御座候得共、最早暮方相成候間、私共一同元船に罷歸、書狀は猶又橋船に而請取差越候様可仕旨申立候處、御役人得心之趣に付、猶又御役人のガワビン持參候焼酎入候硝子陶一つ、爲挨拶差出暇乞いたし、私共一同罷歸候節、給草一吹蝦夷人より差越候間貫請、右返禮等煙草少々差遣はし、一同元船に罷歸、間もなく書狀爲請取橋船に而、ヒワトウフ、マダロス四人差遣、尤先剋食物貫請候爲返禮、煙草少々爲持遣はし、約束之書狀請取參り候旨申候處、右書狀は只今ラシヨワ人の爲持遣候由に而、猶又給草貫請、右之者共元船に罷歸、右橋船行違ラシヨワ人三人に而、右書狀元船に持參候間請取、其節ラシヨワ人とも合藥并煙草貫請度段申候間、右兩品少々

差遣候處、ラシヨワ人共一同罷歸、翌朝猶又ラシヨワ人四人魚類持參、元船に罷越、約束之通フウレベツに相廻候心得候處、同所湊之様子不案内に付、右ラシヨワ人共相尋候處、同所湊は岩多く大船繫澗不宜、薪水取候儀も不便利之趣申候間、ウルツブ島之様子承候處、同所は大船繫澗も有之、薪水取候にも宜由申候間、一と先ウルツブに而薪水取候上、フウレベツに可相廻と私とも相談いたし候處、ウルツブ島不案内に付、右爲案内ラシヨワ人ヲロキセ一人船中の留置、尤同人儀はフウレベツに相廻候節、アトイヤに差戻候に付、其心得にて外ラシヨワ人とも、アトイヤに相待居候様、御役人の進物いたし度候間差出候様申候相渡、ラシヨワ人三人は相歸し、同日アトイヤ出帆致し、翌日ウルツブに走寄、橋船に而モウル、マダロス四人ヲロキセ乗組、湊之様子致見分候處、湊口淺く元船難付寄、殊に其節は波荒く橋船に而薪水取候儀も難相成候に付、直に同所出帆、ヲロキセをアトイヤに差戻し、私共はフウレベツに御役人之書狀持參相廻り、食

物之品可乞請を存走候處、夫より日々霧懸り地方も不相見、其上向風強エトロフに難乗寄、凡日數十日餘も沖間まきり居候内、漸霧晴、山相見候間、ヲロキセに相尋候處、左之方に近くみえ候はシコタン山、右之方はクナジリ島之由申聞、ヲロキセ儀はクナジリに暫く罷在候趣に付、同所之様子相尋候處、大船出入之善惡辨へ不申候へ共、澗も有之、御役人も相詰、蝦夷人も大勢罷在候よし申聞、アトイヤ出帆後數日漂流、食物飲水等も乏敷罷成候に付、アトイヤに而請取候書狀、御役人の差出し、難儀之趣申立、食物恵に預り助命いたし度旨、私とも一同及相談、クナジリ地方より凡三四里程沖に船繫いたし、海底相測候ため橋船を差出候處、元船程遠く相成、橋船歸船不致候間、元船に仕懸有之候鐵砲を玉込不在打候處、橋船罷歸翌朝橋船を先立、元船を地方近く乗りよせ候處、地方より大筒二放打候音致し候間、私とも船を留繫居候處、其後大筒之音いたし不申候間、地方より船差出可申哉と差控居候得共、船も差出不申候間、私共漂流いたし食物差支候趣、地方に爲知度存、橋船一艘にガワビン、ヌレズ

ニ、マダロス四人、フロキセとも都合七人乗組、アトイヤに而請取候書狀并產物等持參、クナヅリ地方近く橋船乗戻し、元船之方に而も右之様子見受、橋船三艘ガワピン乗組居候橋船の漕寄、三艘とも元船の歸船いたし、私共一同評議いたし候は、漂流船之儀は不相通、陸に而は軍船と見請鐵砲打候儀可有御座、私共致漂流食物薪水に差支難儀之趣、陸に爲知度存、鐵輪を懸候樽之内を仕切、鐵之器の亞墨利加米少々入、樺曲物に水を入、小割に致し候薪少々、片々の進物之心得にて緋羅紗一切、ギヤマン壺一つ、并前日橋船にて陸近く走寄候處、陸より鐵砲を打、上陸難致體を認候繪一枚入樽、目印として赤き毛織之切れを棒之先の附樽に結付、右樽の礎を付、翌日海上に浮置、尤アトイヤにて請取候書狀も入置申度存候へ共、若右樽之内の波打込損候ては、食物之品相願候節、私共申立のみにては御取用も有之間敷、左候へは猶又日本人被相疑候儀も可有之と存し、書狀は入不申、陸之様子見合罷在候處、無程陸より船差出、右浮桶取揚申候様子見受候間、翌朝私共元船を陸近く寄、返答之儀を相待居候

得共、陸より船も出不申、何之沙汰も無之、東之方に小家相見え、鐵砲等備有之候體にも不相見候間、同所の上陸いたし、漂流之様子委敷申通し、アトイヤにて請取候書狀も差出候は、私共別心無之儀も相分可申、若人居合不申候とも、何ぞ食物に可相成も有之候は、積取返禮之品差置可申、左候得は私共惡心有之、盜取候儀にも無之段相分り可申旨、ガワピンよりイリコルド、モウル、ヒワトウフ、スレズニの申付、木綿二反、革手袋、紗羅紗風呂敷、并魯西亞國王之名、曆數、乗組頭分之名前彫付候銅板持參、右之もの共マダロス十二人、フロキセ共都合十七人、橋船二艘に乗組ケラムイ海岸の漕寄、大聲を發し候へとも、日本人も出會不申候間、一同上陸いたし小家入、見候へとも一人も居合不申、右小家に有之候玄米十二俵、白米一俵、同亂俵共十四俵、醬油一樽、酒小樽一つ、給草、鹽漬一樽、生魚、干魚等も拾ひ集め、其外薪橋船に取入候處、積餘り候間、海岸に引上有之礎綱等添候船一艘おろし、右品積入候節小屋に有之候板筵を船に持參り、板は積入候品々下の敷、筵は品々之覆等いたし、右品々取

候印に木綿二反、革手袋二掛、更紗風呂敷一つ、并魯西亞國名、國王之名等を彫付候銅板一枚小屋の差置、一同元船の歸船之節、右小屋より少し脇に小屋相見え候間、ヲルダコウフ、マダロス四人上陸いたし、小屋へ入見候處、人居合不申、米十俵餘有之候を見受候儘にて、一同元船の歸船いたし、ガワピンへ申聞候に付、ヲルダコウフ先刻小家にて見受候米取參り候様申付、革袋三つ相渡し遣し、橋船の同人マダロス四人乗組參り、米三袋、鹽漬魚類一樽積入參り候處、前書小屋の返禮に差置候品も、人居合不申候ては如何相成候哉、様子見候ためガワピン、マダロス四人召連、橋船にてケラムイの上陸小家に立入見候處、返禮にさし置候品々も無之候間、日本人の方の取入候儀可有之と相察し、橋船にて歸船いたし候節、霧掛り方角を失ひ候間、橋船より玉込無之小鐵砲を打候處、元船にて鐘を打合圖いたし、漸元船の歸船致し、一同澤山に食事いたし相款罷在候、然る處、翌朝クナヅリ洞内の方を見候處、前日私共より差出候浮樽之邊に、猶又浮樽相見え候間、橋船に而右浮樽を取入見候處、繪圖二

枚、書付一枚有之、一枚は私共最初橋船を下し候節、陸より大筒を打掛候體之繪圖、一枚は大筒を不殘山の方の向打拂、雙方より船差出し行進候様子之繪圖、右二枚之繪圖に日月をるかき有之、一枚は文字體之もの認有之候へとも、一向相分不申、私共一同判断いたし候處、鐵砲を私とも橋船へむけ打懸候繪圖は、最初軍船と見請候間、鐵砲を打懸候と申儀、一枚は段々様子も相分り候に付、鐵砲は打申間敷、雙方より船差出對談も可致と申心取之繪圖にて、日月を畫き有之候は、天道のかけ偽無之と申事に可有御座と相察し、ヲルダコウフ、マダロス五人橋船の乗組差出候處、陸より船差出し不申候間、無致方元船の乗戻し申候、然る處、東之方海岸に川有之候を見請、水可汲取と存、橋船三艘、并ケラムイにて食物之品積入參り候船とも四艘の、ガワピン、モウル、ヒワトウフ、マダロス二十人、フロキセ共二十四人乗組、右海岸の上陸、川水汲取居候處、會所の方より日本人に候や、蝦夷人に候哉、三人程罷越候間、ヒワトウフ、マダロス二人、橋船之印にいたし候、白木綿之小旗を持參途中迄差出候處、右會

所之方より罷越候もの共立戻候に付、私共は水汲取、小家に有之候小木を取、水樽之栓并橋船まで水樽運ひ候入用に遣ひ、右爲返禮木綿一反、更紗風呂敷一つ小屋の差置、私共一同元船の歸船いたし、翌日イリコルド、ラルダコウフ、ヤコウスケン、マダロス十六人、都合十九人橋船二艘、前書ケラムイより食物之品積入參候船とも三艘の乗組、前日水を汲取候場所の上陸いたし、又候川水汲取罷在、ガワビン儀も食物にいたし候魚を取可申存、小網持參、マダロス四人召連、橋船にてノテト海岸の上陸いたし、持參之網を曳候得とも魚も取不申候間、小家の入見候處、人居合不申、干魚少々有之候に付、取集め持參り、右爲挨拶練玉一連、硝子大壺一つ小屋の差置、元船の罷歸食事いたし、夫より猶又右イリコルド外十八人之者水を汲取居候場所の、ガワビン、マダロス召連罷越候處、蝦夷人一人四角成白木之板の墨にて十文字相認持參り、魯西亞語少し取受、數度何か申候へとも不相分、漸御役人より被申付參候趣相分り、私共も惡心無之儀を陸にて致承知候間、鐵砲は打申間敷、願も筋も有之候は

は、頭分之者少人數にて會所可罷越、陸よりも御役人乗組候船をさし出可申旨、御役人被申付候よし蝦夷人申聞候間、私共大に安堵仕、右川水汲取候ものども、一同元船の罷越食事いたし、ガワビン、マダロス四人、ワロキセとも都合六人、橋船の乗組、會所近く參り、暫く見合居候處、陸より船差出申候間、私共も元船の乘戻候處、陸より船差出候に付、又候私共橋船にて罷出候處、如何之譯候哉陸より之船又々漕戻候に付、無致方私共元船の罷歸候處、猶又陸より船差出候間、私共も橋船乗出し、陸より差出候船へ付寄候處、日本人蝦夷人乗組居候間、右日本人は右役人に候哉、ワロキセに承候處、地方にて蝦夷人之通辯仕候者の上陸候間、私共漂流いたし、食物に差支致難儀候に付、會所罷越、右食物之品相願度候得共、陸より鐵砲を打上陸いたし難く、無據御會所より東之方の上陸いたし、食物之品持參候得共、惡心にて盜取候儀には無之、右代料は相拂候心得に而、此上米十俵、魚類給草等恵に預り度、左様にも無之候ては大勢之者食物に差支難儀いたし候旨、ワロキセ通辯を以申立候處、陸にて

は最初軍艦と見請候間鐵砲打拂候處、追々様子も相分、軍艦に無之體にも相見え、彌漂流船に無相違、食物にさし支難儀いたし候は、會所には御役人も相詰候間、船中頭立候者少人數にて上陸いたし、右之趣可相願旨、日本人申聞候に付安心いたし、最早晚景相成候間明日上陸可致旨挨拶及び相別、元船の罷歸、翌朝水汲取可申存、ケラムイより食物積入參り候船并橋船一艘に而、モウル、ヒワトウフ、マダロス召連、代り、前書之場所の罷越川水汲取、元船の一同罷歸候處、陸より海中へ浮樽差出候様子に付、私共よりもガワビン、マダロス四人ヲロキセ共六人、橋船の乗組罷出浮樽を取あけ見候處、ケラムイ之小屋にて食物之品持參候節、爲挨拶差置候品々有之候間相考候處、是迄積取候諸品之代、右品々差置候儀と御役人被察候哉、右にては不足之事と心附候に付、ガワビン持參候伊斯把爾亞銀錢、數は不覺一握、右樽之中の入、其儘浮樽差置元船の罷歸可申と乗出し候處、陸より白き品を以相招き候間、乗戻し海岸の橋船乗寄候處、汐干に而難乗寄候處、陸より日本人蝦夷人罷出、橋船を引揚

候間一同上陸いたし、ガワビンより爲土産、右日本人二人の硝子陶二つ、蝦夷人の煙草差出候處、土産物には不及よしにて差戻候間請取置候處、御役人體之人罷出、何故渡來いたし候哉と被相尋候間、漂流いたし食物に差支、地方を見請參り候旨申立候處、何國之船にて乗組頭立候もの、名前は何と申候哉と被相尋候間、魯西亞國王之船にて、乗組頭分は是の罷越候者にて、ガワビンと申、乗組大勢候處、長長漂流いたし、食物薪水乏しく、一同難儀いたし候間食物爲才覺、ケラムイの上陸いたし候節、小家に有之候米、酒、魚類、給草等取參り候間、定而御立腹も可有之候へとも、私共惡心を以盜取候儀には無之、右之通難澁之餘食物に持參候間、代銀を以相拂申度候、此段重立候御役人の宣敷申立被與候様相頼候處、左候は、構内の參り上役之もの逢候様、御役人被申聞候へとも、其節はエトロフ、アトイヤに而請取候書狀、元船に殘置候間、右書狀無之候てはアトイヤ之始末も相分申聞敷候間、ガワビンは此所に相殘、右書狀マダロスを取に遣すべく、私共之船軍船等には無之、漂流に相違無之、船中食物

乏しき様子をも、日本人を差遣爲見度段申立候處、日本人を私共元船の遣し候には及び不申、何れにもガワピンは構之内へ可相越旨、御役人被申間候得とも、アトイヤにて請取候書狀無之候ては、重立候御役人の應對いたし候ても始末難相分候間、今日歸船いたし、明日右書狀持參上陸可致旨申立候處、長崎の先年レザノットと申者罷越候儀、并同所にての申渡しを相辨居候哉之段被相尋候間、レザノット儀、王命を受日本に參り候よし之儀は承及候へとも、委細之譯合并日本に而被仰渡之趣は存不申、尤レザノットは日本よりカムシヤツカへ歸船致し、同所よりペテルボルに罷越候途中に而致病死候由承候段申立候處、魯西亞にも日本之通詞致し候もの有之哉と被相尋候間、日本之通詞致し候者も有之候段相答候處、酒被差出、右御役人より扇をガワピンに被差越、明日彌上陸致し候は、惡心無之と申印に橋船より右扇を差揚可申、左候得者陸にても穩に取計候旨被申間候間、致承知候旨相答、一同元船に歸、船中に殘居候者共へも右之様子相咄し一同安心いたし、夫より元船を陸近

く走寄、アトイヤにて請取候書狀、明日ガワピン上陸之節持參可致旨約束いたし候へ共、少しも早く御役人の差出候は、私共様子も相分可然存、右書狀ヤコウスケン爲持、マダロス四人、ヲロキセ都合六人、橋船にて陸に差遣日本人に相渡候處、明日ガワピン上陸致し候は、同人之外にも重立候者罷越候ても不苦候、尤霧かゝり候は、相越申間敷段日本人申聞、生魚百二十本差越候間貴請、右之者共元船に罷歸、其段ヤコウスケンより申聞、翌日霧も掛り不申候間、進物之品々數は覺不申、并萬國之圖一枚、其外鏡、腰時計、銀錢等持參、ガワピン、モウル、ヘレフニコフ右三人は劍を帶笠を被り、歸船之節霧相かゝり候は、方角爲可辨磁石一面、并元船に合圖の爲小鐵砲一挺、ヘレフニコフ持參いたし、マダロス、マカロフ、シカヨウ、シーモノフ、ワシレヨフ、ヲロキセ共都合八人橋船一艘に乘組、クナヅリ海岸に乘寄、約束之通扇を揚招き候處、日本人蝦夷人大勢海岸に罷出、橋船を引上候間、一同上陸いたし暫く相控居候處、構内に私共罷越候様日本人申聞候間、シーモノフ一人橋船に殘し置、其外一同

構内に入候處、甲冑致し候者大勢鐵砲にて相固居、假小局之内に私とも這入候處、御役人體之人一統甲冑いたし罷在候間、私共目禮いたし候處、腰掛を差置腰掛候やう、御役人被申間候間、一同腰掛候處、私共何國之船にて何ゆゑ渡來いたし候哉之段、右之内重立候御役人より御尋有之候間、ガワピン所持いたし候萬國圖を相開、私共は魯西亞國之者にて、ペテルボルより出帆いたし、カムシヤツカに罷越、同所よりペテルボルに歸船之積りにて出帆いたし候處、漂流致し、クナヅリまで罷越候譯合委細申上、乘組人數百二人有之候處、食物乏敷一同及飢渴候間、無據ケラムイの小家にて食物之品々持參候へとも、盜取候儀には無之、右諸品之代料は銀錢にて相拂可申、無斷持參候儀は御宥免有之候様いたし度、何卒此上米十俵程、其外魚類給草等何程に而も乞うけ度、代銀は何程にても相拂度段申立、爲土産硝子陶二つ、小刀一挺、まな箸一膳、銀錢二枚差出候處、右御役人より色々被仰聞候様子にて、通辯いたし候者より、ヲロキセの品々申聞候得共、委細はヲロキセより通辯も届兼、御役人より被仰

聞候は、先年長崎の魯西亞よりレザノットと申者罷越、歸帆いたし候節、以來日本に魯西亞人渡來致すましき旨嚴敷被仰渡候處、私共何故渡來いたし候哉と御尋有之候間、レザノット日本に參り候と申儀は承及候へとも、其後カムシヤツカに歸帆致し、國都に罷越候途中にて病死いたし候よしに付、日本にて被仰渡之趣は存不申候段申立候處、私共乘組參り候外類船は無之哉と御尋有之候間、類船は無之旨申立候處、カムシヤツカには大船何艘はと有之哉之段御尋に付、同所に船は備有之候へ共、何艘程有之候哉覺不申、尤此度渡來致し候程之船は皆小船之由申立候處、魯西亞人ミカライサンタライチと申者、エトロフ島の渡來亂妨いたし候儀、存居候哉と御尋有之候間、ミカライサンタライチと申者は不存、ホウシトフと申もの、日本之島にて及亂妨、歸國いたし候處、右不届之由に而死刑に被行候段承及候旨申立、彼是手間取候に付、私共元船に罷歸度間、先刻申立候通米其外之品乞受度、是迄積取候諸品之代料何程差出候而よろしく候哉と申立候處、酒肴等被差出、何歟御役人被仰聞候へど

も、ヲロキセ通辯届き兼相分り不申、私共相願候
米其外之品、并是迄積取候諸品償之代料之儀も、何
程差出候而宜候哉、逆も右御役人限之御取計には
難相成、松前と申所には御奉行様被爲在候間、同所
の御伺被成候上ならては、御取計も難被成、夫まで
私共之内重立候者、一人陸に残り相待候様被仰候
間、松前より之御下知は幾日程掛り可申哉と承候
處、十五日位にては御返事も可有之旨被仰聞、左候
へは餘程日數も相掛り候間、私共計にては御挨拶
致し難く、一と先元船の罷歸船、中に罷在候者へも
相談いたし、御挨拶可致旨申立候處、何か色々御役
人よりヲロキセに被仰聞候へども、通辯不相辨聞
取兼候處、御役人殊之外御立腹之様にて、私共歸
船いたし度旨強而申立候は、可切殺と申様子に
而、刀之柄に手をかけられ候間、被殺候事と存一同
驚、此場を通れ相助力度存、ガワビン、ワシリヨフ、
シカヨフ三人構之外の遁出し候處、日本人の方に
而も騒動いたし、刀を抜き追驅構之外にて三人とも
被召捕、ヲロキセ儀も遁出構内にて被召捕、ヘルフ
ニコフは一人にて遁出候處、日本人刀を抜き追掛候

間、被切懸候は、請留可申心得にて、帯居候劔を抜
持候て構之外迄駈出候處、日本人大勢追詰、右日本
人之内より一人罷出、ヘルフニコフ拔持候劔を下に
置候様仕形致し候間、下に差置候處、劔を取上被召
捕、モウル儀は應對所假小屋外に逃出し候處、日本
人三四人追詰候間、下に居候處、一人モウル兩手を
捕へ後ろへ廻し候處、右應對いたし候重立候御役
人と覺、モウル帯居候劔を抜取、胸に突當候間、被殺
候事と覺悟いたし罷在候處被召捕、マカロフは應
對所假小屋入口迄遁去候處、同所に而被召捕、シー
モノフ儀は、最初相殘居候橋船之際に而被召捕、夫
より私共并ヲロキセ共一同、小屋に被連行候途中、
ヘルフニコフ腰に小鐵砲挾置候旨爲相知、附添候日
本人に相渡、一同小屋の罷越繩を被懸候處、モウル
被捕候節、被拔取候劔之鞘腰に有之候間其段申立、
附添候日本人に相渡し、夫より私共手足迄嚴敷繩を
懸、日本人差添何れへ被連行候哉、山を越候途中に
て大筒之音いたし候間、私共被捕騒動いたし候儀
を見受、被殺候儀と存、元船に残候もの共船より鐵
砲打候儀に可有之哉と存し居候處、夜に入何方に

候哉船にて地方に相渡、夫より箱館に罷出、猶又松
前の御差出に相成候儀に御座候處、追々御吟味之
上、私共漂流いたし候始末相認め候様被仰付候間、
一同相慎信實を以念入、有體之儀書面に相認差上、
少も偽之儀は無御座候得共、日用之留書船中に殘
置候間、巨細之儀は失念いたし候儀も有之、其上漂
流中彼是心痛仕り、唯今に至り心體も殊之外疲れ
候間、書面之内行届不申箇所も不少可有御座候哉
奉存候、何卒御憐愍を以此段御宥免被成下、私共御
答無之様奉願候、

魯西亞國曆數千八百十一年

シトロマン ヘルフニコフ
レイチアナント モ ウ ル
カピタン ガ ワ ビ ン

右者、魯西亞人渡來之始末相認候横文字書付通辯
仕候趣、前書之通り御座候、以上、

未十一月

上原熊次郎

クナジリにて魯西亞人召捕後、船中之者共より差
越横文字書付通辯書
此書面貴様方共相届候様祈願致し差出候、御存命

候哉、御難儀之程致推察候、陸にて騒動之様子見請
候間、拙者共上陸いたし、無別心旨申聞、各様取戻申
度存候處、地方より鐵砲烈敷打出し、其節イソコル
ト櫓之上に居候處、同人耳之側を大筒之玉飛越、既
に氣絶いたし、一同相驚申候、併船中一統怪我いた
し候者無之候、依之船中よりも陸に鐵砲を打懸、
走寄上陸場所を取卷可申存候へ共、人數も不足之
儀、殊に能々相考候へは、右様迫合候ては戦争に可
相成、往古より日本魯西亞は敵國にも無之候間、合
戦いたし候儀は心得違に可有之存、其後は鐵砲も
打出し不申、穩便に上陸いたし度候へども、地方之
鐵砲嚴敷候へは、陸近く走寄候儀も不相成、船中殘
り候者共之心痛も御察可被成候、騒動之時刻差急
き文略致し候、各様にも天道に祈願被懸、何卒助命
有之候様存候、扱此後拙者共儀如何可致哉、當惑致
し、評議も致し候處、一先オホツカに致歸帆、右之始
末申立候は、ベテルボルに注進も可有之、猶下知
を請、明年はクナジリに罷越、是非各様を取戻申度
候、尤此書面日本役人に爲御見被成、御同前別心無
之趣得心被致、ワシリイミハイロイチ其外之人々、

若差戻候様にも相成候は、早速返書可被差出候、其節は船中不殘上陸可致と心掛罷在候、此儘に而は船中之者存命いたし居候心地も無之、可相成は各様を取戻し歸帆いたし度候、

曆數千八百十一年七月十一日

イリコルド
ラルダコウフ
ヤコウスケン
ヒワトウフ
ワラシタ
バベリン
ナウエツチ
スコラトモフ
スレズニ

右者、横文字書付通辯仕候趣、前書之通り御座候、以上、

未十一月

上原熊次郎

銅板横文字通辯書

魯西亞國王之船にて船銘はシアス、曆數千八百一

是迄は羅甸文字を以認有之候由、此ラランと申候は、イスバニヤ、フランス、アングリヤ之邊を、都て羅甸と往古は唱候よし、是より以下は魯西亞文字を以認有之候、

國王之申付を以、魯西亞致出帆候船に而、シアス船中役人之名はカビタン、姓名はガワビン、右は銅板に認有之候横文字通辯仕候趣、書面之通御座候、尤エトロフ并クナジリに差置候銅板兩品とも、文面同様御座候、右銅板は文字相認不申、本國出帆之節、兼而用意に致持參、魯西亞國之外餘國に若漂着いたし候歟、漂流無之候とも、海上長々乗渡食物乏敷相成、食物之品乞受候心得にて陸地に致着船、其場所人居合不申候へは、食物に可相成品并薪等積取候節は、魯西亞船に相違無之と申印に、國王之名前、曆數、船中乗組役人之姓名等、持參之銅板に彫付、其場所の差置、積取候食物之代として船中有合之品差置、有合無之候得者、右横文字認候銅板計差置、本國歸帆之上右之趣、其筋役人の申立候得者、國王より序を以其國に返禮いたし候儀御座候よし、且又伊斯把爾亞、拂郎察、諸厄利亞、阿

蘭陀邊之國々、魯西亞文字未通所も有之、羅甸文字は右國々一統致通用候間、右之邊に若船いたし、前書之始末に而差置候銅板は、羅甸文字を彫付候由之處、日本に而は羅甸文字相通候哉、魯西亞文字通し可申哉難相分候に付、此度差置候銅板は、羅甸文字、魯西亞文字兩様を以彫付候間、文言二重相成候趣御座候、以上、

未十一月

上原熊次郎

先達而申上候魯西亞人渡來之事情尋書之内、ラシヨワ人ヲロキセ相尋候儀、洩候廉有之候間、猶又相尋候趣左に申上候、

ラシヨワ人 ヲロキセ

其方儀、去年エトロフの渡來之始末、クナジリに而再應亂之節、申立候趣は全偽にて、魯西亞役人口マキリ申付、エトロフ島之様子爲見聞罷越候儀には會而無之、同所に而魯西亞人致亂妨候と申儀も、去年エトロフ之内トウロに罷越候節、同所乙名ハウシベ咄に而初而承候旨、今般申立候得共、エトロフにて致亂妨候ホ、シトと申名前を、如何様之譯にて存居候哉、

此段此者カムシヤツカに罷越候儀は無御座候得共、同所地續西海邊之小島ナヤヒンに罷越候節、魯西亞人ホ、シトと申者、日本地に而亂妨盜いたし候科に依而死刑相成候段、クルムセ人より咄に承り候間、ホ、シトと申名前は存罷在候得共、何れ之島に候哉其儀は承り不申、日本之地を計り候儀に而、同人儀右亂妨いたし候科に依て死刑に可致處遁去、其後彼國に爭戰有之、戰功によつて元役に申付候と申儀は、クルムセ人より承候儀も無之處、クナジリに而再應亂之節、右之趣取繕、誰發言いたし候哉覺不申、右之通一同偽之儀を申立候間、此者も同様申立候由申之候、

去る卯年魯西亞人、エトロフに而致亂妨候節、乘組人數之内二人殘置候に付、生死は不知候得共、若存命に罷在、同島に御役人も不相詰、手近之所に居合候は、致手段連歸候様、ロマキリ申付候段、クナジリに而其方并外ラシヨワ人共一同申立候處、右様之儀もクルムセ人より承り候儀も有之候哉、此段去卯年魯西亞人、エトロフに而致亂妨候節、

乗組人數之内二人殘置候に付、手近之所に居合候は、連歸候様、ロマキリ申付候段、ラシヨワ人之内誰申立候哉不存、此者儀は右體之儀をクナジリにて申立候覺會而無之、尤クルムセ人より右様之咄承り候儀も無之由申立候、

魯西亞大船一艘シムチウ島に繋居、乗組人數二十人餘り有之、同處に而船綱之致手配罷在、右はエトロフに相越候船にも可有之哉、去巳年ラシヨワ人共、クルムセより歸候節見受候由、エトロフに罷在候ラシヨワ人共申立候間、其方も見受候儀に可有之處、此度渡來之魯西亞船は、右シムチウ島に繋居候船に候哉、

此段エトロフに罷在候、ラシヨワ人共申立候趣者、相違之儀有之、シムチウ島に繋り居候魯西亞船を、右ラシヨワ人共并此者見受候儀は無之、右之者共并此者一同、去々巳年春クルムセに罷越候節、シムチウ島に立寄候處、同島夷人ケレコレチエムシカ申聞候者、去る辰年秋魯西亞大船一艘シムチウ島に繋り居、乗組人數二十人餘り有之、チトロマエチと申者重き役人に而、外船頭モ

ロホテエチ、ペレトウクエノフと申者乗組、綱類積入罷在、右はオホツカ之船に而、亞墨利加に罷越候趣に而出帆いたし、其後相みえ不申候段、右シムチウ島人之咄に而承候儀有之、右魯西亞船此者見請候儀には無之候得とも、此度渡來之魯西亞船は、乗組重役人并船頭名前、殊に一體人數も相違いたし居候間、シムチウ島に繋り居候魯西亞船には有之間敷存候由申之候、

右ラシヨワ人ヲロキセ相尋候趣、書面之通り御座候、依之此段申上候、以上、

村垣淡路守
荒尾但馬守以上、
蝦夷地御用
留、靖北録

通航一覽卷之三百三終

通航一覽卷之三百四

魯西亞國部三十二

○蝦夷地亂妨始末 クナシリ島、

文化八辛未年、此冬奉行囚人に命し、村上貞助をして魯西亞語を習はしむ、但し、此奉行より俘囚八人に新衣をめぐむ、且過半枝葉に似たれども、松前牢舎中の事巨細に見ゆれば、後考のためしるす、下此例あり、

一千八百十一年化八年、或時熊次郎按ずるに、通詞二十五歳許なる壯年村上貞助と言へるものを伴ひ來りて、我等に言へるは、奉行此者に俄羅斯語を教へん事を求む、其故は日本の法にて、汝等か書面を兩人にて和解すべきためなりと、予又熊次郎に問、奉行は我等か口供を信容して取扱を好し、追ては免し返すべき事を辨理あらんとありし事は、如何いはれたるやと、彼答て、奉行は其事を商量せるゆゑ、今備等か書面を兩人の通事に和解せしめんと欲するなりと、予此を聞て甚た快からず思ひ、是は我等を免し返さんといふは詐にして、長く止め置、俄羅斯學の師とするならん、我等生ながらへて、日

夜備等を教諭せんよりは、速に死せんこそ勝れりと自語しければ、熊次郎此を聞て、笑て決して備等を欺くにあらず、只備等は日本の國法を知らざるゆゑ、かく思へるなるへしとて、終に予とモール及ヘレフニコフとに向ひて、務て來春まで此者を教ゆへし、春に至りて備等を免すか免さるるかを見るへしといへり、

一其後、アレキセイ再び城に呼出されて歸りければ、今日は何事の糺しありしやと問しに、只以前ありし事ともなりこのみ答へたり、依て予思ふに、彼もし心變りて、今となりて嚮の告狀を悔もやせしかと疑ひて、大に心を痛めり、
一我等新通事と貞助に、俄羅斯語を教へん事を許しければ、彼一櫃の書を出し、此は以前日本人俄羅斯國に至りて書集めたる俄羅斯の辭書、并見聞せし事を書集めたるものなりといへり、又貞助、東江、按ずるに、醫師にして通事と同一人に近づく、熊次郎三人共に來りて、熊次郎言けるは、奉行備等か貞助に俄羅斯語を教るの間に、俄羅斯の國政并其他歐羅巴の國法の大略を書著はして惠まれんには、尙更感謝に堪すと、然と

も此事は容易に日本人に示しなは、我等は身の上
に拘るのみならず、俄羅斯國の爲にも悪かりなん、
又猥に答へをなさは、例の如く種々の問を起さん
事を恐れ、詐りて我等は生來海上にのみ日を送る
ものなれば、俄羅斯國政の事は知らずと答へけれ
は、しからは僮等か知れる事はかりも示すへしと
いへり、

日本人の方に收め置ける予か書簡のうち、諸厄
利亞國のトウケ人名注の著せる書中に、俄羅斯の
國政の事、及彼等か聞んと欲する事を盡く載せ
たり、しかれども、嚮に其書名彼か問し時、予詐
り答へ置ければ、日本人の夫とはしらする事こ
そ幸なれ、若其書の題號を實を以て告をかは、其
解をなすへしと責られなん、

貞助に俄羅斯語を教へしに、彼才ありて記憶も能、
初てより甚能く會得し、且其音聲俄羅斯語によか
りしかは、彼是に俄羅斯語を習へるか、或は他の歐
羅巴の語にても學へるものならんと思へり、貞助
又熊次郎か俄羅斯語を書たる書冊を、我等に示し
て一語つゝ、俄羅斯語を我等か唱るまゝの音を其

一今は我等に紙墨を與へければ、予日本語を餘多
書集め置けり、但し解譯を施さず、其ゆゑは若以
後日本人に取上られん時には悪かりなんと思ふの
遠慮あれはなり、

一數日過て、貞助其弟なりとて十四歳許の少年を
將て來りて、奉行の命なり、此少年にも俄羅斯語を
教へよと云ければ、予答て僮の奉行は望多き人な
り、我盡く其需に應ずる事能はず、已に嚮に云へる
如く、日本にて學師とならんよりは、早く死する
にしかし、今こそ日本人の我等に彼是惠みの篤か
りしも、皆實意にあらずして、諂諛の言としられた
り、既に一人通事あれども、俄羅斯人の和解に熟せ
ずとて、又一人新通事をこしらへ、又其上此少年に
も教へよといへり、然らば遠からず、爰に一箇の學
館を建るに至らん、然れども我徒人數は寡く、書籍
もなければ、人々我等を學館の師とは思ひよるまし
と言ければ、貞助甚憤れる氣色にて、忽ち辭あらく
云けるは、日本人僮等に對して惡意なし、但其望
む所は、強ても遂得ざる事あらんやと、予もこれを
聞て憤り少からず、答けるは、凡全世界に俄羅斯帝

傍に書せり、
一毎日貞助來り、朝より晩に至るまで習學し、只午
飯の時休むのみなり、天氣の悪しき時には、午飯も
牢内に持來りて食せり、

日本人の我等を置所は、常の罪人を入る牢とは
異にして、名付て置所と云、罪人を入る所をはロ
ウと名つくととなり、日本人の説を聞に、ロウにて
は火を燒事を許さず、并煙草、茶、酒なども與
へず、喰物も籠にして、只飯のみなりと、是に比す
れば、我等か居所には煙草、茶を許し、四五日一
度つゝ酒をも出せり、初め置所とは軍俘を置所
ならんと思ひしに、後に聞く、やはり日本人の罪
ある者も置よし、これによりて貴き者の牢なる
事を知れり、

彼俄羅斯語を覺ゆる事速にして、不日に俄羅斯文
字をも書習ひて、其會得せし詞を直に俄羅斯文字
にて書記する様になれり、是は熊次郎には絶てな
き事也、又我等より一語教示する毎に、細かに日本
文字にて書し、其義理を詳に注して後、又他の詞を
問へり、

の外、我等を強て事をなさしむるものあらんや、殺
す事は容易なるへけれども、威力を以て屈服せし
むる事はなすへからずと互に怒り争ひ、終に貞助
は怒を合て別れ去れり、按ずるに、此論信しつたし、かれ
へし、此他時々の如き、たまく邦人の見聞を飾りしなる
事あり、見る人察すへし、右のことく争ひければ、爾後
必ず我等に好からぬ事の出來へしと思ひしに、何
の子細もなし、一日過て貞助早朝に來りて、甚た温
柔に應對し、前日不敬の罪を論し、以前の如く懸
意の交をなさん事を請ひしゆゑ、予も其時の不興
なりしを謝し、速に和睦の思ひをなせり、此日は彼
弟なりしと云し者を、只同伴の客の如くして將て
來りしか、二三日過て貞助予に云けるは、是は實に
奉行の方に在家する者にて、遂には通事になさん
とするものなり、若彼を教へ給はらば實に幸なり
と、其詞甚た丁寧謙遜なりしかは、予もまた丁寧
答へて、日本人と俄羅斯人と互に和睦して親しき
國とならば、其時は此少年のみならず、猶幾人なり
とも俄羅斯國へ伴ひ行て、俄羅斯語はさて置、其他
の藝術をも教ゆへし、然ども、日本と俄羅斯との間
和睦ならざる時には、彼を教るも無益の事なりと

云ければ、其後は貞助も此事は云出さざりけり、嚮に奉行の我等に云聞せし事は、實意なりや否は知れされ共、日本政家に於て我等の詞を信用せるとは思はれず、其ゆゑは前に予か翻譯とて出せる、デイヤナ自注、船名より送りたる書簡に就て、日本人の疑念尙はれず、其翻譯の違なきや否を糺さんとの巧みとみえて、或時官吏來りて大なる紙を四つに折り、其一分に彼書簡にありし詞を、我字韻を順次に輯録し、我等か名及デイヤナの役人の名を除きて書せず、我等に示して此紙面の一分に記せる詞を、諸厄利亞語、拂郎察語、及和蘭語に譯して白紙の所に書分け出すへし、此書面は王都より送り來るものにて、誰人が書せるをしらされども、和蘭語をされる日本人の書たるものなるへしといへり、自注、保場佐十郎書して質問に出せるものなり予これを見て、其偽言なる事を察し、予も亦偽りて云、此等の語は何所の語なりや、予も解し得ざる詞往々見え、其内には全く俄羅斯語に非ざる文字も綴りありて、是は全く俄羅斯語を知ざる者の書せるものならん、我等之を譯し得ずとて辭しぬ、其書中或はこ、自注、俄羅斯を亡の字、エ

にかへ、自注、へを亡の字、カに變したる等あればなり爾後貞助予に告て云、和蘭人のラクスマンと云者ありて、好き祿を得て江戸に住居し、生涯歸國せざる約束にて、天文地圖等の事を勤む、自注、保場佐十郎の事ならん彼書は其者の書記したるなりと、予又彼官吏に云けるは、我等此俄羅斯語に他邦の語を充て記しなは、和蘭通事これを見て、己か意にて和解すへし、然る時は我等か意は正直には違すまし、如何となれば、和蘭人は元より俄羅斯人をは甚た好まされはなり、其故は往時レザノフか日本に使せし時、和蘭人中に立て大に自國の利をなせしといふ事あればなり、且此書面も一綴りの全文ならば其儀を明白に説き得へけれども、斯の如き單詞にては解し得へからずと、彼官吏これを聞て、和蘭人か日本人とレザノフとの間に入たるとは、如何なる事にやと問へり、予云、嘗て諸厄利亞國人の和蘭の海船より奪取れる書簡あり、此書面に和蘭人の記せるには、レザノフ日本に至りし時、其地に居たる和蘭人、中に立て日本人に教へ、俄羅斯人

の再び日本に來るの望みを絶しむる様に取なし、大なる幸を得たりといふ事を載たり、

予往時、リコルドと共にデイヤナ自注、船名に乗て、諸厄利亞國の玻爾都模胡多自注、港の名、諸厄利亞國物斯多瑟斯の部に屬する港なり

に行し時、其國の官人フロインといへる人に逢へり、此時リコルドふとレザノフか死せる事を語りければ、フロイン云、レザノフの死せるは幸なり、若尙生てありなは、和蘭人に聞けられたるを何はさか憤り悔むへしと、リコルド其子細を問しに、彼又云、往時和蘭の海船拔答非亞よりアムステルダム自注、和蘭都府の名に返らんとする海上に於て、我邦の海船ゆき逢てこれを奪ひ取、玻爾都模胡多に引來り、常法の如く其船中の書札を取上げ見るに、拔答非亞の長官より本國に送る書翰あり、其書中に日本長崎に在留の和蘭人より、拔答非亞の長官に送れる書翰中の事を記して云、レザノフ日本へ使せし時に、彼和蘭人其間に入りて通辯し、大に和蘭國の爲に利益ある事をなせりと、其故は日本人に俄羅斯國の事をあ

しさまに説して、俄羅斯の交を斷しめ、再び日本へ來る事なき様に答をなさしめたりとありしよし語れり、予此事を聞て、葛模沙都加に返りて、我政官に訴へしかは、これ亞墨利加の俄羅斯商館の諸官人に告知らせ、皆其事を心得居らしむ、

彼又云、その事あらは何ゆゑに疾く告さるやと、予答て、今我等の事に就て、和蘭人の關る事ありとは知らざる故、今迄は告さりしなり、今これを告しは、もし今又我等と日本人との間に、和蘭人挟まりて害をなさん事を恐れてなり、且和蘭人は元より廣く東印度に交易をなせども、斯の如く姦猾にして信義の交りなき事、諸厄利亞人に見あらはされ、我等も聞如くなれば、彼か貪慾姦猾なる事、やかくて天下の諸邦に知られて、人々に嫌ひ惡るへきの基にそありけると、是に於て彼書面に、他邦の詞を記す事は止たりしか、俄羅斯語ばかりは解すへしと責けるゆゑ、已事を得ず其意に従ひ、數日かゝりて是を日本人に諭し、彼等も大に心を勞し、我等も力を竭して漸く成れり、又ホウシトフの書面も、

斯の如く再び譯をなすへしとて、甚困難なる業とも多かりけり、

和蘭人ゴール云、此に我和蘭人に罪を負せたるを見て、我邦の人心を痛むる事なかれ、もし俄羅斯人自分我邦の人に對して、かく誹謗せんには、吾に取て恥へきなれども、彼も今是を諸厄利亞人より傳聞せしとて、彼等か危難に逢へる時の自解になせし事なれば、予も憐みて強て咎めす、

一千八百十一年、自注、我文化九年、我等か事を王都より命し來れる事はなきやと通事に問ふ毎に、未たしらすとのみ答へ、只我等か身上遠からず僥倖あらんといへり、自注、我文化九年、第一月、熊次郎とともに私に告げるは、奉行備等を別宅に移し、諸事今より改まりて尙好く遇すへし、日本の正月には其事を發すへきか、我等是より先已にこれを看守等よりも聞しかと、彼等か詞に偽多ければ、只我等を慰むるためならんと思ひて答けるは、其新宅に移し、尙滯留せん事は願はず、只嚮に願ひし如く少しも早く本國に歸されん事を欲するなりと、其後は第二月

自注、我文化九年、の來るを俟かねたり、年壬申正月、一新年には、奉行より我等に新らしき衣服を贈らんとて、其色品及縫裁等の望あらは告へしとなり、我等其厚意を謝して答けるは、我等右等の贈物を受へき謂れなし、且囚の身にて衣服に好みあるべき様もなし、此服にて事足ぬと辭しけれども、奉行よりは非に贈與ふへきの意なりとて、通事に命してヘレフニコフの服に習ひ製すへしとて、數日過て、其衣服を贈り來れり、我等三人には同じ色の羽二重にて綿を入、裡は予に與へしは綠色にて、ヘレフニコフとモウルは藍色なりし、
モールとヘレフニコフは、此贈れる服を着せしか予は改めされは、奉行より人をもて、何故に贈れる服を着せざるや、甲比丹は其屬下の者と同色の服を用ひけるゆゑかと問へり、予笑て俄羅斯に於ても、同色の羅紗の服を着せるなり、但其品級を別つには、外に表章ありと答へしかと、尙疑へるや、別に他色の服を製して贈れり、
水夫等には、灰色の綿布に綿入たる服を與へたり、凡て彼より贈れる服の裁縫拙くして、模樣に出せ

る服には似もつかず、日本人等も比へ見て其拙きを笑ひ、歐羅巴の巧なるを賞せり、

一千八百十一年、自注、我文化九年、嚮に牢内の様子改れる後は、看守等常に我等か側を離れず、共に爐を圍て煙草を喫し、雜談なども甚た親しく、時々菓子茶など惠めり、然れども甚た隱密にて、上官の許しなければ猥に物も贈る事能はず、凡て日本の法にて、要なき事も甚た綿密にして、萬事隱風俗なれども、凡夫の情なれば、遂には事の序に語り出して大方は聞知れり、或日クルル詞を知れる看守人の語りけるは、ホーシトフのエトロフを擱せし時、其徒の内へルシャケン自注、按、俄羅斯の境内種族の名、の人、ホーシトフか船の出帆せし跡に、酒に酔て濱邊に残り居たるを、日本官人の許なきに、クルル人等鎗にて刺殺せり、よりて俄羅斯の事も聞正すへき便を失へり、若彼を殺さ、れば、俄羅斯の事實も詳に知られて、日本と俄羅斯との間も早く和睦し、備等もかゝる不幸には逢ざるへしといへり、又此時に間に、アレウテ自注、按、高嶺沙都加の東海の中一帯に散在せる諸島の名、の人ヤコフといふもの、ホーシトフの船を遁れ、サガリン自注、北に居しか、

其後シケウルポイク自注、を患て死せりと彼の語りしとて、我等か冤を解くへき證據となる事あり、嘗て彼かホーシトフの船中に在し時、俄羅斯人等か話に、政家の許しなくて、商船をもて日本地を襲ふ事はならざる事なりと、屢聞けりしは、彼はホーシトフを怨むる事甚たしく、日本の官人に兵器を請ひ受、海岸に忍び居て、再びホーシトフか上陸するを視て彼を刺殺し、己か怨を報はんといへりしよし、彼のかくホーシトフを恨むる起りは、嘗て船中に在し時、いたく酒に酔たるを、ホーシトフ嚴しく呵責せし故なりと、

其後、貞助よりも聞しか皆同様なり、蓋此事のみ隠す事無りき、
アレキセイか考には、ヘルシャケルを殺せるは、クルル人にはあらず、日本人なるへし、クルル人等は日本人の許なきに、恣に彼を殺すへきの謂れなし、其故は、數年以前日本人松前の山の地に住めるクルル人を攻たりしか、力を以て伏する事は能はざれば、詭計を設けて和睦なし、其歡の宴なすへしとて、大なる家を作り、クルル人の四十歳以上の者、及

勇猛なる輩に飲食をふるまひたり、クリル人は性酒を好めは、此饗應を悦び飽きて飲たり、日本人は偽り酔へる様にもてなし、漸々に皆其席を避け、盡く其家を出ると、直に外より其戸を閉、彼等を出さず、かねて壁に設けし孔よりクリル人等を鎗にて刺し、或は弓箭をもて悉くこれを殺し、其首を刎鹽漬にして、王都に送りて、其勝利の證となせしとなり、我等アレキセイか此話を聞て一同に震慄し、此の如き不仁なる日本人は、我等を如何にかせん、右の如き憂き事にも逢んかど、何れも色を失へり、アレキセイ又云けるは、此事を疾く公等に語らば、必覺悶すへしと思て今迄語らざりしなり、又此外にも此類の事、日本人より聞たる事多けれ共、憂を増す事なれば語るましと、我等笑て夫は無益の斟酌なり、已に其一を聞たれば、尙珍らしき事あらは語るへしと云しかは、我等か意を會得せざるにや、其他は語らざりき、第二月は日本の新年なりけれども、我等か爲の新宅の事はいひも出さず、此は年始の祝にて事繁ければ、我等か事を思ひ出さず、ごとも此月の中比より前には、約束の事も云出すま

しとて俟居たり、日本にては年始の賀祝は、全く正月中ありと見えたり、然れども其重きは、新月より満月の間二七日の内也、此間は裁判所も閉て休み、府中の人互に往來し、慶賀の饗應をなす、後の半月より漸々己か職業にかゝるなり、年始は第一の祝として、人々新衣を服し、家居を飾り、市中の相知れる人々互に往來相賀し、其府にあらぬ知友には、皆書簡を以て慶賀を述るとなり、それゆゑ通事及看守人等、其以前に小札に姓名を書、或は年始の書翰を出し置事なりと、姓名單を其訪ふ所の家に置いて、年賀の標とす、貞助我等にクナヅリの官人に贈る年始の書簡なりとて、翻譯し聞せしか、其大意は、舊年の安全を賀し、又新年も相かはらず、互に萬祥なるを祈り、共に和親し、交を結はん事を願ふと云意なり、然るに、我等を欺けるのみならず、待遇さへ尙疎にて、朝夕唯米飯と鹽漬の魚肉一片のみにて、改る事なし、新年五六日の内は、官吏はもとより通事さへも來らず、其後通事來りければ、備の前に云し事

は皆空言にてありけるよと嘲りければ、熊次郎答て、未だ新宅へ移らしめざるわけは、今は魚漁の最中にて、海邊の人民悉く漁に出て事繁く、彼新宅は舊冬の内雪を拂はすして、軒端迄雪に埋れ、今其雪を拂ふ人夫なきによりて遅延に及ふなりと、此遣辭こそ實に笑ふべき事なり、此府中凡五萬の人口ありといへるに、さばかりの事をなす人なしといはんや、愈我等を欺きなくさめおきて、備等の學問に便せんとするものならんと、思ふまゝを演げれば、彼笑て夫は全く備等の心得違なりといへり、厄日本紀事、

同九壬申年二月中旬、奉行俘囚の扱ひを寛め、松前近郷の逍遙を許す、この頃間宮林藏松前奉行支配在任、かれに面し、天文測量の事等を問答す、
一千八百十二年第三月の半頃、自注、我二奉行よりの許にて、我等を松前府の内外を逍遙せしむ、其行程凡二時計自注、保按に、凡四里半、の所へ二度誘はれたり、其時は官の同心五六人、通事一人、及酒、茶、食糧、筵蓆等を荷ふ者隨從し、并府中より嚮導の者も出たり、府より四十町許隔りたる山に屢つれ行けり、其路

は濱に沿て行なり、此時予思に、我等一二の武器あらは、直に通れ走らん事かたからしと、其策は海濱に一二の船あらは、機に臨て是を奪ひ去へし、予此意あるゆゑ、常に海濱に逍遙せん事を望み、且我等か路用の糧は、常に身を放さず持行けり、我等か企を察せるモールは、常に乞て遠く城下に離るゝ事を欲せすして、遠路は脚痛の患ありといへり、日本人は、腰帯に長短の二刀を佩ふ、家に入る時は長刀を取て下に置けども、短刀は身を離す事稀なり、偶に取て置ことあれども、必ず須臾の後これを佩ふ、實に短刀は彼か爲には朋友教導とも謂へし、

一千八百十二年自注、我文、第三月の末自注、我二、看守及通事等皆云、備等近き内に牢を出て別室に移さるへし、今まで移居の遅延せし憤を散すへしと、爾後熊次郎來てモールに向ひ、新宅に俄羅斯人の廟を作るへきか、如何様の形に作りて可ならんや、圖をもて示すへしと、予笑て如何様にて好む所なし、日本人の意に任さるへしと云けれども、強て其圖を請求て持行たり、

此事は、熊次郎か實意にて成せし事と見えし、新宅には全くモールか圖の如く廁を作れり、
 一 第四月一日自注、我三の朝より、我等か器用を新宅に運送し、午時過に城に將て行き、奉行の前に出つ、諸官人も列座して命しけるは、今牢より免し出して善き宅に移らしむるなり、此宅は日本の貴人の住居せし所なり、今又待遇も厚かるへし、愈日本人と和親し、兄弟同郷の人の如く交るへしと命し、終りて皆座を退けり、

一千八百十二年、自注、我文、化九年爰に間宮林藏と云者を、通事件ひ來りて告て云、此人は星學量地の術を知るものにて、近頃江戸より來りしなり、政官の指揮にて歐羅巴流の醫者の考にて、シケウルホイク自注、病名を治する藥劑を持來れりとして出して、示せり、夫は二の硝子口の橙汁と、多くの回青橙、香橙、并香氣ある乾たる藥物なり、此を少しつ、我等か飲料に加へ用ふへしとなり、此時同じく奉行よりとて、砂糖四斤と蕃椒を砂糖にて煮たるもの、一筐を贈られたり、
 奉行會て屢砂糖、胡椒等のものを贈れり、

予察するに、右等の物を贈りて量地星學等の術を、我等に學はんと要するの心なるへし、やかて林藏測量の器を出し示せり、夫は諸厄利亞製の銅のセキスタント、羅針を設る地經盤、及測量に用る水銀等なり、歐羅巴にては此儀器を如何用ゆるやと問ひ、終て居りて、彼か所々測量のため旅行せし土地、并見聞せし風俗等の事を語りけるゆゑ、我等も大に珍らしき事に思ひ聞居たり、彼は日本にても其術に巧にて、能く諸方を遍歴するに名ある者と思え、彼か邊境を跋渉せしは、日本にては甚奇異の者と稱せり、彼跋渉せし所は、クリルの第十七島サハリン、自注、北滿洲地の黒龍江まで到りしとなり、彼か旅途に攜る所の食物を煮る鑪なりとて示し、我等か爐にて食物を煮て自分食し、我等にも與へたり、又米にて製せる燒酒を出し、自分飲み、我等にも與へたり、水夫等甚た此燒酒を悦へり、彼セキスタントを以て、日の高低を測り、本地の緯度を知る等の事は、和蘭書の翻譯せし物を以て其術を考ふとなり、我等は其書なければ、詳に考ふる事能はざりき、

一間宮林藏か話にて、我屬下の日本と互に往來するよし自注、彼我のクリル人を聞得たり、予か嘗日本人より聞たる事共を、爰に詳に記す、

一 初て林藏に逢し時、彼は日本人中の博識にして、且勇氣ある者と聞しか、果して彼か話に、ホーシトフの亂妨せし時、エトロフ島に在て、其同僚と共に山に遁れしに、俄羅斯より放てる銃丸に中りたれども、急所ならざれば幸に恙なかりしと、然ども一人の同僚は俄羅斯人に捕はれしかは、必殺されたるへし、林藏は其後、政官より褒美せられしといへり、毎に自分誇て云けるは、日本人三艘の船を以て、オホーツカに到りなは、其所を微塵に打碎き、ホーシトフの怨を報せんと、予笑て何ぞ及はん、僅に三艘、三十艘若くは、三百艘の船を以て襲ひ來るども、一艘も恙なく返る事は成ましと答へければ、彼不快の色をなして、日本人も俄羅斯人と戦はんに、勇氣の劣る事はあらしといへり、彼は日本人中にて自分勇氣に誇りて、我等をおごさんとしければ、我等これを笑のみならず、日本人にも又嘲るものあり、又彼日の高さを測りて、南北緯度算する

法はしれども、月及星の太陽を離るゝの度を測りて、東西經度をしるの法はしらざれば、其法を我等に請ひしかども、經緯表と星曆の書なく、且通事等は稍々當用の事を辯するのみにて、術理の事は通辯なるまじとて辭ければ、彼は甚我等と不和に成たり、彼又云けるは、近き内江戸より和蘭通事と日本の學者こゝに來りて、備等か學術を試むへし、其時は備等も、必其事を詳密に辯せしめらるへしと、さて又此新事出來て甚た快からざりき、如何とすれば日本人等威を以て、我等を學術の師となさんとするか、モールは已に日本人と隔意なく親み交りけれども、度數の學はしらざれば、ヘルフニコフを其師とせんと定む、彼は其學に長せし人なればなり、

○ 林藏をば讐敵の如く思へども、接話する時は隔意なく、種々の事を問出せり、貞助か説と殊なる事あり、林藏云けるは、日本人の俄羅斯人を仇とする所以は、原より和蘭人は實意をもて、諸邦の事を我邦に訴ふ、嘗て和蘭人告しは、俄羅斯と諸厄利亞人には心を免すへからず、此二國は合從して拂郎察

及其同盟の國に軍を送、

和蘭人は、日本人に俄羅斯及諸厄利亞國人を疑はせたるは、諸厄利亞の甲比丹フロウフトンか日本港に到れる時より、已に其説を起せるなり、自注、蓋按に、諸厄利亞の甲比丹フロウフトンは寛政年間松前の海上に来れるものなり、

又東方の諸邦を奪はんと志し、俄羅斯は陸地、諸厄利亞は海上にて、互に力を合せ諸邦にはたらし、支那日本をも己か屬下にせんと欲す、其證據は俄羅斯人已に日本地の境にまで屯成を置き、止白里アトランド自注、保按に、當にアトランドに作るへし、及クリル諸島等には、二國の堡砦許多あり、又諸厄利亞のフロウフトン、嘗て日本の海上に到りし時は、諸厄利亞と俄羅斯と共に軍を起して、拂郎察を攻し時なりと、貞助か説には和蘭人告しは、諸厄利亞人の日本海濱を捜りしは、爾後襲ひ入んの企あるゆへなりと、予皆虚説なりとて、フロウフトンか日本海濱に來りし縁故を説き、また和蘭人貪慾深きゆゑ、もし日本人の俄羅斯及諸厄利亞と交易せば、己か莫大の利益を失ひ、且今迄の如く無法なる高利を得る事もなるましと恐れて、かく種々の謠言を設けしものなり

と論しければ、貞助は予か言に服して、如何にも和蘭人は甚た利を貪るものなれば、左もいふならんといへりしかども、林藏は全く服せず、此時貞助語りけるは、日本人は甚た諸厄利亞人を仇敵とし、若し其船日本の海濱に到らば、殆んど備等か如く糺明せらるへし、其ゆゑは、レザノフか長崎に來りし後、二年過て長崎の海上に、俄羅斯の旗章を立たる大船見えければ、長崎奉行速に和蘭人數人と日本人とを、小船にて到らしむるに、彼船の人和蘭人を盡く捕へ、日本人と和蘭人一人とを返し告しめけるは、此船は諸厄利亞國の船なり、今和蘭人を捕へしは、當時諸厄利亞國と和蘭の戦争あり、因て彼をは俘となせしなり、もし日本より牛豕許多を送りなば、彼を許し返すへし、其報を俟の間、此港の周りに小船を下し、海の淺深を量なといへり、是に因て和蘭人、長崎奉行に乞て牛豕許多を送りて、和蘭人の捕はれを免されしなり、其事情柔弱に過たるに因て、奉行は自殺せり、此より諸厄利亞人は仇敵と思ふへしと、國中に令せることと、按するに、人、長崎港報籍に及びしは文化五年なり、諸厄利亞船其國の部に詳なり、併せ見るへし、

通航一覽卷之三百五

魯西亞國部三十三

○蝦夷地亂妨始末 クナシリ島

文化九壬申年二月十三日、魯西亞船何れの浦に漂着すとも、速に打拂へき旨、老中下知狀松前に到着す、よて奉行支配向及び南部津輕兩氏等にその由を達す、文化九壬申年二月十三日、村垣淡路守より荒尾但馬守に按するに、ごもに松前奉行贈る去月廿七日之狀松前着、

昨廿六日大炊頭殿、按するに、老中御直伊勢守に、按するに、松前奉行小笠原伊勢守御別紙之趣、御口上に而被仰渡、御書取御渡被成候間、則今便刻附御用狀を以差進申候、場所々々へも不洩様、早々御達御座候様存候、尤前條之趣、當方にて爲手繰、南部、津輕兩家へも申達置候様被仰渡候間、則申渡候、尙其表にても御達有之候様存候、按するに、老中書取おひ雨、部津輕兩氏連書等、下に附す、追而御別紙之通相心得、尙當方にても南部、津輕兩家には、今日間に合不申候間、明廿八日呼出申

通航一覽卷之三百四終

予其時、貞助に向ひ和蘭人は兇惡の貨物を齎し、高價に賣て人を欺く事を知らすやと云ければ、貞助答て日本の官吏等よくこれをしれども、舊例を改る事を欲せず、從來齎し來れる品の變らされは、其善惡には拘らすといへり、又和蘭人諸厄利亞と戦争の間、計策をめぐらし、日本に歐羅巴の貨物を送らんと欲し、其同盟の邦の船を借りて、和蘭の幟章を立長崎に送りしに、其船及人物の以前に異なるに、貨物の例よりは上品なるを疑ひ、其貨物は多く諸厄利亞の産なるへしとて、官より命して盡く貨物を再び積納れして、其船を追ひ返せしとぞ、遭厄日本紀事、

達候積御座候間、則達按も爲御心得差進申候、
 同年正月廿六日、大炊頭より小笠伊勢守に渡す、
 クナヅリにおいて捕押候魯西亞人、并ラシヨワ人
 ども按するに、魯西亞の屬島なり、此節不及差返、其儘留置候様可被
 致候、尤此上蝦夷地之内何れ之地方にても、魯西亞
 船着候は、假令漂流之様子候ども無用捨打拂、決
 而上立不申様取計可申候、此段奥地末々までも心
 得違無之様、精々支配向之ものどもへ可被申合候
 事、
 書面之趣、南部、津輕兩家へも於當地相達可申候事、
 同月廿八日、村垣淡路守より南部大膳大夫、津輕越
 中守家來に達、
 クナヅリにおいて捕押候魯西亞人、并ラシヨワ人
 ども此節不及差返、其儘留置候様可致、尤此上蝦夷
 地之内何れ之地方にても、魯西亞船來着候は、た
 とひ漂流の様子候ども、無用捨一圖に打拂、決而上
 け立不申様取計可申候、
 右之趣、土井大炊頭殿被仰渡候間、此段申達候、
 正月、以上、魯西亞一件取裁難事、
 同年三月廿四日夜、俘囚の中六人逃亡す、よて奉行支

配向及び津輕氏家人をして、東西を尋ねしむ、
 文化九年四月五日、荒尾但馬守より小笠原伊勢守
 に贈る御用狀之内、
 先達而申進候通、魯西亞人并ラシヨワ人ども、御買
 上之明家補理引移り、尤外廻り取締之儀は、津輕家
 に申達見守爲致、支配同心どもをも附置、其外手續
 等は是迄之通爲致置候所、魯西亞人七人之内、別紙
按するに、この別紙下に載す、去月廿四日夜中、置所南之方板塀之下
 土を穿ち、同所より出奔致し候段申聞候に付、早速
 支配向并津輕家へも爲申談、東西最寄夫々相尋さ
 せ候、按するに、これより以下四月四日迄捕の事を記す、こは次卷に載す
 同日進達之内、
 揚屋入
 ガワ ビン 申三十七歳
 ヘレフ ニコフ 申三十七歳
 マカ ロフ 申三十三歳
 シカ ヨフ 申三十一歳
 シーモノフ 申三十九歳
 ワシリ エフ 申三十歳
 右は、去夏クナヅリ島に而召捕候魯西亞人七人之
 内、書面六人ものども、去月廿四日夜中、置所南

板塀之下土を穿ち、同所より出奔仕候段申聞候付、
 早速支配向并津輕家へも爲申談、相尋させ候、靖北
 録、
 一千八百十二年第四月の廿日自注、我文化九にならけ
 三月廿一日、按するに、
 年三月廿一日、按するに、は、葛模沙都加に冬を越たる、
 この所きたる期近きたり、時宜を得てのかれ出
 て、船を奪ひ去んと志す内に、水夫等か倉忽にて、モ
 ールまたく疑念を起し、再び我等に隔意あるや
 うになりぬ、また思ふに、松前の海邊は大小の村落
 蔭かごとく、その海邊に繋ける船は、尤厳しく看守
 すへし、されど事のなることならざるは天にまかせ、
 まつ走りて山中に入らんと、無法に定たり、
 一同月廿三日、自注、我三
 月廿四日、市街の外を逍遙せしかば、
 燒失後新に建立せる寺に至り、みん事を請へり、
 日本人、我等を逍遙せしむる毎に、寺社に連行見
 せしむるに、少しも忌さるふ氣色もなし、歐羅巴
 人の妄に宗法を偏執する輩は、他邦の人その堂
 宇に入ことを許されども、日本人はかゝる偏執
 の事なきとみえたり、我等常に堂宇に行て所々
 見めぐり、堂の縁によりて茶酒烟草を喫し息へ

り、その堂の内は、よく羅瑪教の堂宇に似て、種々
 の影像を安置し、燈籠に火を點せり、
 我等この堂をみるを名にして地理を試み、野に出
 て野葱自注、松前方言、およひ野蒜を多く採けるか、モ
 アイハカマ、は我が出奔の企に心付かきりしとみえたり、
 日本人は野蒜の嫩なるとき、取て食用とす、然れ
 ども野葱を食せず、この草はシケウルポイク
自注、種
 病の類、治する功能あり、その病は此土に甚た多
 けれども、この草にその能ある事を知らずとみ
 ゆ、我等野に出ること、この草を採食用にせん
 とて、勉めて貯へ置けり、
 家に歸て甚た疲勞せしとて、打かふりて臥たり、暮
 に及て水夫等に庖厨に入て一の小刀を偷み、夜半の
 小半時前頃に、シイモノフとシカヨフ、竊に庭に出
 て階下に隠れ居たり、このとき夜半の時を告て、津
 輕の卒板塀の外を廻れり、夫より垣の根に大なる
 穴を穿ち、モールとアレキセイを省き、一人つゝこ
 の穴よりくゞり、予その時すへりて膝に小さき杭
 を突あて、甚た痛みけるか、間もなく癒たり、夫より
 窪き道と板塀の間なる狭き路を通り、辛して廣き

道に、駿足に樹木の間より堤を越て、寺の廣庭に至り、尙急きて山の麓に懸りけるか、已に半時計を移したり、夫よりこの山を越んとす、そは次の巻を

一助なれば、後考のため悉く存す。

一千八百十二年、自注、我文、此の頃通事より聞に、我等か身の上の事は善からぬ様子なり、夫は貞助云けるは、松前の諸官人ならひに松前住の人々は、備等か辯解の信實なる事をしれども、王都の官人は松前奉行の意と違ひ、尙偽りありと疑へり、且通事熊次郎は、我等か返答を十分に通辯する事能わす、ならひに告状の書中にも、全く解し得ざる事ありし、予貞助に、日本にては我等をいか、思ひけるやと問しに、夫は何とも定めたる命令もなければしられども、衆説にはみな免さるへしと思へりと云へり、彼全く我が望のたへたりとは云はず、少しは頼みもあるよしなれども、みな我等を慰むるの詞と見ゆ、是によりて、とても日本人の免しを俟て詮なければ、出奔するにしかしと思へり、しかれどもこ

れは、甚た危殆の難事なれば、モールおよび水夫のシイモノフとワシリエフは同意せず、我等モールに向ひて、竊に牢をのかれ出て海濱に走り一の船を奪ひ、天の助を得て力を盡し、葛模沙都加或は韃靼の海濱に到らんこと、全くなるまじきにもあらず、縦令海上にて死するとも、我國人の手に没てのまん水に命を投せんは、かく禁獄せられ命を終らんよりは本意ならずや、抑この事は實に考ふれば、危く思慮なき計に似たれども、また遂まじき事にもあらず、すてに日本船の難風に逢ひ、我國の海濱に漂着する事も數々あれば也と説けれども、モールは同意せず、彼二人の水夫とともに答けるは、夫は計さる僥倖にて、今是をなさんと欲するは、公等思慮の違へる也と云へり、然れども、尙我等の企に引入んと思ひ、日々おの／＼食物を集め蓄へ、給仕するものに隠し、夜に入て是を乾し、小き袋に納めて貯置けり、

一漸々春色を催し、日も長く、雪も融けはしめ、暖和氣候に成ければ、第三月^{自注、我二の初旬より、奉行の許にて我等を牢の外園の庭に出して、屢々逍遙}

せしむ、この月の四日、自注、我二貞助きたりて云けるは、備をして王都に至らしむることを得は、眞に政官に實否を訴へ免しをこふに善かるへし、備等か事に就て、誰一人身に引うけて辨解するものなく、且王都の政官みな謬りて、ホーシトフはその王命にて日本地を襲ひ、また備等も同じ日本の海港、陣屋等を奪ひ取らんとて、きたれるもと思へはなりと、我等察するに、かく云は、この後我等を王都に至らしめんと命あらん時に、拒さるやうに豫しめ意を得さするならん、また貞助か話に、ホーシトフか初度日本地に襲ひ入し時、二三の日本人をこらへ送り、葛模沙都加にて冬を過し、翌年リツセル^{自注、保按に、リイシリの誤なまて、松前の奉行へ贈れるリツウヤの西海中にあり、}また、松前の奉行へ贈れる書簡を持せ送りこしたりと、その書簡は誰より送れるとはなけれ共、その内の詞は、嘗て我等に問ひたる俄羅斯語を拾ひ書ける内に、その書中の語ありしと思へる、且クリル人その書を持来る由なれば、定て彼等に通辯せしめたる事とみゆ、我等其書は何の書たる事を明し知らされども、察するにホーシトフの戦書の類なるへし、今考に、その書簡

の趣意はすへてに全く了解せしとみゆ、夫ゆゑ我等に隠し置て、我等數多辯解せし後、末に是を出してかたり、その虚實を證せんとする企なるへし、その時は、我等か罪なき事を如何説き明らめんとかたり合て、言究りし時、モールおの／＼身の危き事、計りてともに出奔せん事を告たり、是に由てシイモノフ、ワシリエフもその心を變して同意せり、時にアレキセイを如何すへきや、彼等にも同意を明して、ともに出奔せんか、た、しかくして残しおかんか、若彼のみ残し置は厳しく呵責せられん、残し置には我等奉行に書を遺し、出奔の事に就ては彼に聊罪なき次第を演へ置へしとて、その書簡の書を成けり、しかるに其後モール云ひけるは、彼にも我企を明し、ともに將て走らん、彼は諸の草根を能知りたれば、食用の便ともなるへし、且この邊の海路に精しければ、大なる益ならんと、これに由て、アレキセイにその企を告ければ、大に驚き色を失ひ、や、黙せしか、暫して云けるは、予も公等と同じ帝王に仕るものなれば、吉凶に拘らすごにも出奔し、假令海に溺れ死するごも、また日

本人の手に死することも、公等と死生をともにすへしと、皆この言を聞いて、その勇壯の決断を感歎せり、是より何れもともに、その企を商議するより他事なかりき、

一 借牢内をのかれ出るに、二つの計策ありと、その一は常に牢の看守等、大抵兩人つゝ、我等ともに夜中頃までは爐邊に居て、夫より寝に就くなり、且みな強き酒を嗜て多くのめり、日々薄暮に至り、官人のきたらざるをはかりて、十分に酔を盡せり、これに因て、暗夜に風の便よきときを得は、不意に出てかの看守等を縛り、その口を塞ひて聲を發する事なからしめ、かれ等か刀を奪ひ取り柵を越て、ひそかに海濱に走り出て、一二の船を奪ひ、鞆鞆の海濱を志しこき出なん、然ともこの事成就すまじと思は、今一策あり、夜半になり、看守等か寢所に至り、戸を閉し熟眠するを伺ひ、牢舎より遠く隔たる一隅に小さき門あり、是は掃除のとき出入するのみにして、常に鎖したれば、かねて我等か所持せる小刀にて、その柱のよわき所をきり、戸をひらきて遁れ出、水夫の釣臥床にて繩梯を作り、是を以て

牆を越へし、但し我等皆兵器なければ、我等かものをさらすにもちゆる長竿を執て鎗に代ゆへし、クナヅリに上陸の時、乗りきたれる小船の帆の下に、水夫の釣臥床へ入置たり、俘となりて後かの帆を以て物を覆はんとて、日本人に乞けるか、夫は與へずして、箱館にて釣臥床を水夫に與へしゆゑ、これを以て繩梯を作るへしとおもへるなり、

さて其便よき夜を俟けるに、第三月八日自注、我二東月八日風吹て、雨霧交りの天氣故、この風數日つゝきは、鞆鞆の海濱に至るに好き便なれば、船さへ奪ひ取なはと思ひ、その夕暮に心かまへをせしに、看守も心つかさりしか、間もなく天氣晴れて星か、やき、風も西に轉しければ、是非なくその夜は思ひこゝまれり、
一 其後二日過て、また前のこゝく風吹き、願ふ所の天氣なれば、予へレフニコフに議りて、明曉こそ本意を遂へしと云しに、モール俄に心かはるにや、我等か企の是非を論せず、唯自分思慮して運の來るを俟へしと云へり、予これを聞いて驚きうれへ、かれ

を論し、諫れども絶てきかず、尙色を變して予は小兒にあらずと云へり、かゝる上はモールなくとも、我等かのかれ出るに障ることなし、これより再びモールには、我等か内慮を談すへからすと決せり、何を云てもモールもまた聊取あはさりき、かくモールかたちまち心變りせしより、我等をさけきらひ、説話する事も少く、我より問へは短く答を成せり、これに反して、日本人には甚た親しく、諸事日本風に似せ、官吏と談するにも、歐羅巴風を止て自分謙遜し、彼に従屬するものゝこゝくして、日本人を尊敬し、その追従するやう實に驚くへく、興さめたる事のみなり、モールかかゝる振舞にて、我企は甚た覺束なき事となりぬれば、予モールか口を制して、この企を洩れさらしめ、且モールに罪のからぬやうに、彼はこの企には全く關する事なき趣を書して、奉行に遺し置へしと思ひしか、水夫皆これを止めて、モールに其事は委ねかたしとて、モールの覺束なき事を多くかそへあけたり、是に由て、予再び按して、一先彼と和睦し、陽諫に従ひ出奔の事はおもひ止り、天運を俟者のやうにもてなすへ

し、嘗て通事の告しには、暖和の氣候に至らば、我等を日本人の導にて、府中の所々をみせしむへしと告し、その時府外に出る事を得は、勇を奮てのかれ去るへし、さすればモールに妨らるゝの心か、りもなく、危き事もあるましと密に示合て、その事を行ひけれとも、モールは尙心とけす隔意を抱けり、
一 かくて奉行の廳より、直に我等を移りをしむへき所に導き行けり、その所は城の南門へ對し、堤と絶崖の麓にして府の中央に當れり、外圍は板塀ありて遮欄を絶し、その内はまた板塀にて二に別てり、その一の庭には、喬木四五本も茂れる樹木許多あり、是我等か居室の圍と云へし、また其一隅には小池あり、その側に塵塚あり、これを望めは島のこゝく、池は湖水のこゝくみゆ、
○ 本人は深く園圍をこのみ、樹木を植、池渥を掘て、山水をこのみ、景色移して樂とす、我等府下を逍遙せしときに、所々假山水あるを見たり、大抵樹木を植てかこみとなし、池を掘、水中に土石をたゝみ島嶼に象り、水崖を模し、小舟を泛む、か

くのこときの好事は、貧賤のものと云へども、その分に應し造る事なれば、富貴の家には美觀の園地少からすと云へり、但松前の地は、園圃を築には好からすとみえて、格別大なる園はあらず、日本の内王侯貴人の家には、大園圃の壯觀なるもの許多ありといふ、

此我等か園とする所の塀に小き扉あり、我等か他に出るときは、或は長官などの出入にのみひらきて、常は鎖せり、看守等か交代出入するは別に門あり、是は夜は閉れども晝は常に開きて、外なる堤の路に出るよし、さて家居は庭の中隔のことく、その内は格子にて二に隔て、一方は我等の居所にして、その間をまた高き屏風にて隔てり、その格子の後には看守等の居所にて、津輕侯の士卒こゝにおりて守れり、この中間隔の格子にも扉ありて、常に鎖せり、かの歩卒は長短の兩刀を帶し、弓銃をそなへ嚴重に守れり、その長官は常に格子の前をさらす、我等か行狀を以て珍らしげに覗へり、その側に一の房ありて、官卒二人つゝ、おれり、その房よりも我等か居所にかよふへき戸口あり、夜はとちて晝は

常にひらきて、我等か側にきたりおれり、夜も毎度來て檢視せり、またその後、多く室あり、これは給仕のもの、居所、または庖厨なり、我等の居室の外圍に板縁あり、爰より板塀を越て、松前の向地津輕の海峡、ならびに濱邊にある櫓もみゆ、また板塀の隙より覗けは、濱邊にある船と府中の市街も少しは見えたり、但北の方は城と山との外にみるものなし、

松前の城は大なる海灣にのそみ、別に港溱とすへきものなし、こゝに來る海船は、常に岩陰に碇を下し、風波を避るなり、この海灣は所によりて、深さ四尋許もありとききは、歐羅巴の商船は、可なり海岸に近くこと成へし、

居を移せし後は、凡て待遇格別厚くなりて、自由に住居の内を逍遙し、彼此を眺望し、心をなくさむ事もなく、今まで禁せられし事とも障なくゆるされ、食物もまた前よりもよく、意をもちゆる様子也、是凡て身の堪へ易きやうに意をもちひし事なれば、我等において快き事ながら、奉行の諭せし詞の心得かたきは、今より日本人を我等か同郷の人

のことく思ひ、親しく交るへしと云るのみにして、只一言の俄羅斯にかへすへき詞をきかず、今までは言ことに、此度は日本人を同郷の人と思ひ交れどは、生涯日本におりて、俄羅斯の事はおもひきるへしと云意ならん、按ずるに、この度は云然らば曾て企たる出奔の事、威力を奮て看守等を脅しのかれ出んか、或は竊に夜に紛れ、しのひてのかれ走らんか、何れにも命を捨て事をとけんぞ意を決し、モールの外は何れも予と同意して、生涯日本の囚とならんよりは、すみやかに死することまされりと誓ひたり、

一日毎に來訪える官吏、通事等、移居の後我等の別に悦べる氣色もなく、ひたすら鬱悒するありさま、前に變らざるをみて意つけるや、我等にむかひ、今かく待遇も厚くあらたまりに、備等か心かなはず、尙心に足さる事ありや、抑またこの後如何して本國に歸るやと按し煩らへるや、もしその事ならば、また政官より命なければ、今の奉行この度は江戸に歸り、務て備等の許され歸國するやうに計らはるへしとなれば、心を安んしおるへしと云へり、

今の奉行の我等かために、務て辯解をなすへしと云へる事は、曾てしは、貞助の話にてきけること也、

日本地の諸方の官廳は、その邊を領する諸侯に屬せず、みな帝家の掌どりにて、おの／＼二人の奉行あり、一人はその國におり、一人は王都に在りて年々交代するなり、事ある毎に、その國に來りおる奉行より、都にある同僚に告れば、都の奉行是を政官の上司に傳へ、政官より指揮する所の事は、またその國に居る同僚へ傳へて、萬事辨する也、この奉行の職は尤重んずる官なり、扱奉行遠國に在勤するには、皆その妻子を携へる事を許さず、かならず王都に遣し置なり、是はその二心なく忠勤すへき爲に質とし置也、國を領する諸侯も同じ法にて、その妻子は、常に王都に住居せしむる故、諸侯といへども一年はその妻子とともに住し、一年はその領國に至り住する事なりと云、

この頃貞助の話に付て、我等か出奔せん事は、かならず急に計りて、夏の初より前にあらずんばあた

はすと心付けり、その故は、或日貞助の話に、奉行の側にありしとき、王都より來れる書簡ありて、奉行是をひらき讀み畢て、その書簡を手より落して、深く憂ふる氣しきを成ゆゑ、貞助いかなる故にやと問ければ、曾て政官へ白せし俄羅斯人の身の上の趣意、政官の意に合はず、反て若しこの後俄羅斯の船、日本の海濱に近ききたらば、欺きよせて俘となし、その船は焼拂へし、是に依て南部侯に命し、一隊の兵士良將をえらみ、クナシリに備へしめ、海邊所々の備場をも修復し、堅固に守るへしとの命也と云へりと、按するに、前條老中下知狀の旨に照應す。予これを聞て、しからはかならず戦ひにおよび、俄羅斯人のみならず、日本人もともに血に染事を免かれしと云ければ、貞助答て戦はかならずあらん、然とも其軍久しく續くへきにあらず、間もなく和睦して、備等も免され、本國に歸さるへしと、予云、否かく成行は、我等か骨は日本の土となるへし、如何となれば、オホーツカには、日本に敵する程の軍卒は備へず、然るときは、かならず諸厄利亞と議りて軍兵を東洋より廻すへし、然らば幾多の日月を費すへければ、我

等か身の上の落着際限あるへからず、これに依てかならず出奔を急ぎ、俄羅斯船の爰に來らざる前にのかれ出んと思へり、若し我船の日本海上にみえしときは、かならず看守を増すか、或は再び禁獄せらるへしと察すれば也、
一貞助我等をなくさめて云けるは、程なく代の奉行來て、是も今の荒尾但馬守のことく備等を憐み給は、またよき様に政官へ達せられるへし、且荒尾但馬守みつから政官へ趣意を述べられは、備等か身の上もよきに成ゆくへし、新奉行は今二ヶ月を経て到着あるへし、若またその間に、俄羅斯の船こゝに來るとも、容易に海岸に近きて、日本人の偽計に陥り害に逢事も有へからずと、
荒尾但馬守とは、今までこゝにありし奉行の名也、守とはその位を表する號也、是は重き官職の人に、禁裏より許す所なり、この號は常にその本名の下に添ふ、歐羅巴をはしめ、全く世界にこの號に當るへき稱號を聞かず、
また貞助の話に、新奉行は彼ホーシトフか日本人に送れる書簡を持來へし、その書は未だ曾て我等

に示さるるもの也と、さてこの頃中も、日本人より種々新なる問あり、且間宮林藏は實に我等か爲に怨仇なり、彼此地に來て奉行に告しは、さきに我等か辯解せし條々は、ことごとく日本人を欺く巧にて、實に我等はホーシトフの間者にて、日本の海濱を窺ふもの也とて、己か説を證せんとして、種々の事を演たりしか、皆空言にて實にわらふへき事のみ也、貞助其證の一を語りしは、我等エチビアテルス自注、銀貨の名の替せ券書を持てり、夫は廣東にて諸厄利亞の商賣より、請取へき券書也と云、この事甚たあやしむへきと云へるよし、貞助予に、その諸厄利亞の商賣の姓名、并にそのもの嘗て俄羅斯國に有し人なるや、俄羅斯語を知られる人なりや等を問へり、貞助又言けるは、林藏か言にて奉行の意變して、備等を惡しとはおもはねども、王都にては彼か説に泥みて、政官のみならず、衆人皆俄羅斯を仇敵のことく思へりと、二人の通事は斷へす務て、俄羅斯語を學ひ、辭を集めてその義理を書記せり、或とき言けるは、新奉行の爰に來るとき、ともに都に學士を送り來し、直に俄羅斯語の義理藝術の諸説お

よひ所持せる書籍の主意をも聞れせしめんと、由て思ふに、我等を歸國せしむるの事は、日々に消へゆきて、唯待遇をよくせしむるも、畢竟生け置て藝術を學はしめ、彼等か利益にせんと思ふより起りし事としらる、
日本の王都には、我邦の學校のとき所ありて藝術を習學す、但し、その内に住する童幼のみならず、外に居るものも官の許にて、その學校に來學ふなりと、その學術は詳に下に記す、
一我等一統に商議せし企てに於て、獨モール同意せず、却て妨となる事も多く、實に彼は同國の人にあらで、他人の思ひを成せり、彼れもまたみつから俄羅斯人と思はさると思えて、己か親類は熱爾瑪泥亞に住する事など、日本人に明せり、且己か意趣を通事にかたれる、アレキセイ聞て予に告けるは、モールは日本國の臣下となりて、歐羅巴の譯士とならん事を願ふと云ければ、通事答て、若ししからは、すみやかに貴き官祿を與へらるへしと云へり、かく別心なるモールに出奔の事知らせは、たちまち反問して日本人に告ん事うたかひなく、實

に心を寛されざるもの也と思へは、何れにもさま
たけなき内に、我企を取急かんと思へり、

モールか父は、生國熱爾瑪泥亞の人にして、俄
羅斯に來り仕るもの也、但母は俄羅斯の産なり、
この故に彼は厄勒祭亞教に灌身して、海軍の官
舎にて成身せしもの也、

出奔の妨なるは、津輕の歩卒等、我等か側には在
れども、夜に入ても寐る事なく、爐を圍てかたり合
ひ、烟草など吃して、小半時毎に外なる庭を廻り時
刻を告ぐ、その長官は初のことくに、格子の前にて
我等を看守する事も珍らしからずや、唯多分讀書
して時を送れり、

日本人は皆書を讀むことを好み、賤しき歩卒等
までも、守舎に居て斷へず書を讀み、其音聲は、
我國の墓所にて經を誦するに似たり、是を聞て
甚た快からず、耳に倦て反て眠られず、其書は彼
國の記録、軍記等也、皆日本にて板行の書也、その
板刻は鉛に字を刻する事を知らず、唯かたき板
木に刻したるもの也、自注、豫按、歐羅巴諸國の印本は、皆鉛に字を刻せし活字版也、
官の卒伍等は、初の程は甚だ嚴重に監守せしか、近

守舎なく、唯城の内の方に大なる守舎あれども、僅
二人の監卒安閑として煙草のみ喫しおれば、その
所は通やすく、その並木ある長き道を過れば、大寺
の自注、保按、庭前の廣場に至る、爰に沿て眺れば低き
通あり、寺の庭の後に曠野あり、その所より二十町
許離れて山に至る、この山を越るは凡三日路も有
て、海濱に到るへし、さて海濱に至らば一二の船を
奪ひ取るべきなり、

またその一策は、我等府中を逍遙するときに、相應
の船を見付たらんには、猛威を奮て逃出し、船に取
乗らんとおもふなり、右三策の内、この第二の策
は、第一の策に勝れり、しかれども山を過ぎ越る間
には、日本人諸方の海岸に命じて船なごを守らせ、
堅固に備るの隙十分にあるへし、また第三の策は
尤も成し難し、且危き事にて、順風の便と相應の船
を得るにあらざれば施す事能はず、かく何れも十
全の策にあらざれども、何れにも近き内に第二の
策を以てにけ出んと、竊にその用意を成したり、
一會て出奔に携へべき要用の品を集るに、意をも
ちひしは、たとへは我等城外に逍遙せし時、或所に

頃には情て殆ど終夜よく寐、或は小房に入て、紙牌象
棋等の戯をなせる由なり、

かくのことくなれば、爰をのかれ出んには、先我
か寢所臥具を覆ひて、人の臥したるやうになし置、
竊にしひ出て塀の水竇を掘廣げ、這ひ出て海濱
に至り、常に繋ける小船に乗て、ありあふ海舶に漕
付て是を奪取走らん、然ども斯するには、便よき風
なくてはあたはし、またモールは我に與せず、常
に出奔せんかと疑ひ居れば、我等かのかれ出るを
見は、かならず速に看守等に告へし、また爰をの
れ出たりども、市中を夜中燈なく往來する事は嚴
禁なれば、廻夜人に出逢ぬやうに、所々にしひのひ、間
道を経てのかれ出へきなれば、かならず市中にて
時刻を移すへし、その内には追手のもの遠く、我等
か往前をさへきらん、右の策にて出奔せんには、モ
ールに議りて、彼か承引するにあらざれば能はず、
然者二の策は施し難し、困て予尙外に二の策あり、
其一是忍び出て、直に海濱に到るへき所を、道をか
えて城の西に墮あり、墮の内には見かへしのこと
き塀あり、墮に沿て並木の塘あり、この城の内外に

火打鎌のおとしあるをみて、一人の水夫その上に
在て、己か機を引上る體にて俯して是を拾ひ、竊に
懷に收め、また火打石は給仕するものより取置た
り、發火は古き繻絆を纏ちて焦せしを幸にもちひ、
糧は曾て乾し貯へるを、おの／＼革帶の内、或は服
下にかくし持てり、これ等は唯生命を繋ぐへきた
めの品也、また武器の備へも絶て用意なきには非
ず、嘗て我等か園の草中にて一箇の鑿を得たり、是
は工匠の遺せるならん、是をかくし置しか、もち
ひん時には長き棒に取つけて、鎗の代にもちゆへ
しとおもへり、また庭の内の一箇の鋤の有けるを、
我等か室の戸口に隠し置けり、凡て此等の諸物皆
もごより、我にあらざるものなりしか、先かくまて
は集めたり、凡てかく萬事に乏しく窮迫する時は
思ひよらざる事をも發明するものなり、諺に窮は
智の田地也と謂へるも、今こそ身に當れり、ヘルフ
ニコフは鍼盤を造らんと思ひて、衣を詭カりて
縫針の大なるを二本もどめ、また日本の家作は軒
端に銅を附たる所多し、我か居所にもその銅あり
しか、己に鏽腐れる一片を取磨て、その中心に小く

穿ち、一本の針を植、今一本の針に、彼自分磁石の壯効ある石を拾ひ出して感せしめ、指南針となしけるに、よく南北を指せり、その外筐は飯の糊にて紙をかさねた、みて作れり、この器を造るに、ヘレフニコフが艱難少からず、此針に石を付などするを、日本人に見られぬは、かならずその故を深く疑へし、且モールも眼なきものならぬは、彼にみられてもまたさまたげなれば、ヘレフニコフ我かおる房の一隅に居て、竊に是を作れば、予はその側に立廻りて、モールなどか近き來らん様子あれば、ヘレフニコフに知らせ隠さしむるなど、意をもちゆる事尋常ならざりき、

この頃は、我等府の内外を逍遙する事、以前よりは寛にして度を出たり、且通事折にふれては、府中の或家に導きける事も少からず、日本の法として、異國人かその土人の家に到り、ならびに飲食する事を許さ、れども、我等甚た疲勞するに託して、家の椽によりて休息すると言て、その家に入る也、入て見れば茶、煙草、酒、菓子などの備ありて、我等に饗應せし事もありき、

一或日、出て海濱を逍遙せし時、海邊に二艘の漁船繋きあり、また一艘の船の帆かけて近く走るあり、是を曾て願ふ所の幸なれば、竊にヘレフニコフに談せしか、兼て含みしことく刀を奪てのかれさらん事の慥なる蒙もなければ、とけん事は計り難し、我等附來れる官吏等とた、かふをみは、この邊の漁人等かならず來り援けて、我等とた、かはん、また漁船を奪ひ得ることも、彼大船に容易く乗り移らん事も思東なし、且モールは、我等の動作に目を付ければ、我等か色を見て悟るへし、かくてはこの策成就すへからずとて、このことはやみけり、この日宿所に歸ければ、アレキセイ予に告げるは、公等か爲に尤危き事あり、今日モール命せしは、公等か出奔の合ある事を、日本人に告知らせよと、若し備告すは自ら告ると謂へり、また言けるは、公等愈その合を決定せしや、然らばかならず、予を捨置事なかれと願へり、然れども彼か心實を知らざれば、この策を明さす、若し彼に明しなば、危ふみ怕れて同心せず、反て心を變しまたたけを成さん事をおそれ、且この頃は彼とモールと日々私語する事良

久しく、彼が心底量りかたければなり、予思ふに、モールも我等か出奔の企はやみたり否、證據なければ知るよしもなくして、我等か出奔の企ありと、日本人につけんとおもふは、我等の今の身の上を傷める事なく、生涯囚となり、恥辱に沉を快しと思ふなるへし、されど一同大幸を得て俄羅斯に歸り、再び彼に交らば、我等に對しいか計面目を失わんことを量りて、みづから日本人に告げず、アレキセイをして告じめんと計るならん、しかるに、ヘレフニコフはアレキセイ實に我等に左袒するものなれば、秘計を明すとも子細あるまじと言ければ、予は尙意におちず、水夫等も皆アレキセイを疑ひて、彼かモールと約を結んで、モールか爲に心を寄る事を告たり、是に由て予アレキセイに答けるは、出奔の企は當時は先思ひこまされり、但し夏にもなりなば、また慮るべきか、其時モールには如何して得心さすべきや、願くは彼か我等と隔意なきやうに有たきものなり、固より我等實に出奔せんにはかならず備にも知らずへし、モールもまた獨遣し置へきの理なし、何にも新奉行の來る前には行ひ

難ければ思ひやみぬ、新奉行きたらば、曾て我等か書出せしホーシトフ一件の事こそ、彼是いか様に心得、我等をいかやうにあつかふやを見て、その時のやうすによりてモールもまた我等と打ちどけて會議するやうにも成へしと謂へり、モール是を聞て、然らば我等か身の上も安かるへし、新奉行來たらん様子にて、我等も出奔するにもおよはず、又生涯囚となる事もあるまじと言ひけるよし、されば予僞計行れて其二日後より、モールも心どけしと見えて、我等に交るに疑心なきやうなりき、この書を閱るもの、かく予かモールを欺けること、己を利せんとして國友を欺き信を失ふ狡奸のものと思ふ事なかれ、この時出奔せんより外、再び本國に歸るべき手段なければ、この舉に背けるは實にモールか思慮の謬にして、我等か歸國をさまたげるものなれば已を得ずこゝにおよへり、然れば却て彼より我に悪業の罪を被らせたる也、モール心中實に興さめたる事也、讀者これを察せよ、以上、遣厄日本紀事、

通航一覽卷之三百六

魯西亞國部三十四

○蝦夷地亂妨始末 クナツリ島、

文化九壬申年四月四日、江差木の子村において、逃亡の六人を捕へ、松前に送り牢舎せしむ、

文化九壬申年四月五日、荒尾但馬守より小笠原伊勢守に贈る御用狀

先達而申進候通、魯西亞人并ラシヨワ人共、御買上之明家補理引移り、尤外廻取締之儀は、津輕家申達見守爲致、支配同心共をも附置、其外手續等は是迄之通爲致置候處、魯西亞人七人之内、別紙之通去月廿四日夜中置所南之方板塀之下土を穿、同所より出奔致し候段申聞候に付、早速支配向并津輕家にも爲申談、東西最寄夫々相尋させ候處、按ずるに、以れども、載断し、たきにより、昨四日晝江差附木の子村に兩存す、下進達等また同し、昨四日晝江差附木の子村において召捕申候、尤一旦致出奔候儀に付、右之者共は揚屋に入牢申付候、致出奔候始末之儀は、吟味之上追而申上候様可致候得共、先此段得御意置候間、

可然被仰上置可被下候、右は先御届書差出候筋に候は、前文之別紙之趣を以御取調、宜様御取計可被下候、同日進達、

揚屋入 ガワビン 申三十七歳
ヘレフニコフ 申三十七歳
マカロフ 申三十三歳
シカヨフ 申三十一歳
シモノフ 申三十九歳
フシリエフ 申三十歳

右者、去夏クナヅリ島に而召捕候魯西亞人七人之内、書面六人之者共、去月廿四日夜中置所南板塀之下土を穿、同所より出奔仕候段申聞候に付、早速支配向并津輕家にも爲申談、相尋させ候處、昨四日晝江差附木の子村に於て召捕申候、一旦出奔仕候儀に付、ガワビン、ヘレフニコフは揚屋、マダロス按ずるに、水、四人之者は入牢申付候、右之次第に付相殘候魯西亞人モウル并ラシヨワ人ヲロキセ儀も、最初補理候置所へ移替、取締等之儀は是迄之通り致し置申候、出奔仕候始末之儀は、吟味之上追而可

申上候得共、右之段先御届申上候、以上、

申四月

荒尾但馬守靖北

一千八百十二年自注、我文化九年我等か隠れ居し處の周囲の小路は、常々人の往還する處なり、忽ち間近き處に一人の女立て、我等の方を望み居たるを、ヘレフニコフ見付しに、其女手を以人を招き呼ぶ様子なり、是に我等は見付られたりとおもひ、急に間道に下り森の内に通れんと走りしか、いまた其深き處まで至らざるに、此間道の兩側に多くの土民等取かこみ、或は歩し、或は騎馬にて寄せ來り、予とマカロフは急に叢の内に隠れ入しか、餘の者はいまた來らされはその處に潛り居、その來るをまち、其人衆はいかなるものなりやと竊に視しに、土人と思ひしか皆士卒にて、其内に頭たちたるは馬にのれり、皆兩刀を帶し、弓、銃を持たり、みる内に餘の者は忽ち捕はれたり、予は叢の間より、日本人の彼等を縛るをみれば、手を背に廻して括れり、且我等は何處にあるやと問つ、濱邊のかたに引行けり、夫にも士卒多かりし、予とマカロフを尋ぬる様子なり、此時マカロフ予に向ひ、今は如何すへしやと

いひけるゆゑ、予答て、もし今日本人に尋ね出されすは、夜に入て速に濱邊に至り、漁船を奪ひ取、彼小島に至り、夫より鞆鞆に向て乗行へしといひければ、マカロフは唯命に従はんどいへり、然るに、兼て用意せし帆并に鎌、小刀等は已に捕はれし者に持せられたは、日本人の手に入て、予とマカロフは彼鑿にて造れる鎗二本と、小刀一柄をもちたるのみなり、扱叢の内より伺ひみるに、彼間道の兩側を士卒彼是と尋ね廻りけるか、終に刀を持たるもの二人、鎗持たるもの二人、直に予か居たる處に向ひ來り、其餘の數人も弓、銃を備へ、間近く寄來り、爰かしこの叢を探り索め、纔に犬一疋も隠る、計の草の内までも尋求むる様子なり、既に予か處に近つき寄ければ、予も彼鎗を手にとりければ、マカロフ涙を流しつ、此鎗にて防ぎ戰て、日本人を一人も殺すへからず、若彼等一人にても殺しなは、我等皆不幸に命を失ふへし、夫よりは今出て捕はれ、予こそ同等并に水夫等指揮する首長なれば、皆予か命に従ひて是迄通れ來れり、彼等若予か命に従はずして、爾後幸に俄羅斯に歸る事を得は、重き爵を

蒙らん事を恐れて、かく予に従へるなりといひ給ひなは、我等が身を救ふの術なるへしといへり、予マカロフか詞を感じ、直に鎗を地に捨て、自ら叢の内より立出ければ、マカロフも予に従ひ出たり、日本人我等をみて大に驚きたる様子にて、退くこと數歩にして、我等手に執る物なきを見、初めて近づきより、我等をさらへ、兩手を背に廻し、縛りて濱邊なる一村に引行けり、此時予を縛りたるは格別強からず、聊も痛むことなし、又嘲哂する様子もなく、却て予か足を痛め歩行に惱めるを知て、路の高き處にては予か兩手をとり扶け行て、村の中なる一の家に至りしか、爰にヘレフニコフを初め皆集り居たり、爰にて米飯と鹽つけの鯨、蘿蔔及び酒茶を與へ、後又兩手を背に廻し縛れり、初クナジリにて搦められし時のごとく、嚴しき事は絶てなかりし、半時計り此村に憩ひ、夫より松前に至る路に出たり、其路をみれば前後我等か歩みし足跡と、日本人は既に見出せると見えて、標的を立置たり、但し、我等か山に隠れし路は、み失ひたりとみゆれども、其先なる砂地にはまた我等の足跡を認め

たりとしらる、是によりて察すれば、日本人の我等を尋ねしは、全く足跡を尋ねて來りしとみゆ、但し急に廻り來らざるは、若我等か防ぎ戦はんことを恐れしや、又別に子細ある事にやしらす、村を通る時は、毎に土人兩側に出て我等を視る、日本人曾ていひ且書に記せるには、日本人はすへて外國の人に對して、慢り虐くることは絶てあらずと誇りけるか、果して總て觀る人々皆憐愍の意ありとみえ、或處にて飲食をほこへる女、我等をみて泣けるもありき、歐邏巴人は日本人を巴爾巴里亞人（自注、亞非利加洲の國、其土人）のこころ思ふものあれど、此國民の性質愛憐あるは此に知りぬへし、但し、今度警固の士卒等は、まへのこころ懇切ならずして、折ふしは馬にもりたれども、多くは歩行せしめ、又川あるは、以前は必人有て渡せしに、此度は多く自ら歩み渡らしめ、又雨降は別に雨具を與へず、只蓆を與へて雨を防しめ、且村々にて時を憩ひけれ共、暫時にして急かしたるなり、或所にて又米飯、干鯨及砂糖なき茶を與へたり、我等甚疲勞し、特に予か足にて道を急ぐ事能はさりければ、長吏二人の男に

予か左右より、兩手を取扶け行へしと命したりき、予等甚渴し水を請ければ、近邊の川に人を遣して水を汲み飲せたり、夜に入道くらき時は、甚意を用ひて我等一人毎に、前後に燈を持行て、日本官人の夜行するに異ならず、其外にも前後甚多く燈を照して行もの數多あり、嶮阻なる處にては、其近邊の村々より多く人夫出て道を扶く、又大なる森なるある時は、殊に多く燭を照して、殆白晝のこころし、歐邏巴人我等か夜中の旅行を見は、必貴人の葬送なりと思ふべく有ける、予かあるは、皆ゴロウ（自注、イナムツツからいふ）

一翌第五月五日（自注、我四）一小村に至る、この處は松前をさる事百町計りなり、此處にて官吏一人并通事貞助、及官卒數輩にあへり、官吏は我等に向て何の詞もなく、只怒れる氣色もなく、又我等をして不快に思はするやうすもみえさりけり、然れども、貞助直に我々に對して出奔せし事を誇り、且我等の衣服を試み探れり、此時一人の水夫貞助に向ひ、備探りみるも何物かあるへき、其勞を止めよといひければ、貞助答へて、予も備等のものなき事はしれども、是も日本國法にて予か任なりといへり、

倍我等を捕へし士卒等、此所にておのゝ衣服を改め、装ひ出けるか、雨降しかば、其上に雨具を覆ひ、松前の町に近付て、皆々是を脱きて、我等を引て徐々として市中に入けるに、其行列は我等か先に二人の棒を執れる者左右に並て道を開き、次に九人の歩卒各々武器を紐ひ、嚴然として並ひ行、次に我等一人毎に二人の歩卒左右に従ひ、其後にまた九人の歩卒各々武器を持て相従ひ、其後に長吏騎馬にて殿せり、此長吏は我等を捕へ來れるもの也、其勢恰強敵を擒にして凱陣する者の如く、いと傲り顔に歩めり、土民等は兩側にむらかりて跪き、是を觀たり、

一千八百十二年（自注、我文）此獄屋は接するに、松前高き崖の麓にありて、柵を以て圍み、其内は土塙ありて、遮柵を設けたり、其内に大なる家あり、其造り方は初めて松前に來りて入牢せし家に同じ、其内を四に隔て、一は廣く、餘は皆狭し、此所に至れば牢の頭役吉介なるもの來れり、

此男は、官の卒伍にて、帶刀を免され、罪人を責ることを司る、日本人等彼に對し應接はせされど

も、飲食を共にする事を爲す、且彼が燒所の火にては、烟草を吃する事もせざりき、一人毎に繩をこき、服を脱せ、全身を改め、先子を其内の最狭き牢に入たり、此所は家の一隅にてくらし所なり、次にヘレフニコフを予か隣の牢に入、此處は少し廣くして稍明るし、其次の牢には四人の水夫を一所に入たり、予か入し牢は、奥行六尺、幅五尺、高さ一丈許にして、絶て他をみることも能はず、水夫等の牢は却て明るくして風も通り、外を見ることもなりし、奉行の命せし詞に、水夫等はロウに、予とヘレフニコフはインウエラリ自注、前に居らしめむといひしか、今其言を解せず、水夫等の牢は却てよしと思ひしか、再び思へば彼等は皆一所に居り、我等は一人毎に別居すれば、其意をいひたるにや、しからは我等においては、却て好まざる事なりき、予か牢はヘレフニコフの牢と接したれば、相語たるには便なり、またヘレフニコフの牢は、日本人の牢と隣りたれば、彼男と語れり、彼男己が名を通し且いひけるは、今より六日を過れば、予は免されて牢を出

へしと、又彼男ヘレフニコフに鹽魚を贈れり、ヘレフニコフも報ゆるに、風領にせし白布をあたへたり、我等其魚を食せしか、飢たる時も甚美味なりき、ヘレフニコフが彼に與へし風領を、彼吉介見付て誰より得たるやと問て、それを取收め、奉行の廳に出して後、我等が衣類と共に收置しとなり、黄昏になりければ、以前我等に給仕せし福松といへる者、二人の下男と共に夕飯を持來り、夫は米飯と鹽漬の蘿蔔二片と白湯となり、福松は甚怒れる體にて、我等問ければ快く答へざりき、但出奔の事においては、聊も嘲る様子はなかりき、福松は、又爰にて我等に給仕するなりと思ひしに、左にあらて、彼二人の下男に給仕の法を教へむために來れるなり、又要用の俄羅斯語をも教へしとなり、我等要用の日本語は既によく覚え居れば、無益の事なれども尙教へ置といへり、食事終りければ、格子の間より古き寝衣を入たり、ヘレフニコフ及水夫等にも又しかなりし、かくて牢の外圍の戸を閉ければ眞暗になりたり、是は牢

外の家も守舎も皆板にて圍みて隙なき故なり、日も暮六ツ時頃になりければ、番人燈を照して牢毎に見廻り、我等を呼醒し答をなさしむ、如斯する事半時毎に替るゝ、來る事なれば、夏の夜の短して、終夜少しも眠ること能はざりき、遭厄日本紀事、俘囚六人再三鞠問して、同年六月小笠原伊勢守、荒尾但馬守より江戸に言上す、文化九年六月進達、去未年クナジリにて召捕候魯西亞人之内、ガワビン外五人、置所出奔仕候始末、吟味仕候趣申上候書付

小笠原 伊勢守
荒尾 但馬守

去未年クナジリにて召捕候魯西亞人之内、ガワビン外五人、當三月廿四日夜、置處出奔仕候處、同四月四日江差附木之子村にて捕押候に付、出奔仕候始末吟味仕候趣、左に申上候、

役名 カビタン
姓名 ワライシ ハイナガワビン 申三十七歳
役名 シトロマン

姓名 アンテレイライチヘレフニコフ 申三十七歳
役名 マダロス マカロフ 申三十三歳
同 シカヨフ 申三十七歳
同 シーモノフ 申三十九歳
同 ワシリエフ 申三十歳
右之者共吟味仕候處、此もの共去未六月クナジリにて被召捕箱館の差出に相成、同所にて入牢申付、渡來候始末追々吟味有之、松前の差出候旨申渡有之候に付、同所の罷越候は、如何様之難儀可致も難計候間、遁去何卒手段いたし歸國可致と存、其段ガワビン并モウル、ヘレフニコフ、マダロス共にも申談候處、遁去候儀は不宜心得違之旨、一同申開候間、得と勘辨いたし候處、右之者共申開候儀に付、遁去候儀は相止、其後松前の差出に成、追々吟味之上漂流之趣相分、置所取扱向等も相弛み、食物着類并寒威凌方に至迄厚取扱相成、一同難有安心いたし、素より亂妨いたし候儀は勿論、日本の様子見聞に罷越候儀にも無之、全漂流いたし食料薪水に差支、無據右品等乞請度エトロフ、クナジリへも上陸いたし候儀にて、外に別心會無御座、何卒歸國い

たし度存、其段願書相認去未十月中差出、取上相成候間、願之通歸國申渡も可有之と存、一同相待罷在候處、當春に相成候而も、歸國申渡之沙汰も一向無之、左候得者とても歸國御差免も無之儀と相察し、且者此もの共同船致し相殘候ものとも、歸國之上王命を請此者共迎として、エトロフ、クナヅリ等の渡來可致候哉、左候節言語雙方如何様之行違有之候儀も難計、殊に此もの共御返しに不相成趣承り候は、争戦にも可及、若左様之儀にも至り候へは、生涯歸國も相成間敷と存、置所忍出、海岸に繋き有之候船を盗取、乗組遁去候は、魯西亞國地之内、又は他國の成とも着船いたし候得者、歸國も可相成、ガワビン一圖に存込、其段一同に相談いたし度候へ共、ヲロキセは足不丈夫に付、殘し置候積之處、モウルは晝夜ヲロキセ側に罷在候に付、モウルに及相談候而者、ヲロキセに相洩可申と存、右兩人には相隠し、夜分寢入候節等之間合を忍ひ、ガワビンより密にヘレフニコフ、マカロフ、シカヨフ、シーモノフ、ワシリエフに追々及相談、一同遁去候積之處、モウルよりガワビン、ヘレフニコフに申開候者、

いまた此者とも歸國申渡候沙汰も無之候間、遁去歸國可致旨申開候に付、猶更力を得歎安心致し、一同同存に付置所遁去、海岸之小船盗取、乗組歸國可致旨、ガワビン、ヘレフニコフ相答候處、ヲロキセ如何可致哉之段、モウル申開候間、ヲロキセは足不丈夫に付、殘し置候積相答候處、左候而は同人一人之難儀相成不便に存候旨、モウル申開候に付、左候は此者とも歸國致し度存遁去候旨、此段開濟有之、ヲロキセは足不丈夫に付殘置候之間、憐愍を以ラシヨワ島の歸國申付有之候様、相願候旨書置可然段、一同相談取極、右書置モウルに爲認置候處、其後モウルよりヘレフニコフに猶又申開候は、得と勘辨致し候處、遁去可申と存候は全心得違いたし候に付、遁去候存念は相止候間、此もの共儀も同様右存念は思ひ止り候様種々申論、右書置も致火中候に付、其節は尤之儀と存同意いたし候旨、ガワビン、ヘレフニコフ相答候處、其後モウルよりヲロキセへも右之段相咄候趣に而、遁去候儀は不宜旨、右兩人より度々教諭いたし候間、最早遁去候儀は思ひ止候旨、申開置候得共、三月半過候而も歸國申渡

之沙汰も無之、とても御返しには相成間敷と推量、遁去歸國致し度存候處、モウル、ヲロキセは不承知に付、相談候而は却而遁去候妨に可相成と存、右兩人不承様、ガワビンよりヘレフニコフ、マダロス共へも密々及相談、食用差遣し候餅、豆煎少々宛、見守番并モウル、ヲロキセにも隠し貯置、當三月廿四日保養之爲松前近邊歩行いたし、夕七ツ時頃一同置所罷歸候處、モウル、ヲロキセは草臥候よしにて休息いたし居候間、ガワビン、ヘレフニコフ、マダロス一同庭に出、同様遁去可申旨申合置、五ツ時過より一同相休、モウル、ヲロキセは座敷次之間見守張番所に寄候方に臥り、此者共は座敷并入側唐紙、障子等之陰に臥り候之様子相伺罷在候處、夜廻り之者拍子木を打ち廻り、九ツ時にて同心并津輕家見守之者も致張番罷在候得共、總體物靜に相成、モウル、ヲロキセも熟睡致し居候に付、不目立様ガワビン起出、ヘレフニコフ、マカロフ、シカヨフ、シーモノフ、ワシリエフを密に起し、前書貯置餅、豆煎を銘々持、且ワシリエフ儀髪髯を刈候爲借置候鉢一挺、湯を入置候茶罐一つ、炭取に有之候十能を持、

マカロフ儀履を直し候節、借置候小刀一本持、シカヨフ儀椀類東之方見守之者見通しに不相成障子を一枚、音致さる様明け、庭に出、夫よりシーモノフ、ガワビン、ヘレフニコフ、マカロフ、ワシリエフ追々庭に出、板塀土臺下を十能に而掘候得とも、掘兼候に付、十能は捨置、
(朱書) 本文十能は置所庭に捨有之、其外持出候品は捕押候節、所持致し罷在候に付取上置申候、シカヨフ、シーモノフ兩人手にて土を掘あけ、其穴より一人つゝ這出、板塀外を廻り、北西之方生垣を越、湯殿澤に出、北に向罷越候處、夜明け候に付、廿五日は各寄合、草深き所に忍ひ罷在、夜中又々北之方に向ひ山中徘徊いたし、夜明け而澤合に休足いたし、廿六日晝時より山中を北に罷越、夜に入候而は歩行も不相成難所に付、山中に罷在、廿七日朝より山中笹藪を罷越、夜に入歩行も難相成、山中に罷在、廿八日朝山を下り候處、大谷川有之候間右川を渡越候に付、古明小屋有之、人居合不申、夜に入兼而シカヨフ下に着居候麻布を裂候而燒、所持いたし候火口并途中に而拾ひ候燈籠にて火を拵、小屋前に

て枯枝を集め火を焚、持出候藥罐にて澤水を取、あひはかまご申草を煮候て、一同食用にいたし、其夜は右小屋に忍罷在、

(朱書)本文小屋之儀は、松前附茂草村山中ひや水と申候所之炭焼小屋に御座候處、當時右小屋にては炭焼不申、明小屋に相成居候に付、當三月廿三日魯西亞人爲穿鑿、同心并人足共右場所罷越候處、小屋前に而火を焚候跡有之、小屋内は茅を敷人臥り候體に相見え、右火を焚候際に、白木綿切并あひはかまご申草落散有之、其外申立候通、道筋履跡所々に有之候段申出候、依之白木綿切之儀は、魯西亞人所持之品にも可有御座哉、モウル爲見相尋候處、魯西亞人下着之木綿切に相違無之旨申聞、ガワビン外五人申口符合仕候、

廿九日朝川下へ下り、夫より猶又山へ登り、夜に入海岸へ出、小船にても有之候は、盜取、クルリツケ諸島之内に罷越、夫よりカムサツカに參り歸國可致と存、夜中海岸徘徊いたし候得共、船々は海岸に引揚有之、船具一切無之候に付、無詮方夜明前山合

わ入、澤に徘徊致し、四月朔日夜川を渡越、又々海岸に出、夜中駈廻り候得共船も無之候間、猶又二日明前山わ入、其夜又々海岸へ罷出候處、丸小屋一軒見請候得共、人居合候様子に付近寄不申、其節海岸にて水柄杓一本へレフニコフ拾ひ取、
(朱書)本文水柄杓、捕押候節所持仕居候に付取上置申候、
夜明前村里近き山わ入、食事も不致難所駈廻り候に付勞れ、谷合に一同休足勘辨いたし候處、海岸申付方も行届候趣にて、船盜取候儀も不相成、山澤海岸等遁去候先々も、夫々尋方嚴重之様子に而、ごても遁去歸國致し候儀は不相成、殊に追々勞れ、食物も無之、飢渴に及び、ガワビンは兼而覺悟いたし居候得共、マダロスとも迄及死失候而者、何ごも歎敷存候間、尋常に被捕候方可然旨一同申談、ガワビン、マカロフは澤奥の方に休足致し罷在、へレフニコフ、シカヨフ、シーモノフ、ワシリエフは澤口の方に休足致し居候處、役人體之もの一人相交、人数十人ばかりも追々谷合に罷越候に付、右場所へレフニコフ外三人共追々罷越候處、下に居候様

手真似いたし候間、一同下に居候處、手を後廻し候様手真似いたし候之間、後へ手を廻し候處、四人ごも繩を掛、追々大勢罷越、役人體之もの附添、其節村名不存、木の子村へ連參番人附居、

(朱書)本文取押候始末相糺候處、魯西亞人共申口符合仕候、

ガワビン、マカロフは、前書之澤に休息致し罷在候處、尋方之もの大勢罷越候に付、兩人共右多勢之中に罷越候處、下に居候様手真似いたし候に付、手を後へ廻し候處、繩を掛、其節村名不存、木の子村へ連行候處、へレフニコフ外三人も同所に罷在、

(朱書)本文捕押候始末相糺候處、ガワビン外一人申口符合仕候、

夫より同五日、此もの共一同松前へ差出相成候儀に而、モウル、フロキセは遁去候儀不承知に付、右兩人は勿論、見守之同心、津輕家之もの共水夫等、馴合、遁去候儀は會而無御座、前書申立候通、歸國申渡之沙汰も無之、逆も御返しには相成間敷、殊に於箱館糺之節、日本に魯西亞船乗寄申間敷、若乗寄候得者打拂候旨、於長崎レザノツトに被仰渡候處、何

故渡來致し候哉之段尋有之候處、其儀は一向不相辨、右等之儀を勘辨致し候得者、若此もの共迎船クナジリ之邊に渡來可致候哉、其節打拂相成候者必定之儀、左様之儀に至り候ては、生涯歸國は不相成儀と推量、全愚昧之心底より歸國いたし度、一圖に存込遁去候儀に御座候得共、去未十月中差出候願書にも、天道に誓偽候儀無之、右願書如何様之子細に而、魯西亞國王披見可致も難計、左候節偽之儀有之候而は、國王并重役人よりも蒙罪候旨申立置候儀に付、國王に誓候も同様之儀に有之、其上日本在留中御國恩に罷成候儀をも忘却いたし、前書之通心得違遁去候段、今更後悔赤面いたし、何共申譯無御座候、此後如何様嚴敷取扱相成候とて、聊可申上儀無之、右體心得違いたし候上は、是迄申立候儀も取用に相成間敷候得共、是迄申立候通漂流に相違無御座、外別心會而無之候間、可相成候は、此度心得違之罪を差免、歸國被仰付候様、ガワビン、へレフニコフ、マダロス共一同相願候之旨、銘々申之候、

役名 レイチヤナント
姓名 ヒヨウドロヒトルイチモウル

右之者吟味仕候處、去未年八月箱館にて、此者共渡來之始末追々糺之上、松前之差出候旨申渡有之候處、ガワビン儀、此者共ヘレフニコフ、マダロス共ニ申聞候者、松前之罷越候は、如何様之難儀可致も難計候間、遁去船盜取歸國可致旨申聞候處、其節は一同不承知に付、遁去候儀は、心違之旨、此も之并ヘレフニコフ、マダロス共俱に申諭得心致し候處、松前之罷越候之後、當一月夜分一同寢鎮候節に、此者并ヲロキセは相隠し、ガワビン、ヘレフニコフ密に及相談候様子にて、子細は不相分候得共、右兩人心得違遁去候儀にも可有之哉、此ものヲロキセへも相隠、密々及相談候上は、右之もの共遁去候妨に可相成と存、萬一此もの并ヲロキセを殺害可致も難計、甚心痛致し、種々勘辨いたし候處、遁去可申旨此者より申聞候は、ガワビン、ヘレフニコフ存念も相知可申、若心得違之儀も有之候は、申諭方も可有御座と存、歸國申渡之沙汰も無之候間、遁去歸國可致哉之旨、此者よりガワビン、ヘレフニコフの申聞候處、兩人共甚歡候體にて一同同存、置所遁去、海岸之小船盜取乘組歸國可致由、右兩人申

聞候間、ヲロキセは如何致し候哉之旨承候處、同人儀は足不丈夫に付殘し置候積之由、ガワビン、ヘレフニコフ申聞候間、左候而者ヲロキセ一人之難儀に相成、不便に存候旨相答候處、左候は、ヲロキセは足不丈夫に付殘し置、此者共は一同歸國いたし度存遁去候間、此段開濟、ヲロキセ儀は、憐愍を以ラシヨワ島之歸國申付有之候様相願候段、書置いたし可然旨、ガワビン、ヘレフニコフ申聞候間、此もの儀も同意致し候體いたしなし、右書置も此もの認置、其後此者よりガワビン、ヘレフニコフの猶又申聞候者、得と勘辨致し候處、遁去可申と存候は、此者甚心得違いたし候に付、遁去候儀は相止可申、縱令置所出奔致し候而も、地續には無之島國にて遁去候儀、并海岸之小船にてても容易に盜取候儀は相成間敷、殊に未十月中差出候歸國願も取上に相成、未有無之沙汰も無之候得者、歸國不相成事に治定致し候儀にも無之、右願書に天道の掛偽無之、如何様之子細にて、右書而魯西亞國王披見可致候も難計、其節若偽之儀有之候得者、罪を蒙候段申立置候之上は、魯西亞國王の誓候も同様之儀、其上追々漂

流之始末相分候後は、奉行所之罷出候節細も差免、都而置所取扱向も相弛、食物衣類に至迄手厚成取扱、右體在留中日本之御國恩に罷成、殊に願之上保養之爲、近邊歩行差免も有之、旁以遁去候而者相濟不申、右之存念は思ひ止り候間、ガワビン、ヘレフニコフも同様思ひ止候様種々申諭、此もの認置候書置は火中致し候處、兩人とも尤に存候旨にて得心致し候得共、此上萬一右體心得違之儀有之候而は、是迄有體申上候儀も偽に相成、此もの迄歸國も相成間敷と存、甚心痛致し、ヲロキセも右之趣内内申聞候處、同人儀も此もの同存にて、遁去候儀は不宜心得違之旨申聞候間、左候は、ガワビン、ヘレフニコフの心得違致間敷旨、俱に申諭候様相願、遁去候儀は不宜旨ガワビン、ヘレフニコフの時々ヲロキセ兩人にて申諭、遁去候様子も有之候は、早速見守之者に爲相知可申と存、ヲロキセ兩人申合、夜分も心附罷在候處、此者共申諭し候儀を相辨候哉、遁去候様子も曾而無之候間、安心いたし罷在候處、當三月廿四日願之上、晝時より近邊他行いたし所々駈廻り、七ツ時頃置所之罷歸、其夜は草臥候

に付、五ツ時過より一同相休、何時頃に候哉夜半頃目覺小用罷越候之處、其節は一同相休罷在、此者も猶又臥り熟睡いたし、夜明候而、水夫之ものに被起目覺候處、ガワビン、ヘレフニコフ、マダロス不殘遁去候段承り、誠に驚入仰天致し候趣にて、草臥熟睡いたし、右之もの共出奔いたし候儀を、一向不存罷在候之段、無申譯恐入候儀に御座候、然處穿鑿之上六人共不殘捕押に相成、右始末吟味之上、此者馴合候儀は無之段相分り候得共、在留中厚御國恩に罷成、御手厚之取扱をも忘却致し、此もの申諭候儀も不取用、右體心得違之儀は役人仕業に無之、禽獸同様之いたし方、魯西亞國之者は右同様可致と、本國之恥辱誠に赤面致し、何共可申立様無之恐入候儀にて、前文にも申立候通、遁去候而者不相濟旨、ガワビン、ヘレフニコフの精々教諭いたし候得共不取用、右體心得違致し候上は、去未十月中天道を懸、偽無之旨を申立候、歸國願書も虚偽に相成、取用にも相成間敷、とても歸國は不相成儀と覺悟いたし罷在、最早於此者は歸國相願候存念曾而無御座候得共、漂流之始末并歸國願書に申立候趣、偽候

儀は無御座、尤其節申立殘し候廉々も有之候得共、右者漂流いたし、吟味筋に拘り候儀には無之候間、是迄不申立候得共、ガワビン外五人、右體心得違禽獸同様之仕業致し候上は、右等之儀迄不申立候而者、魯西亞國意も不相分候間、右之次第并先年レザノット長崎往返之始末、其後ホーシトフ、タウエタフ日本に渡來亂妨いたし、ヲホツカに罷歸、國都に差出に相成候始末共、此者承り及ひ候丈者、逸々明白に可申立候間、是迄申立候儀虚偽無之趣、取用有之候様致し度、且追々尋之趣等愚察仕候處も御座候間、此もの一己之存念には、歸國有無善惡共相分次第尋無之候而も、逸々明白申立御疑を解可申と、相兼而心掛罷在候處、此度ガワビン外五人心得違いたし候間、猶以御疑を相増候儀相成、恐入候間、彌右之始末不申立候而は、御疑も解不申儀に付逸々申解、何卒後來御疑之筋も相分り、兩國接壤之地安穩に、邊夷之者迄御恩澤を仰き、且は魯西亞國之者とも皆々蝦夷同様之思寄無之様いたし度、此者赤心之有條を盡し、天道に誓て偽之儀不申立、追々別紙に逸々相認可申立旨申之候、

右之者吟味仕候處、當二月中魯西亞人一同、置所に而密に相談致し候様子候得共、何様之儀を及相談候哉子細不相分候處、内々モウルより申問候者、ガワビン、ヘレフニコフ儀、置所遁去海岸之小船を盜取歸國可致、尤此者足不丈夫に付、殘置可申旨及相談候得共、モウルは不承知に付、遁去候儀は不宜旨、種々申諭し得心致し候得共、萬一此上心得違之儀有之候而は、此者迄も不相濟候間、ガワビン、ヘレフニコフ心得違無之様、俱に教諭いたし吳候様申聞、心得違之儀に有之候間、遁去候儀は不宜趣、モウル此もの兩人に而、ガワビン、ヘレフニコフの時申諭、モウル兩人申合、右之者共若遁去候様子も有之候は、早速見守之者に爲相知可申と存、心附罷在候處、近頃は右様之存念も曾而不相見、密々相談等いたし候儀も無之候間、遁去候儀は不宜趣得心いたし、最初之存念思止候儀と存、安堵いたし罷在候儀にて、當三月廿四日魯西亞人願之上、此もの一同晝時より他行いたし、松前近邊廻り、七ツ時頃置所罷歸候處、此ものは足不丈夫付別而草臥、

同夜は五ツ時過より一同相休候處、草臥罷在、殊に短夜之儀故、此者は夜中目覺候之儀も無之一睡いたし、夜明候而水夫に被起目覺候處、魯西亞人共通去候趣承り驚入、誠に仰天いたし候所に御座候、前書之通モウル此もの兩人に而時々申諭、近頃は遁去候様子も無之候間、安心油斷いたし、殊に草臥熟睡いたし居、ガワビン外五人遁去候様儀を不存候段、恐入候旨申之候、

申六月

小笠原 伊勢守
荒尾 但馬守以上、靖北、録、蝦夷

一千八百十二年自注、我文城に入接するに、松化九年までは、我等みな帽子を被り、此所にて帽子を脱せ、政廳の前なる堂にて、我等皆棧に居り米飯鹽漬の蘿蔔及ひ茶を與へたり、夫より政廳に入れば、少し後れて、モウルとアレキセイ來り、我等と少し隔て居れり、元より諸役人等みな列せり、暫して奉行出來れり、其面色容貌少しも常に異なることなく、全く我等に對し不快を抱ける氣色もなく、既に

席に就て直に我等に問けるは、備等は何をか意に挟みて出奔せしやと、元より其言語柔和にして常に變ることなし、予通事に言けるは、この答へをなさん前に、先奉行に告へき事あり、此度出奔の事において、皆予一人の思慮に出て、自餘の者は予か爲に誘はれたるなり、彼等は皆予か指揮に従ふものなれば、若予か命を用ひざる時は、爾後俄羅斯に歸りて重き罰を受ん事を恐れてなり、もし我等を殺すへくは、只予一人を殺し、自餘の者は害する事なかれと云ければ、奉行是を聞て、今備等を殺す事は議せず、要なき事に詞を費すことなかれとて、又初の問をなせり、予答に、我等は所詮免され歸國すへきことは叶はぬこと、察せし故、出奔せしなり、其事は委しく我等に告し者ありて知れり、其時奉行色を變して、誰か其事を告たるや、備等も永く捕へ置へしと予かいへることありやと、予答て王都よりの命にて、俄羅斯の船來らは爾くせよ、又其預め備のありし事とも、凡て及ふ事に思はされはなりと、奉行又問に、備いか、して其事をしるやと、予答て貞助詳に我等に告たりといひければ、奉

行貞助に向ひ詰問せしかは、貞助面色變し辨口口をなせし様子なりき、今迄は予のみに問しか、又へレフニコフ及び水夫等に問て、何ゆゑに出奔せしやと、彼等答へて、我等は甲比丹の指揮に従ふべきものなれば、其命に従ひしなりといひければ、傍にてモウル笑て日本人に向ひ、彼等は予か言に従ふて留らは却てよからすと、又水夫等を嘲哂し、歐羅巴においては、囚人の牢より遁れ出る事ありといへり、然れども、日本人はモウルか詞を聞入さるやうすにて、我等に向ひ、出奔の時は如何なる策にて遁れ出、いつれの時刻に何の處より出て、何の道に至り何の處より市中を出て、

此問に就て、我等か居處より市中及通行せし路次等を圖になせり、

何の日如何なる事をなし、又いかなる物を持ゆき、且番人或は給仕のものに、其導をなせしものあるや、又其企を日本人にされるものはなきやなど、委敷糺問せしかは、我等よく實を以て答へたり、又奉行我等か此企は、何時より發起し、如何して望を達せんと慮りしやと問ければ、其時モウル水夫等に

向て、備等神明の前に出たるとおもひ、正直に答ふへしといへり、おもふに、彼既に日本人に告置ける故なるへしと、予モウルのことは拘はらず、少しも飾なく始終を詳かに辨せしか、モウルは却て曾て日本人にいひたる詞の中には、神明の前にていひ難き事ありとみゆ、彼初出奔の衆議に與せしことを、今は藪み飾りて我等か企を顯し、其上出奔をさまたけ、日本人に告げ、奉行への忠勤にせんと意趣とみえたり、凡て彼か心中は、萬事日本帝の命令に隨ひ、免されて俄羅斯國に歸るか、若歸る事あたはされは、日本に留らんと意なるへし、又奉行書簡を出して、此書簡は誰か書たるやと問ければ、自注、此書簡は俄羅斯人等アレキセイのみを殘し、出奔せむとて彼が罪なきことを書遣はせるものなり、事前に詳なり、モウル答て、予か書せりと云て、又思惟して予書せしかと、全く甲比丹の命に従へるなりといへり、日本人是を聞て皆笑へり、終に左の問答あり、

奉行問、如何なる標的ありて走れるや、

予答、本國に歸らんと欲してなり、

問、如何なる策にて、本國に歸り行へしと思ひしや、

答 海邊にて小船を奪ひ、俄羅斯領のクリル島に渡るか、又は韃靼の海岸に至らんと欲してなり、

問 備通れんと計りて、備等遁れ出るとも、直に四方の海邊に令し堅く船を守らしむる事は思はざるや、

答 其事思ひ計らざるにはあらず、然れども、時日を経る内には、何處にてか其望を遂ぐへしと思ひてなり、

問 松前の地は高山にて覆ひたる地なることは、備等先に經歷してよく知れるならん、此の如き嶮岨の山路を平地のごとく速に行へき様なく、且海邊には村落多くして、備等か通れ妨多き事元よりなり、しからは、出奔の企は實に前後を省さる小兒の所爲に等しからずや、

答 我等六日の間毎夜濱邊に出て、處々の村里を通行せしかとも、我等を見答るものなし、今不幸にして成就せされども、全く小兒の所爲に等しともいふへからず、我等本國へ歸らんには、出奔するより外に何の計策かあらん、然らざれば生涯囚となりて朽果へきは眼前なり、是に因て幸にして本國

に歸る歟、二に一の覺悟を定めての企なり、若我命あらん限り千辛萬苦せば、天の助を得て又望を遂へきにもあらざれば、自滅する事はなさるなり、

問 備等望を遂て俄羅斯國に歸り得は、日本をも何と誂へむや、

答 我等見聞せし事はたゞ盡く語り、少しも隠すまし、但、剩言する事は少しもなかるへし、

問 其徒のモウル一人を棄て歸りなは、本國にて官家の意に、これを好とはおもはざるへし、

答 モウル若疾病などにて棄たらんには、不信なりともいふへけれども、彼は元より日本に留り居ん事を欲し、我等に同意せされは、止事を得ざるなり、

問 備等望のごとく遁れ得て、再び捕へ得ざる時は、日本の奉行官吏盡く罪を蒙らん事は思はざるや、

答 いかにも其事を思はざるにはあらず、歐羅巴の法にても、其看守の者は罪を蒙れども、其他の奉行諸官吏迄、死に至るまでの苛虐はあるまじと思

ひし也、
 此時、モウル奉行にいひけるは、彼日本の國法は兼て予か告置たれば能知てあるへしと、予答へて實にモウルより其國法を聞きかど、我歐羅巴の法にて考ふれば、彼か言のこくなる事と決して信し難く、全我等か企を企つへき爲に、かくいひたるならむと思ひしなり、

予嘗て聞、ホーシトフカ亂妨せしに因て、其時の奉行は職を放され、今に閑散にて存命せりと、其亂妨せし海濱、奉行居處よりは遠く隔り、且俄羅斯人の襲ひ入しは、實に不意に出たる事なれども、其差別なく奉行を放されたり、然れども今我等此處を通れ出たることも、奉行官吏の命を失ふほどの罪に行はるへしとは、絶て信せられざる事なり、然るに其夜聞は、實に我等を捕へ得る時は死罪を免れじといへり、

奉行又問けるは、歐羅巴に於て囚人の遁れ出たる法ありやと、予答て、書籍に其法はあらされども、遁れ出まじと誓ひし身にもあらされは、遁ることも許す所なりといひければ、モウル予か言を打消さ

リの事は下に明説すへし、自注、保按に、再捕へし後は、インウエラリは三の丸の証問なるへし、

奉行此命令を傳へ終りて退座しければ、我等を番守する官吏の堂へ誘ひゆき、番守の官卒側に居らしめ、彼官吏は又一人の官吏中川又太郎按するに、松前奉行支配、在住なり、いふものと共に内に入れり、此又太郎は奉行より第四等の位にして、刑罪を主とするものなりと、又前に官吏より我等を又太郎に附屬し、官卒と共に其處に去ければ、又太郎曾て我等か識れる官卒に命して、予とヘレフニコフを異様に縛らせ、水夫等は常にのこく縛らせたり、

日本人の人を縛るは、官人なれば繩を以て帶に廻し、兩手を前にしてくくり、其手の交らざるやうにせり、平民は兩手を背にまはし縛ること、クナジリにて我等を縛れるかことし、

既に縛り終りて、薄暮に我等を曳き市中を出て、城を去事五町計にある獄屋に曳行けり、此時雨降けれども、路の傍に我等を見んとて、土人等おひたしく傘を覆ひて群り居たり、

按するに、以下の考證かな奉行以下亂問の始末、および通事等は、應接の次第にて、おのづから機密を察すへければ、悉く

んとて、日本人に向ひ、歐羅巴においてかくのこきことは絶てある事なしといへり、予彼に其證據を引て示しけるは、諸厄利亞の將軍ヘルフホルト、及ヒコロネルハケ自注、共、人名、甲比丹シトネイスシツト自注、蓋因て後遁れ出たる者なるへし、及ヒ他何數人あり、皆々存在せる人にて、其事を以て恥辱とする例なしといひければ、モウル絶て是を打消し、其例は空言なりとて笑へり、終に奉行より事長き令出たり、其趣意は、日本にて牢を遁れ出たる者あれば、國法に従ひ重き罪科に行ふけれども、爾等他邦の人にて、詳に日本國法をしる者にあらず、且遁れ出しも、日本人を害せんとはあらず、只本國に再歸らんとすることは、人情しかるへき理なれば、我等よりは彼に對し以前のこく懇切におもふなり、しかれども、我政家の意、爾等許すへしや否はしる事あたはず、只我心を盡し俄羅斯に歸らん様に計らふへし、其事決定するまでは日本の法に従ひ、水夫は自注、牢、に、爾等はインウエラリに入おくへしとなり、日本にて囚人を置處をロウといふ、インウエラ

存して後考にそなふ

一同年第五月四日、自注、我六日の出る時に官吏一人來り、予及何れもの名を呼、今日城に出へしとて、午時に城に至り、前のこく廳の前なる所にしはらく待ける時に、モウル及アレキセイを將て至り、予及ヘレフニコフの手の繩のみをとき、只腰の繩のみにして、水夫等は拳の繩のみを解て、臂の上は尙縛り置て、一同政廳にひかれ出たり、奉行席に就て、種々の問答ありて、後に又問けるは、爾等か所行を自よしとおもへるや、惡しとおもへるや、且日本人か爾等に遇すること善と思ふや、惡しと思ふや、予答へて日本人等謀を以て、我等をおしすくめ置なり、其故ははしめ偽計を以て擒にし、次に我等か辨解を取用ひす、此後本國に舶の來りなは、其證を得むこの評議もなく、却て我國の舶來らは是を伐んとす、依て我等か身、にせまりて、如何共すへき様なく、事のこ、におよへるは、皆理の當然也と憚る所なく演ければ、奉行驚きたる様子にて、爾等を擒にせし事は既に過たる事なれば、今さらにいふに及はず、只爾みつから罪ありとおもふ

や否と問なり、備自罪なしとせは、我備の事を曲に我國王に奏すること能はずといへり、予おもふに、奉行の意は、我等を強て罪に服せしめんと謀るならむと察せしかは、答て今我等天の照覽に對するか、又は天に等しき正直の裁判所に出てんには、予か所行に曲れる事なきは明らかならん、然れども、今億萬の日本人に對して、只我等六人のみ特に囚獄に落し、薄命の者なれば我等を罪なしとも、其意にまかせらるへし、但し、罪せんとならは予一人を罪すへし、其他の者は皆予か命にしたかふものなれば、彼等に罪なしといひければ、奉行是を聞て備同伴の者を擁護て、罪を一人に受むとするは、左も稱すへき事なり、しかるに、水夫等は備の命に従ふ事は勿論なれど、ヘレフニコフに於てはしからず、其故は彼は一個の官人なれば、船中にては船首の命に従ふも宜なり、今かく囚となりては、必しも船首の命を用ふべきいはれなしとて、又ヘレフニコフに問けるは、備は自ら罪ありと思ふやと、ヘレフニコフ答へて自ら其罪なきをのへ、且我等は正道に従ふて、理なきをいふ者にあらすといひければ、

は、日本人いづれも怒れる様子にて、備等か答の趣にては、我等國王に奏すへきやうなしと云ひき、これは我等か利にならざる様子な口口なは、改りて辨解すへしとの意とみえて、終に其怒も解たり、一其後は、我等に退出すへしと命し、我等は外に出けるか、モウル、アレキセイは尙殘れり、今日奉行の前にありし時、予足の痛み甚しく立て居難しといひければ、奉行速に命して榻を與へたり、外に出ければ再縛りて牢に曳行ぬ、牢に歸りみれば、予か着せし服と、綿の入たる寝衣を入置けり、ヘレフニコフ及水夫等にも皆然りと、扱今はまた我等を實の罪人のことく扱へり、しかれども歐羅巴の罪人よりは大に寛なること、思ひしか、彼國の罪人よりは少しは寛になしたりとみゆと、其事實を左に記して考合に備ふ、

一牢の様子は、前に記せるか如し、牢の外圍は毎日掃除をなさしめ、我等か城に出たるのちには、牢内をも掃除して、寝衣等取出して風にさらせり、朝晝晩と三度宛時を定めて食物を送り、蒸餅の代りに米飯を磁器に盛出せり、予とヘレフニコフとは、

初日は數日さまよひし疲れにて、飢たれば此一椀を盡せしか、次日よりは飽て餘れり、水夫等は足さるよしなれば、其餘りを與へたり、

初此餘りを水夫等に與ふる事、給仕のもの心よく周旋せしか、或時吉介是を見て怒り、制して是を禁せり、

米飯の外に、海藻蔬菜の類ヘーレンカラウ、自注、上に注す、ウイアルテアユニオン、自注、松前の方、ワーテルアアント、オレン、自注、上等を、日本人の味噌と名付たるものにて、羹となし與へたり、其味悪からず、時としては羹に鯨の肉を用ひ、晩には羹の代りに鹽漬の魚肉、及鹽漬の野菜を出せり、飲料は白湯にて、意にまかせて與ふ、夜中にも飲を求むる時は、番守の官卒給仕の者を呼て水を持來らしめ、少しも煩はしき氣色はなかりし、手洗水は別に與へされども、飲水にて手を洗ふことはゆるせり、其後又櫛を送りしか、齒至りて短し、是は囚人のために造れるものとおもはる、

一又日本人の我等に厚かりし事共は、或夜地震強く騒かしかりけるか、番守の者速に燈を持來りて、

おどろく事なけれ、此のとき地震はこの地に常にあることにて、危き事にあらずといへり、是は此人の中心より出たる親切なりとみゆ、我等日本人には多く悪さまに扱はれたれども、中には斯のとき親切なる人もありければ、稱すへき事と思ひき、又權藏といへる男も懇切に我等を慰め、渴して水を乞ければ、傍人にしらせず、茶を持來り與へし事も數度ありて、我等か鬱氣を散せしめしこといと辱かりし、此外にも又二人我等に親切なりしものありしか、其内殊に感せしは、牢を遁れ出たる夜に、番守せる官卒なり、彼は咎を受けて職を放棄せし、その夜慎にて髪も髭も剃らず、顔色憔悴して心痛ある様子にて、我等か追手に加はり來りしか、我等ふたゝひ彼に逢し時、舊にかはらす丁寧に應對し、少しも憤り憎める氣色なくて、ふたゝひ松前へ曳れし途中も懇にあつかひ、彼があつかからざる事までも厚く介抱せり、彼か同僚には甚憤り憎むものもありけるか、此男はかりかく大量なるは實に感するに堪たり、數日過て予一人城に出へきよしにて、出ければ、

此數日の内は、通事も醫師も絶て来らず、水夫等病に因て屢醫者を請けれども来らず、只時々官吏の順視せしのみなり、

奉行の次官二人出て問答せり、但し、予か此席に至る前に、貞助来りて予に告げるは、モウルは備等に對し悪意を含み、多く備等か害となるべき事を日本人に告たり、しかれども日本人は是を信用せんとも思はされは、心を痛むる事なかれ、かつ今日は日本人へモウルか通事をなすべきよしなりといへり、予此事を聞しかば、官人を見るに直に乞けるは、今諸君より問の出る前に、先予か思ふ所を飾りなくのふへし、もとより通事等にも解しやすき様に辨せんといひければ、彼答へて、我等は何れにも通事を借て聞事なれば、備か意に叶ひしものに通辯さすへしと、こゝに於て予は彼に問けるは、今たとへは日本の官人三人囚はれ、其二人は予とヘンニコフの如く、今一人はモウルか如くあつかはれるは、日本人の心には如何思はるゝやといひければ、笑て暫く答へず、やゝあつて、老輩の官人いひけるは、備等心を勞する事なかれ、我は俄羅斯

人に於て差別することなし、只事の實を詳にしらんと欲するのみなり、又日本の國法にして總て事を急に決することなし、今備等狭き牢に入られたりども、追々新奉行来りなは、別に好住居に移され、且遂には官の許しありて、本國に歸るべき事もあるへしといへり、

一又とひけるは、クリル人の言に、先年レザノフ商船の海賊に與力し、ホーシトフに命し其船を領せしめ、彼か名にて日本を襲はしむと、此事實なりやと、予是を聞て思ふに、そのクリル人といふは誰人ならん、モウルの外はあらしと察しければ、答へて、予は其事ありや否は知らされども、レザノフか日本を襲はんとの慮ありし事は、ほのかに聞けり、一夫より日本人の前に、幅廣き書札を置て種々の問をなせり、其問は我等か航海の主意、俄羅斯國の風俗國政の事、及歐羅巴の諸港、并拂郎察國の事等なり、皆前條の事より出たるならん、其内には、無益の事も多かりければ、其問は直に打消してやみぬ、右之問も終りて彼老輩の官人いひけるは、必危み懼るゝ事なかれ、日本人は正直を旨とすれば、

在て備等を害すへき理なしとて、予を慰めて牢に歸りて、今の事をヘンニコフに語り終りてのち、中川又太郎二人の通事を將て来り、一通の書面を出し、是は今度備等か告状を書たるものなり、尙相違なきや改むへしと、又予にいひけるは、備等出奔の時に小刀を盗取し事と、又備かきし俄羅斯船の來りたらん時に、日本人の心得に、兵卒火砲杯を海岸に送りて警せしむといへる事は、其書面に除きて載せず、但、備か奉行と争論せし事などは、人に語るへからずといへり、

此に就て見れば、出奔の事に付ての告状は、書面に取捨して委しくは記さず、これは此事に就て、日本人の罪を被むる者を免れしめんとするためなるへし、かゝる卓量の計らひあるは、我邦にても常に政令に權法あるの理ならずや、是は此事に預かる者の罪宥めんとして、かく計る事疑ひなし、予も曾て番守の官吏并給仕のもの、及貞助等の、予かために罪を蒙ることのなからむやうに願ひ、今又太郎か詞にて大にこゝろを安んせり、彼又予に諭して、モウルの罪をも予に引受て辨す

へしと、其趣意は、初めモウルか出奔せんといひしを、且我等に隔にいへるのみにして、實意にあらず、且彼かシイモノフとワシリエフに出奔の事を命せし事もなきこと也といふへしとなり、予答へて、其意に従ふことあたはずといひければ、又太郎大に憤り高聲にて、強て其命にしたかふへしといひしか、予答へて、モウルか初出奔せんと思へる事は、實事にして證據ある事なりしか、中頃にて臆病を起し、心を變せしものなればなりといひてしたかはさりき、モウルか事においては、我より求めて係りあふへき理なきよしあり、しかれども此書を見るもの、予か彼に怨みを含みて妨くるやうにおもふへければ、左に其由をしるしこれを明す、

一前にも記せることく、モウルは日本人に相對し、己は俄羅斯國人にあらず、本國は獨逸國なる事を明せしは、其實意は全く我等に拘らず、獨日本人に諂諛し、己を和蘭船にて獨逸都に送り返され、夫より俄羅斯に歸りて、日本人に捕はれたる始末を取繕ひ、己かよきやうにいひなして、我等をば末代まで恥辱に沈めんとするなり、予此心底を察する

に、只其實事をいふより外なし、彼其謀を遂されども、今彼か勢は一箇の貴官のごとくにて、我等に害をなすものなれば、今我等か彼に遇すること、實に温和に過たりといふへし、

初めクナヅリにて捕へられし時、日本人予か衣服の内より探り出せる物の内、予か手冊ありしか、後予思ひ出せしは、其手冊にはダウイドウ、ホーシトフの名を記しあり、日本人もし其名を見て予を糺さんには、如何に答ふべきやと思ひ悩みて、ヘレフニコフに議りし事ありしか、豈計らんや彼か手冊に彼兩人の名を記したるは、予か國友なる者なりといひしよし、貞助予に告たり、夫に就て貞助いひけるは、此言あれども敢て備等の害には成へからず、是は日本人より問て彼か答へたるにあらず、彼みつからいひ出せしなれば、日本人此事を取用ひて、備を罪する事あらざるへしと、其後絶て此事は日本人よりいひ出る事はなかりき、

爾後三日過て、又太郎及び通事來りて、又予にモウルか事の辨解をあらためんことを勧めければ、前

に述しよしなれば、此事においては決して承引へきやうなれば、諸君も無益に勞し給ふことなかれといひはなちしに、其後は如何せしやしらす、一其後も尙モウルは偽計を以て免されて歐羅巴に歸り、我等をは末代までの恥辱に沈め、むなく朽果さんとするとおもへば、予か心中鬱悶して如何ともせんすへなかりき、予此頃病に係りしか、既に七日過十日過れども醫者を送らす、既に水夫等の病て屢醫者を招きけれども來らざりしか、終に一人の醫者來りければ、予か病體をかたり、醫者予を診して飲劑をあたへ、夫よりは毎日來れり、然れども其藥は予か痛症に應せず、却て逆へると覺えて甚衰へたれども、一度刺絡せん事を請しに、醫ふるへし手を以て予を諭して、刺絡することは肯かはざりき、

刺絡することは、奉行の許しなければならぬことなりとなり、

一予かく病たれども、幼少より諸病によく堪へ、精力も強ければ、彼病に反せる藥に逢たりとも、元氣は是に勝たりと見ゆ、爰に奉行荒尾但馬守の稱す

へきは、予か病は鬱悶より起りたる事なるへしと察しられ、中川又太郎を以予にいはしめしは、備か病は心勞憂苦より起りたる事なれば、必しも氣をいため心を勞することなかれ、日本人は毛頭備等を衰弱せしむるの意なく、新奉行爰に至らば、直に備等を別のよき住居に移し、兩奉行の力を以、實等を本國に歸らしむへし、此言を熊次郎通辯せしか、彼も此詞を述つゝ、感涙を流しぬ、予此奉行の言を全く信ずるにはあられされども、其實意に感して稍こゝろ安んしぬ、

一其後は、我等か飲食格別によく改まり、時々蕎麥餅、或は赤小豆粥、或は鶏の羹汁を興へ、又飲料は白湯代りに茶を喫せしめたり、此等の事は貞助か取持に因て、奉行の命せられし事なりき、

一此日又太郎、通事熊次郎と共に來り、奉行の命にて我等を訪らひ且いひけるは、今日日本の罪人を責しごとくに、備等をも責ると思ふへからず、日本の法にて、異國の人には肉刑を施す事なしといへり、是は只我等か心を安むせしむるのみの事なりとおもひしに、其後さきは實にかれかいひし如く、

日本の國法として、たえて異國人には肉刑を施すことはなしと、但し、日本人をキリス教法に導んとするは、嚴しき罪科に行ふとなり、

日本國にも種々の教法ありて、クルル人等の尊信する教法をも皆禁せされども、キリス教のみは甚忌嫌ひて、極めて嚴科に行ふなり、其故は往時カットレイキ自注、羅の僧日本に至り、日本國王の免しを得て、其教法をとき弘め、諸人を導しか、間もなく國中に兵亂起りて、悉くキリス教を禁し、所々の街衢に榜示を建て、キリス教を奉ずる者を訴出るにおいては、銀五百枚を興ふへしと、又家毎に奴僕を遣ふに、必まつ誓書を以、キリス教にあらざることを證せしむ、又長崎は往時キリス教の人多くありし所なれば、彼キリスの像、并カットレイキの寺にありし什物の類を踏ましむ、其土人歳の始めに、是を踏てそのキリス教にあらざる事を證するといへり、又通事の話には、其所に住するものに、稀にはキリス教を奉ずる者もあれども、尙其路にしたかひ、あらはに其佛像を踏となり、歐羅巴人もまゝ、此事あ

れは、怪むに足されど、假令偽りの誓ひなりとて、是を踏は其教法に背かしとは謂れまし、俄兒曰く、日本人のキリス教法を惡み嫌ふを非とすることなかれ、如何となれば、其教法に就て國中血に染るの戦争起りし事あればなり、是其時に教化せる僧侶の愚昧好事にて、事を誤れるなり、歎すへきにあらすや、

一同年第六月中旬自注、我五再ひ奉行の廳に呼出され、奉行及諸役人列座して被告狀の書札を讀聞せとひけるは、備等の事に係りて日本人の答となるべきことは省けり、其餘の事は備等か意に違へる事なきなり、我等是を聞て相違なしと答へり、次にモウルか告狀を讀聞せしか、モウルは己か罪なきやうに書載、水夫等に出奔の事を勸めしことなどは絶てなければ、我等において不同意の事なりき、是を讀終りてシカヨフ、モウルに向て、へウトルへウトロイチ自注、則モウ、名なり、天をおもひ、備等か實を咄へし、其時俄羅斯に歸るの望みなかりしやといひしかは、予へレフニコフと共に、是を制していはさらしめたり、然れどもモウルは、此一言深く胸

に徹したる様子也き、此シカヨフの直言に就ての事は、猶下に詳なり、日本人は我等か告狀の糺は、事濟たりとて退かしめぬ、

一同年第六月廿九日自注、我六小笠原伊勢守到着し、第七月二日自注、我六政廳において諸官人列座し、我等及モウル、アレキセイも共に呼出せり、予其席に入むとすると、モウル予に向て、我等を危み懼るゝ事なかれ、甚好き趣なりといへり、席に入て小半時計り過て、兩奉行出て席につき、新奉行に従て更に又兩人の官人出たり、此新奉行は先の奉行より年高くみえたり、新奉行廳に出て左の方に坐し、先奉行は右の方に坐す、其所に列座せし諸官人何れも奉行に向て禮をなす、此時先奉行いひけるは、今新に來りし奉行は小笠原伊勢守とて、予か職に代るべき人なりとて、又我等の名位を新奉行に傳へしかは、我等も彼に向て禮をなしければ、彼も笑を含みて頭を低けて答禮せり、先奉行一人の官人に命して、大なる卷たる書面を出さしめ、我等にむかひて、モウル告たるものにて、彼考書按ずるに、口書なるへし、下文に其考とあるいふものなり、是に不審なり、恐らくは譯の誤りなるへし、

を備等に讀きかせ、其考モウルと同じきや否を演へしといふて兩奉行は席を退き、諸官人残りて我等か考を聞むとす、兩奉行の座を立ごき、モウル甚禮を厚くなして後、彼自ら其考書を讀聞せたり、其内には我等の出奔の企等を詳記し、彼かはしめ我等と共に出奔せんと計りしは全偽にして、本心にあらずといひ、我等か辨せし事は打消し、且我等か航海の主意、俄羅斯國東境の様子并國政の事、拂郎察國と軍の事、及テルシ自注、字編生のサムラにて和盟等の事まで委細に書し、終に免され歸らん事を願ひ求むるの趣意なり、此考書を讀る内は黙して聞しか、既に終りければ、我等其事の違へるを論證せしかは、日本人色を變て、備等はモウルに對し争へき理なしといへり、予對へて、公等モウルか巧言を是とせば、我等は争ふまし、今爰にモウルか偽りを對する證據に立へき者なければなりと、又へレフニコフは彼二三事舉て争論せしか、日本人愈怒りけるゆゑ黙せり、然れども此モウルか考書に、我等か名を加へ證にせよと命せらるゝとも、其事において肯ふましと心に決せり、かゝる所に兩奉

行ふたゝひ出來りければ、一官人モウルか考書を我等に讀聞せし由を述けるか、我等か論せし事は何といひたるやしらす、新奉行懷中より歐羅巴やうに疊める一幅の書翰を出し、是を一官人に渡しければ、又是を通事に傳へ、通事より我等に渡せり、披き見れば俄羅斯の書にて、松前奉行に贈れるものなり、又外に一幅拂郎察文にて其譯をなせしものを添たり、其文左の如し、

俄羅斯と日本とは隣國たるを以、共に交を結て親睦せんことを欲す、殊に日本所屬の人民の利益となるべきなり、此趣意を以俄羅斯より使節を長崎に送りしなり、然るに、日本官家此事を肯はざるによつて、俄羅斯政家も止事を不得、我所領のクリル諸島、及サガリンにおいて、日本人の交易するを禁す、畢竟日本所屬の諸島人民は、實に我方と交らん事を欲するを以、遂には日本官家にて、其事を彼の所屬のウルツブ、サガリンの土人より聞知て悟るまでは、爾く交易を止るなり、若長く俄羅斯と交を肯はされば、終には日本所屬この方の諸島を失ふに至るへし、

此書翰に月日も姓名もなく、又誰か命にて日本人に贈るといへる少しの識もなし、我等是を見て、必ホーシトフの書なるへしといひしに、モウルも是には同意しければ、明に日本人にいひけるは、此事は決して我政治家の知たる事にあらず、ホーシトフ此書を作り、俄羅斯政家より出たるやうになせしものなり、其姓名を記せざるは、是我政治家より出ざるの證據なり、且ウルツプの土人より聞知へしといへども、今すてに久しくウルツプに土人なきは、人みなしれる所なり、斯のごとく齟齬せし事は、我官家にあるべきの理なしと、新奉行いひけるは、予其書の作者を糺す事は要とせず、只書面の趣意を聞いて我官家に告げんとするのみなりと、是に依て予直に是を辨せしかば、モウル從て是を記たり、またホーシトフの移牒二幅を出し示せしか、是は彼かメダイレンを、サガリンの土人にしめしたる時の文にて、前にみしものに異なる事なければ、別に譯をなすに及ばざりき、自注、ふれ、か、メダイレンは第三卷に出す、終りに新奉行我等に告げるは、遠からず備等をよき處に移し、萬事自由になるへしといひて、兩奉行は席を

さり、我等も牢にかへれり、一此日牢に歸りければ、給仕のもの殊更に親しく且よく勤めたり、貞助いひけるは、備等出奔の後、モウルとアレキセイを以前備等か居し所に置たりしか、今其所を再備等の居所になし、モウルとアレキセイは別に一室を營み居らしめんとなれば、其室の成就までは待へしとぞ、はしめ我等は、日本人の意にてモウルと別の室に居らしむる事と思ひしに、後にきけばモウルが強て願ひし事なりとぞ、又貞助か話に、新奉行の王都を發せし時に、國王より命ありて、意を用ひて我等を厚く保護すへしとありしによつて、彼か松前に來りて更によく遇する也と、一爰に通事貞助か、厚意と量の大きなを顯はす事あり、予クナヅリにて日本人の陣營に赴きし時、若日本人我等に出合さる時に殘し置んと思ひ、豫しめ書札を作りて懐にせり、其大意は、日本人の無法にして我より敵對もなきるに、銃を放せる事を諺り、其他日本人の不法なる事を一二記し、且俄羅斯

斯の官人は帝家の命あるにあらざれば、外國に對し猥りに戰爭する法なき事を明し、是によりて我等は日本人の斯のごとき亂妨にも敵せず、又怨みともせざるは、日本人を怖るゝにはあらず、我政治家の免しを得されはなりといへる事を記し、其終りに唯予か趣意を書たるのみにて、日本人に拘はりし事はあらざれども、其初の文は、日本人の高慢なる氣質には定めて憤りを含むことなるへし、此書の事はモウルもよく知たれば、彼等日本人に告しによりて、其書札は他の雜物ともに日本人の方々に收めありければ、貞助に命し是を譯せしめたり、しかるに貞助此文を通覽し、日本人の意に觸れず、我等の害にならざるやうに譯し、我等か害になるへき條はなしとて事濟たりとなり、一同年第七月九日、自注、我六、月十三日、又奉行の廳に呼出し、新奉行命しけるは、備等の出奔せしは、只本國に歸らんと欲するのみにして、日本に害をせんせしにあらざれば、今備等を改めてよき住所に移すなり、再ひ出奔の事を計らす、よく堪忍ひて日本政治家の命令をまつへし、我等務めて備等を無事に歸國せ

しむるやうに計らひ得さすへしと、又我等は繩をゆるすへしと命せり、我等か後に居し官卒等いつか繩をときゆるめたりとみえて、奉行の命あると忽ち繩をとき立たり、又先奉行いひけるは、我等は以前ののごとく備等に對し懇になすへきなり、備等も身を無事に保ち天を祈りて幸福を待へしと、兩奉行は入て我等も城を出去しめぬ、同日城を出てもこの牢に歸す、初め松前に來りし時、日本人のヲキシヨ按するに、四人の居と名つくる所に誘ひ往けり、按するに、曾因通亡の後捕はれて、結別所に牢舎せしにより、今度しこの牢に移せるなり、此所に予とヘレフニコフ、又水夫等四人一所に居り、モウルとアレキセイは、別の小舎にありて出入の口も異り、食物も甚よく致して、はしめこゝに居し時より大に勝れり、其上毎日酒を與へり、又櫛、手巾、蚊帳并煙管とよき煙草を與へたり、茶は常に我側の爐にあり、就中嬉しかりしは、我等か書籍を返しあたへ、筆墨を恵めり、是は計らざる事にて大に喜へり、夫より予日本語を俄羅斯文字にて多く書集めしか、猶日本の文字をも學はんと思ひて、通事熊次郎に其手本を乞けるに、奉行のゆるしな

ければ與へ難しといひしか、爾後國法にて耶蘇宗の人に文字を教ゆる事は制禁なりとて、うけざりければ、只日本の字語を集めて、俄羅斯文字にて記せり、

一モウルと我等の隔は、只單なる語のへたてなれは、予モウルと應接しても妨げなきやと貞助にとひければ、何の答かあらん、隨意に相語るへしといひしゆゑ、予即ちモウルに言をかけしかと、答へざりき、モウルは此度彼かために別室を營み、并に其他我等かために、多くの惠を施されたるを、先奉行に謝するための書簡を編せり、貞助是を讀聞せしか、新奉行へも多くの謝詞を添、我等か日本に捕はれし事を述て、此奉行の爰に主宰たる時に遇たるこそ、我等か幸福なりなど諛り甚し、予思ふに、荒尾但馬守外の官人、此に主宰たる時捕はれなは、彼か如くには恩惠なきや否を如何にそしらんや、モウルか諂諛のことばこそかたはら痛けれ、連厄日本紀事

通航一覽卷之三百六終

通航一覽第七終

山田安榮
伊藤千可良校
岩橋小彌太

大正二年九月二十日印刷
大正二年九月廿五日發行

(通航一覽第七奥附)
非賣品



發行所	印刷所	印刷者	編輯者兼
東京市京橋區新榮町五丁目三番地 國書刊行會	東京市芝區櫻田和泉町七番地 國書刊行會第二工場	東京市芝區櫻田和泉町七番地 高宗啓藏	東京市京橋區新榮町五丁目三番地 國書刊行會代表者 早川純三郎

終